

2017年10月改定



海外旅行保険 ご契約のしおり

**OVERSEAS
TRAVEL
ACCIDENT
INSURANCE**

ジェイアイ傷害火災

海外旅行保険ご利用の皆様へ

このたびは弊社の海外旅行保険をご利用いただきましてありがとうございます。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、海外旅行保険にご加入の皆様にもしものことがあった場合クイックサービスを行える体制を整えております。

海外55都市に設置した「Jiデスク」による“日本語緊急アシスタンスサービス”や24時間受付の“緊急ダイレクトコールシステム”もご利用いただけますので、旅先で万一トラブルの場合でも安心です。

どうぞ今後とも、充実したサービス網によって支えられた弊社の海外旅行保険をご利用くださいますようお願い申し上げます。

 **ジェイアイ傷害火災保険株式会社**

も く じ

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1. ご契約の際にご注意いただくこと | 2頁 |
| 2. ご契約後にご注意いただくこと | 4頁 |
| 3. 保険証券の発行について | 6頁 |
| 4. 保険金ご請求の手続きについて | 6頁 |
| 5. 保険期間（保険のご契約期間）の延長のご案内 ... | 8頁 |
| 6. 海外旅行保険の概要 | 10頁 |
| 7. 海外旅行保険普通保険約款および特約 | 40頁 |

各種サービスにつきましては、別冊の『海外安心サービスガイドブック』をご覧ください。

お客様のご契約に適用される普通保険約款・特約につきましては、7. 海外旅行保険普通保険約款および特約（40頁）をご参照ください。

1. ご契約の際にご注意いただくこと

(重要事項説明書もあわせてご覧ください。)

(1) 告知義務について

ご契約者または被保険者となる方には、ご契約時において、弊社が告知を求めたもの（告知事項：申込書・加入依頼書等に★または☆印が付いている項目）について、事実を正確に告知する義務があります。告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

被保険者の告知事項、その他申込書・加入依頼書等の記載内容によっては、お引受けのできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。詳しくは、重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

→普通保険約款第6条

(2) 死亡保険金受取人について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いいたします。特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約は無効となりますのでご注意ください。なお、法人等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員を被保険者とするご契約につきましては、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明ください。

→傷害死亡保険金支払特約、疾病死亡保険金支払特約

(3) 危険な職業・職務および危険な運動について

①海外旅行期間中に危険な運動（スカイダイビング等）をされる場合。内容によっては、割増保険料が必要な場合やお引受けをお断りさせていただく場合もあります。

割増保険料のお支払いがない場合、保険金が削減されたり、支払われないことがあります。

②海外旅行中に以下の危険な職業・職務や運動等を行う場合は原則としてお引受けしておりません。

（これらの職業・職務に従事中または運動中の事故につきましては、各特約の定めに従い、保険金が削減されたり、支払われないこととなりますので十分ご注意ください。）

お引受けできない職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
お引受けできない運動等	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（壁の高さが5m以下のボルダリングを除きます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、その他これらに準ずる危険な運動 ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

(4) 保険期間（保険のご契約期間）について

保険期間は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定（保険期間は日本国の標準時を基準とします。）してください。（保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します。）なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみのご契約はお引受けしておりません。

①保険期間の計算においては、初日を算入します。

例) 「4月1日より11日間」という場合は、「4月11日」が満期日です。

②月、年をもって期間を定めた場合は、保険期間の初日に相当する日の前日が満期日になります。

例) 「4月1日より2か月間」という場合は、「5月31日」が満期日です。

(5) 補償重複について

補償内容が同様の保険契約（旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断ください。

2. ご契約後にご注意いただくこと

(1) 通知義務について

①ご契約後において、告知した★の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく弊社代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。この保険では以下の項目について通知義務があります。

ア. **職業・職務**：全てのご契約で、職業・職務を変更された場合や被保険者が新たに職業に就かれた場合、通知の対象となります。

イ. **旅行先**：家族総合賠償責任をセットされた場合のみ通知の対象となります。

ウ. **被保険者数**：包括契約方式の場合のみ通知の対象となります。
(下記③参照)

→普通保険約款第7条および各特約

②ご契約締結後に被保険者が、以下のようなお引受けできない職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合、これらの職業・職務による傷害については保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
---------------	---

③**包括契約方式**でご契約いただいた場合、ご契約時に取り交わしました証券添付明細書（覚書）に従い、毎月通知日までに通知書に定める事項を遅滞なく通知いただく必要があります。通知がない場合および事実と異なる記載をした場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、包括契約毎月報告・一括精算方式にてご契約いただいた場合、保険期間の途中で毎月の通知に基づいて計算した確定保険料の合計額が暫定

保険料を超えた場合は、弊社の請求に従い追加暫定保険料をお支払いいただきます。お支払いいただけない場合、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領取するまでに発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。

(2) 解約と解約返戻金について

- ①ご契約を解約される場合は、ご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間（保険期間のうち、まだ経過していない期間）に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。）なお、旅行キャンセル費用補償特約またはクルーズ旅行取消費用補償特約をセットした場合は、未経過期間に関わらずこれらの特約保険料は返戻しません。

*旅行取消料発生前に旅行をキャンセルしたことにより保険契約の取消をご希望の場合には、ご契約の弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

→普通保険約款第13条、第20条、旅行キャンセル費用補償特約、クルーズ旅行取消費用補償特約

②被保険者による保険契約の解約請求について

ご契約者と被保険者が異なるご契約では、被保険者がご契約者を通じて保険契約の解除請求を行うことができる場合があります。詳しくは各特約をご覧くださいか、ご契約の弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険期間（保険のご契約期間）の延長について

後記「5. 保険期間（保険のご契約期間）の延長のご案内」をご覧ください。

- (4) その他、ご契約者の住所を変更した場合や、保険金支払対象となる費用について慶弔規定等の制度に変更が生じた場合など、ご契約内容に変更が生じた場合にも遅滞なくご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。

→普通保険約款第8条および各特約

3. 保険証券の発行について

保険契約証を交付している場合、保険契約証は保険証券にかわるものです。ご請求のある場合は、別に保険証券を発行いたします。(保険契約証は回収させていただきます。)

4. 保険金ご請求の手続きについて

→普通保険約款第21条～第24条および各特約

(1) 事故の発生

保険契約の対象となる事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、損害賠償請求権者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金のご請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする書類をご提出いただく必要があります。詳しくは、同封しております「海外旅行保険金ご請求のご案内」をご覧ください。また、弊社ホームページ (<http://www.jihoken.co.jp>) でも保険金ご請求手続きをご案内しております。

(3) 保険金のお支払時期

弊社は、「(2)保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは普通保険約款第22条をご覧ください。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは普通保険約款第24条、および各特約をご覧ください。

- (5) 代理請求人制度について（傷害治療費用保険金や疾病治療費用保険金等、被保険者本人がご請求される保険金のご請求について）
- ①被保険者が、保険金のお支払対象となるケガ・病気等により、保険金をご請求される前に、意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。
 - ②代理人となる方は次のいずれかに限らせていただきます。
 - ア. 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - イ. ア. に規定する者がいない場合またはア. に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ウ. ア. またはイ. に規定する者がいない場合もしくはア. またはイ. に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア. 以外の配偶者またはイ. 以外の3親等内の親族
 - ③代理人の方が保険金をご請求される時は、代理人の方が上記②の代理人に該当すること、および被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類が必要です。
 - ④被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
 - ⑤保険契約締結後、お手元に保険証券または保険契約証が届きましたら、代理人となる方にも、保険契約の内容をお知らせください。
- (6) 損害賠償保険金のお支払いにあたって（先取特権）
- 被保険者から損害賠償金を受け取るべき方（賠償事故の被害者等）は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利（先取特権）があります。詳しくは損害賠償責任を補償する各特約をご覧ください。

5. 保険期間（保険のご契約期間）の延長のご案内

（重要事項説明書もあわせてご覧ください。）

弊社は、保険期間の延長のお申込みについて、過去に保険金等のご請求がない場合等において、弊社が承認する延長期間・補償内容にて保険期間の延長をお引受けすることがあります。

ご契約時と同内容での保険期間の延長ができないことや延長をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。

<ご注意>

(1) 保険期間が31日以内の方専用のプランでご契約いただいた場合、保険期間が通算で31日を超える延長につきましては、以下の取扱とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

①保険期間が通算で31日を超えての延長：

a) 入院一時金、旅行事故緊急費用、疾病に関する応急治療・救援費用および緊急歯科治療費用がセットされている場合、これらの補償項目を削除してのお引受けとなります。

b) 被保険者（旅行者）の年齢が75歳以上の場合、
傷害死亡1,000万円、傷害後遺障害1,000万円、疾病死亡500万円を限度としてのお引受けとなります。

②保険期間が通算で2か月を超えての延長：①に加え、傷害死亡は1,000万円限度および疾病死亡を削除してのお引受けとなります。

(2) 旅行目的によって、保険期間（延長期間）は異なります。例えば、「観光」、「商用」、「海外ウェディング」の場合、保険期間は延長期間も含め、通算して最長で6か月までとなります。

(3) 旅行目的によっては、ご滞在期間を確認できる書類のご提出をお願いすることがあります。

(4) 保険期間終了前に延長のための保険料をお支払いいただかなければ期間延長はできませんので日数に余裕をもってお手続きください。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、土・日曜日、祝日、休日、年末年始は営業しておりませんのでご注意ください。

<お手続き方法>

(1) 保険期間終了前に、日本における留守宅、勤務先等お客様の代理の方に以下の事項をご連絡ください。

- ①証券番号または契約証番号
- ②契約者名および被保険者名
- ③保険期間（〇〇年〇〇月〇〇日より〇〇日間または〇〇か月間）
- ④延長期間（△△年△△月△△日まで）
- ⑤延長理由
- ⑥ご契約の弊社代理店

(2) 日本における代理の方に、必ずご契約の弊社代理店または弊社にて延長保険料をお支払いいただく等のお手続きをしていただきます。

(注) 海外のJiデスクでは手続きを行うことはできません。また、海外から直接ご契約の弊社代理店または弊社に延長手続きのお申込みはできませんのであらかじめご了承ください。

<保険期間延長のお手続きが不要な場合>

旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、以下の事由により遅延した場合は、保険期間は72時間を限度に自動延長されます。72時間以内にご帰国できるのであれば、延長手続きは不要です。


- ①被保険者が搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものが欠航・運休・遅延したこと
- ②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ③被保険者が医師の治療を受けたこと
- ④被保険者のパスポートの盗難・紛失（ただし、パスポートの発給または渡航書の発給を受けた場合に限りです。）
- ⑤旅行者の同行家族、または同行予約者が入院したこと

また、家族旅行特約がセットされているご契約の場合は、自動延長できる保険期間の限度や事由が異なります。

詳しくは、普通保険約款および家族旅行特約をご覧ください。

6. 海外旅行保険の概要

保険証券または、保険契約証に記載されている補償項目（保険
保険内容についての詳細は、海外旅行保険普通保険約款および

補償項目		保険金をお支払いする場合	
傷 害	死 亡		責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の 日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
	後 遺 障 害		責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の 日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障 害が生じた場合
疾 病	死 亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病 により、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合（ただし、責任 後も引き続き治療を受けていたものに限ります。） ③責任期間中に感染した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 了後その日を含めて30日以内に死亡した場合	

- 被保険者とは保険の対象となる方をいいます。
- ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

- 「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。
みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類か

金額)等が補償の対象となります。
 特約(40頁)を必ずご覧ください。

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>注 (傷害後遺障害)をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。</p>	<p><〔傷害死亡〕〔傷害後遺障害〕共通></p> <p>1. 次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ</p> <p>① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② けんか、自殺、犯罪行為</p> <p>③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転</p> <p>④ 脳疾患、疾病、心神喪失</p> <p>⑤ 妊娠、出産、早産、流産</p> <p>⑥ 外科的手術(事故による傷害の治療を除きます。)</p> <p>⑦ 戦争、革命などの事変</p> <p>⑧ 核燃料物質による事故または放射能汚染</p> <p>⑨ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転</p> <p>2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p>	
<p>のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>気(その原因が責任期間中に発生したものに限り。)」期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始しその</p> <p>律」に定める一類から四類までの感染症により責任期間終</p>	<p>上記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が被ったケガによる病気 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ・歯科疾病 <p style="text-align: right;">など</p>

さい。

住居を出発してから住居に到着するまで)をいいます。
 ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含

ら四類までの感染症は、P18～P19をご参照ください。

補償項目

保険金をお支払いする場合

妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット
治療・救済費用

<傷害治療費用>

責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けた場合（義手、義足の修理を含みません。）

<疾病治療費用>

①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間中に発生したものに限ります。）」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合

②責任期間中に感染した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類から四類の感染症により責任期間終了後その日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合

<救済費用>

被保険者が次の①～⑧までのいずれかに該当した場合

①責任期間中の事故によるケガがもとで、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合

②責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合

③責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合（責任期間中に治療を開始した場合に限ります。）

④責任期間中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合

⑥責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合

⑦責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合

注 被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救済者にかかる費用は対象外です。

⑧責任期間中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出した場合



●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。用語については次頁を参照ください。

お支払いする保険金

お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。

<傷害・疾病治療費用>

被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額をお支払いします（ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）。

- ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費
- ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
- ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用
- ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。）
- ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。）

注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。

注2 日本国外におけるカイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。

<救済費用>

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。（〔保険金をお支払いする場合〕の⑥は300万円上限）

- ①捜索救助費用
- ②救済者の現地までの航空機等の往復運賃（救済者3名分まで）
- ③救済者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料（救済者3名分かつ1名につき14日分まで）
- ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、<傷害・疾病治療費用>で支払われるべき金額は控除します。）
- ⑤遺体の処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用
- ⑥救済者の渡航手続費、救済者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費（合計20万円まで、<傷害・疾病治療費用>の④で支払われる費用は除きます。）

保険金をお支払いできない主な場合

<傷害治療費用>

前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①～⑨および2.に該当する場合に同じ

<疾病治療費用>

前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気および2.に該当する場合に加え、

- ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（責任期間中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により責任期間中に治療を開始した場合については保険金をお支払いします。）
- ・歯科疾病（ただし、〔緊急歯科治療費用〕で保険金をお支払いできる場合があります。）

注 旅行出発前に発病した病気による<疾病治療費用>のお支払いはできません。ただし、〔疾病に関する応急治療・救済費用〕で保険金をお支払いできる場合があります。

<救済費用>

前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①^(※1)、②^(※1)、③^(※2)、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合に加え、以下の事由により左記〔保険金をお支払いする場合〕③の入院をした場合

- ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（責任期間中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により責任期間中に治療を開始した場合については保険金をお支払いします。）
- ・歯科疾病

- (※1) 自殺行為により、その行為の日からその日を含め180日以内に死亡した場合は救済費用部分の保険金をお支払いします。
- (※2) 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転により事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は救済費用部分の保険金をお支払いします。

注 旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、<救済費用>のお支払いはできません。ただし、〔疾病に関する応急治療・救済費用〕で保険金をお支払いできる場合があります。など

補償項目	保険金をお支払いする場合	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット 治療・救済費用 家族旅行特約セット </p>	<p> <傷害治療費用> 責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けた場合（義手、義足の修理を含みませ。） <疾病治療費用> ①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間中に発生したものに限ります。）」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合 ②責任期間中に感染した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類から四類の感染症により責任期間終了後その日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合 <救済費用> 被保険者が次の①～⑧までのいずれかに該当した場合 ①責任期間中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または入院した場合 [注] 入院に関しては、右記〔お支払いする保険金〕<救済費用>②、③、⑤～⑦の費用については、継続して3日以上入院した場合に限り、お支払いします。 ②責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合、または入院した場合（責任期間中に治療を開始した場合に限りませ。） [注] 入院に関しては、右記〔お支払いする保険金〕<救済費用>②、③、⑤～⑦の費用については、継続して3日以上入院した場合に限り、お支払いします。 ④責任期間中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合 ⑥責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合 ⑦緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 [注] 被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救済者にかかる費用は対象外です。 ⑧責任期間中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出した場合 </p>	

- 被保険者とは保険の対象となる方をいいます。
- ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

- 「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。みませ。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類か



お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p><傷害・疾病治療費用> 被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額をお支払いします（ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）。</p> <p>①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用</p> <p>③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p>④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。）</p> <p>⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。）</p> <p>注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。</p> <p>注2 日本国外におけるカイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。</p> <p><救済費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。（〔保険金をお支払いする場合〕の⑨は300万円上限）</p> <p>①捜索救助費用</p> <p>②救済者の現地までの航空機等の往復運賃（被災した被保険者1名につき救済者3名分まで）</p> <p>③救済者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料（被災した被保険者1名につき救済者3名分かつ1名につき14日分まで）</p> <p>④付添者（被災した被保険者以外の被保険者をいいます。）</p>	<p><傷害治療費用> 前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①～⑨および2.に該当する場合に同じ</p> <p><疾病治療費用> 前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気および2.に該当する場合に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、早産、流産による病気（責任期間中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により責任期間中に治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 <p>注 旅行出発前に発病した病気による<疾病治療費用>のお支払いはできません。ただし、〔疾病に関する応急治療・救済費用〕で保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p><救済費用> 前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①^(※1)、②^(※1)、③^(※2)、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合に加え、以下の事由により左記〔保険金をお支払いする場合〕③の入院をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、早産、流産による病気（責任期間中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により責任期間中に治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 <p>(※1) 自殺行為により、その行為の日からその日を含め180日以内に死亡した場合は救済費用部分の保険金をお支払いします。</p>

さい。

住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。

ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含

ら四類の感染症は、P18～P19をご参照ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合		
治療・救済費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に 関する特約セット 家族旅行特約セット			
疾病に関する応急治療・救済費用	<p><治療費用> 責任期間開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化^(※2)により治療を受けた場合</p> <p><救済費用> 責任期間開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化^(※2)により3日以上続けて入院した場合</p> <p>(※1) 妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。 (※2) 海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p>		
入院一時金		治療・救済費用保険金が支払われる場合で、その原 ます。)したときに、入院一時金額をお支払いしま	

- 被保険者とは保険の対象となる方をいいます。
- ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明


- 「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガ
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。なお、宿泊費は14日分を限度とします。）</p> <p>⑤治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、＜傷害・疾病治療費用＞で支払われるべき金額は控除します。）</p> <p>⑥遺体の処理費用（被災した被保険者1名につき100万円まで）、遺体輸送費用</p> <p>⑦救護者の渡航手続費、救護者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費（合計40万円まで、＜傷害・疾病治療費用＞の④で支払われる費用は除きます。）</p> <p>注 上記＜救援費用＞②、③、⑤～⑦については、左記〔保険金をお支払いする場合〕＜救援費用＞①、③の入院の場合は継続して3日以上入院した場合に限ってお支払いします。</p>	<p>(※2) 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は救援費用部分の保険金をお支払いします。旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、＜救援費用＞のお支払いはできません。ただし、〔疾病に関する応急治療・救援費用〕で保険金をお支払いできる場合があります。など</p> <p>注</p>
<p>上記〔治療・救援費用〕の〔お支払いする保険金〕のうち、症状が急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当で、かつ、同等の病気に対して通常負担する費用に相当する金額を300万円限度にお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。</p>	<p>上記〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕＜疾病治療費用＞および＜救援費用＞に該当する場合に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その病気の治療の開始が責任期間終了後である場合 ・その病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ・責任期間開始前に、渡航先の病院・診療所で治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・責任期間中も継続して支出することを予定していた費用（例えば、透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用やインスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） <p>など</p>

因となったケガ、病気により被保険者が2日以上続けて入院（責任期間中に開始した入院に限ります。1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限ります。

さい。

住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
には、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

補償項目		保険金をお支払いする場合
傷害	治療費用	 <p>責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けた場合（義手、義足の修理を含みます。）</p>
疾病	治療費用	<p>妊産期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット</p> <p>①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間中に発生したものに限りです。）」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>②責任期間中に感染した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類から四類の感染症により責任期間終了後その日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合</p>

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。みます。

●「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類か

○一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、

○二類感染症

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症

○三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

○四類感染症

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（特定
 ル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌ
 板減少症候群、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクング
 斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセ
 リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプト

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>1回のケガ、病気につき、被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額をお支払いします。(ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。)また、ケガの場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。</p> <p>①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇い入れ費</p> <p>②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用</p> <p>③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用(疾病治療費用に限ります。)</p> <p>④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。)</p> <p>⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。)</p> <p>注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。</p> <p>注2 日本国外におけるカイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕と同じ</p> <p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気および2.に該当する場合に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気(責任期間中に発生した妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により責任期間中に治療を開始した場合については保険金をお支払いします。) ・歯科疾病 <p>注 旅行出発前に発病した病気による〔疾病治療費用〕のお支払いはできません など</p>

さい。

住居を出発してから住居に到着するまで)をいいます。

ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含

ら四類までの感染症とは以下をいいます。(2017年3月現在)

マールブルグ病、ラッサ熱

候群、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザに限る。)

鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅ラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、スピラ症、ロッキー山紅斑熱

補償項目	保険金をお支払いする場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット 救 援 者 費 用</p>	<p>被保険者が次の①～⑧までのいずれかに該当した場合</p> <p>①責任期間中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または、3日以上続けて入院した場合</p> <p>②責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合</p> <p>③責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合（責任期間中に治療を開始した場合に限ります。）</p> <p>④責任期間中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合</p> <p>⑥責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑦責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合</p> <p>[注] 被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。</p> <p>⑧責任期間中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出した場合</p>

- 被保険者とは保険の対象となる方をいいます。
- ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明



- 「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、救護者費用等保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の支払いの限度とします。（保険金額300万円超の場合〔保険金をお支払いする場合〕の③は300万円上限）</p> <p>① 捜索救助費用</p> <p>② 救護者の現地までの航空機等の往復運賃（救護者3名分まで）</p> <p>③ 救護者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料（救護者3名分かつ1名につき14日分まで）</p> <p>④ 治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、〔傷害治療費用〕または〔疾病治療費用〕で支払われるべき金額は控除します。）</p> <p>⑤ 遺体の処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用</p> <p>⑥ 救護者の渡航手続費、救護者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費（合計20万円まで、〔傷害治療費用〕または〔疾病治療費用〕の④で支払われる費用は除きます。）</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①^(※1)、②^(※1)、③^(※2)、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合に加え、以下の事由により左記〔保険金をお支払いする場合〕③の入院をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病气（責任期間中に発生した妊娠初期の異常（妊娠週22週以後の発生は除く）により責任期間中に治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 <p>(※1) 自殺行為によりその行為の日からその日を含め180日以内に死亡した場合は保険金をお支払いします。</p> <p>(※2) 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転により事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金をお支払いします。</p> <p>注 旅行出発前に発病した病气により入院した場合は、〔救護者費用〕のお支払いはできません。 など</p>

さい。

住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。

ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含

補償項目	保険金をお支払いする場合	
個人賠償責任	<p>責任期間中に偶発的な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p><input type="checkbox"/>注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p> <p>-----</p> <p>(※) 次の損害に対しては〔右記保険金をお支払いできない主な場合〕の「被保険者する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスお ・ 居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。） ・ 賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用 <div style="text-align: center;">  </div>	
携行品損害（再調達価額払用）	<p>責任期間中に携行品^(※)（カメラ、カバン、衣類、航空券、旅券、運転免許証など）が、盗難・破損・火災などの偶発的な事故により損害を受けた場合</p> <p>(※) 被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物など ・ 被保険者が携行していない物（被保険者の居住施設内にある物や別送中の物等） <div style="text-align: center;">  </div>	

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p> <hr/> <p>が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対 よび客室のキーを含みます。)に与えた損害 品に与えた損害</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任^(※) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p>など</p>
<p>携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <p>注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます（修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費をお支払いします。）。</p> <p>注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。</p> <p>注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊は対象となります。） ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ・保険の対象である液体の流出 ・置き忘れ、紛失^(※) <p>など</p> <p>(※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。</p> <p>なお、被保険者が有償で借りた携行品の損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は上記（個人賠償責任）で保険金をお支払いできる場合があります。</p>

さい。

住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。

補償項目

保険金をお支払いする場合

旅行事故緊急費用



責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故^(※1)がもと²⁾をお支払いします^(※2)。

※1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関またはの発生が証明されるものに限ります。

- ※2 ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り特約で保険金支払の対象となる額、払戻しを受たし、③食事代については次のa.またはb.のは次のc.に該当した場合に限りお支払いします。
- 被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更による搭乗不能を含みます。
 - 被保険者が搭乗した航空機の遅延(搭乗予定備による搭乗不能を含みます。)または着陸の到着時刻から6時間以内に代替機を利用
 - 航空会社に運搬を委託した手荷物が目的地により、目的地に到着してから6時間以内被保険者がその目的地において96時間以内客として搭乗する航空機が到着を予定して

※3 上記※2の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保については旅行事故緊急費用保険金額の10%購入費については、①～⑥とは別に、旅行事故が責任期間中の限度となります。

保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合

- 被保険者の旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 日常生活に起因する偶然な事故

注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いの対象となります。

個人賠償責任(長期契約用)

(※) 次の損害に対しては右記【保険金をお支払いできない主な場合】の「被保険者に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたしません。

- 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスお)
- 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害(ただし、建物・マンションおよび漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。)
- 宿泊施設のうち客室外および居住施設のうち部屋以外に与えた損害。ただしによる水濡れによる損害に限ります。
- 貸貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>で、被保険者が責任期間中に負担を余儀なくされた費用^(※)は旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、その国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします（他のけた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。いずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費について</p> <p>の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不地変更により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地へできない場合 に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故に寄託手荷物を受け取ることができなかったために、被に費用を負担した場合。なお、目的地とは被保険者が乗いた地をいい、乗継地を含みます。 険金額が責任期間中の限度となります（ただし、③食事が責任期間中の限度となります。）。また、⑦身の回り品緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の②、③、⑦～⑨により生じた費用および2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病 ・歯科疾病 ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツを行っている間 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>1回の事故につき、個人賠償責任（長期契約用）保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>〔注〕 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に よび客室のキーを含みます。)に与えた損害 の戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂お し、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水（いっすい） 動産に与えた損害</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行（アルバイトを含みます。）に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人（家事使用人は除きます。）が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ・被保険者の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任^(※) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p style="text-align: right;">など</p>

さい。

住居を出発してから住居に到着するまで)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	
家族総合賠償責任	<p>保険期間中に被保険者ご本人およびそのご家族^(※1)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物^(※2)を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・日常生活に起因する偶然な事故 <p>注 自動車または車両の所有、使用、管理に起因する損害については、右記注1の自己負担額を超えた場合に限ります（〔自動車賠償責任危険補償対象外特約〕セットの場合は支払対象外となります。）。</p> <p>(※1) 保険証券に記載された者（被保険者ご本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ご本人の配偶者 ② ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 	
	<p>(※2) 次の損害に対しては上記〔保険金をお支払いできない主な場合〕の「被保険者除金をお支払いいたします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックス ・火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水（いっすい）による水濡れ ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活 ・住宅内で一時的に預かった物（パーティ招待客のコートなど）に与えた損 	
被害者治療費用	<p>保険期間中に次の事故による他人の身体の障害について、被保険者とその治療費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・日常生活に起因する偶然な事故 	

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻

お支払いする保険金				保険金をお支払いできない主な場合								
<p>1回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、住宅内で一時的に預かった物に与えた損害については10万円を限度とします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>注1 自動車事故については、次表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>事故発生地^(*1)</td> <td>米国・カナダ</td> <td>ヨーロッパ諸国^(*2)、オセアニア諸国</td> <td>左記以外</td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td>US\$250,000</td> <td>US\$100,000</td> <td>US\$30,000</td> </tr> </table> <p>(*1) いずれも属領、信託統治領を含みます。 (*2) ロシア・東欧は上表の「左記以外」の区分となります。</p> <p>注2 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p>				事故発生地 ^(*1)	米国・カナダ	ヨーロッパ諸国 ^(*2) 、オセアニア諸国	左記以外	自己負担額	US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（家事使用人については病気に限りません。）に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任^(※2) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・船舶、航空機の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・自動車または車両による競技、競争、興行、試運転 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p>など</p>
事故発生地 ^(*1)	米国・カナダ	ヨーロッパ諸国 ^(*2) 、オセアニア諸国	左記以外									
自己負担額	US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000									
<p>が所有、使用、管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保</p> <p>および客室のキーを含みます。)に与えた損害により被保険者の居住のための住宅に与えた損害 用動産に与えた損害 害</p>												
<p>被害者1名につき、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の発生の日から1年以内に要した治療費用をお支払いします。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の職務遂行に起因する他人の身体の障害 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（家事使用人については病気に限りません。） ・被保険者と同居する親族の身体の障害 ・被保険者の心神喪失に起因する他人の身体の障害 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する他人の身体の障害 ・自動車、オートバイ等の車両に起因する他人の身体の障害 <p>など</p>								

さい。

関係と同様の事情にある者を含みます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	
生活用動産（長期契約用）	<p>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品^(※)および通勤・買物・旅行などの際に携行している被保険者所有の身の回り品^(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合 (※) 家財・身の回り品には、旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。</p> <p>注 次の物は対象となりません。 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行うための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食物品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物 など</p> <p>「海外駐在員プラン」の場合、〔賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）〕がセットされ保険証券に記載された者（被保険者ご本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者が所有する身の回り品の損害についてもお支払いの対象となります。</p> <p>① ご本人の配偶者 ② ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p>	
航空機寄託手荷物遅延	<p>被保険者が旅行行程中に航空機搭乗時に運搬を寄託した手荷物が、目的地^(※)に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、目的地に到着してから6時間以内に受け取ることができなかった場合 (※) 被保険者が乗客として搭乗する航空機が到着を予定していた地をいい、乗継地を含みます。</p>	
航空機遅延費用	<p>責任期間中に次のいずれかに該当した場合</p> <p>① 被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、連休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ② 被保険者が搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、連休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p>	

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください
用語のご説明

●「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>家財・身の回り品1つ(1点・1組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、生活用動産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。</p> <p>注1 損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。(修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。)</p> <p>注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代(1事故につき合計5万円まで)</p> <p>注3 運転免許証については、再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。) ・保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化 ・保険の対象に対する修理、調整、清掃 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ・置き忘れ、紛失 ・詐欺、横領 ・火災、爆発、風水災、盗難などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出 など
<p>被保険者が支出した次の費用(他人への謝金・礼金を含みません。)を1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。</p> <p>①衣類(寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着など必要不可欠な衣類)購入費</p> <p>②生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど)購入費</p> <p>③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費</p> <p>注 責任期間中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の⑦、⑧により生じた損害に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 など
<p>被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1回の左記①の出発遅延、欠航、連休、搭乗不能、着陸地変更または左記②の到着機の遅延につき、2万円を支払いの限度とします。</p> <p>①出発地(着陸地・乗継地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した宿泊施設等客室料、食事代、交通費(宿泊施設等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用)、国際電話料等通信費(払戻しを受けた額または負担することを予定していた金額を控除します。)</p> <p>②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の⑦、⑧により生じた損害に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 など

さい。

住居を出発してから住居に到着するまで)をいいます。
関係と同様の事情にある者を含みます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	
<p style="text-align: center;">緊急一時帰国費用</p>	<p>責任期間中（一時帰国している期間を除きます。）に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合</p> <p>①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難</p> <p>注 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。</p>	
<p style="text-align: center;">緊急一時帰国費用追加補償特約セット</p>	<p>責任期間中（一時帰国している期間を除きます。）に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合</p> <p>①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難</p> <p>注 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。</p> <p>-----</p> <p>〔家族緊急一時帰国費用追加補償特約〕をセットされる場合、被保険者に帯同する家族（配偶者、子または被保険者と生計を共にする3親等内の親族）が一時帰国した場合の費用についてもお支払いの対象となります。</p>	

- 被保険者とは保険の対象となる方をいいます。
- ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

- 「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①被保険者の一時帰国に要する通常の経路による往復の航空運賃等の交通費</p> <p>②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料（14日分まで③と合計で20万円まで）</p> <p>③通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費（②と合計で20万円まで）</p> <p>注 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により2回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金をお支払いします。</p>	<p>・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>・保険料領収前、海外渡航開始前または保険期間開始前（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時）のいずれか遅い時より前に左記〔保険金をお支払いする場合〕①、②の原因が発生していた場合</p> <p>・左記〔保険金をお支払いする場合〕①、②の原因または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>注 この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。</p>
<p>保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①被保険者の一時帰国に要する通常の経路による往復の航空運賃等の交通費</p> <p>②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料（14日分まで③と合計で20万円まで）</p> <p>③通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費（②と合計で20万円まで）</p> <p>注 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により2回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金をお支払いします。</p>	<p>・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>・保険料領収前、海外渡航開始前または保険期間開始前（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時）のいずれか遅い時より前に左記〔保険金をお支払いする場合〕①、②の原因が発生していた場合</p> <p>・左記〔保険金をお支払いする場合〕①、②または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>注 この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。</p>

さい。

住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
関係と同様の事情にある者を含みます。

補償項目	保険金をお支払いする場合
旅行キャンセル費用	<p>次のいずれかに該当したことにより、被保険者が出国を中止した場合</p> <p>①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤となった場合</p> <p>②被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族がケガや病気^(※)で入院した場合（入院が継続して3日以上に及んだ場合に限り、3日経過以前に死亡した場合を含みます。）</p> <p>③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合</p> <p>④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合</p> <p>⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合</p> <p>⑦渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出 <p>⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が寄せられた場合</p> <p>⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p>
旅行中断費用	<p>出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合</p> <p>①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤となった場合</p> <p>②被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族がケガや病気^(※)で入院した場合</p> <p>③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合</p> <p>④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合</p> <p>⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合</p> <p>⑦被保険者等の渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合</p>

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください
用語のご説明

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。みます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>出国中止したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消料、違約料などの名目で旅行者等に支払った費用（出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。） ・渡航手続費として支払った費用（出国中止した後に使用できるものに対する費用を除きます。） <p>注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。</p> <p>◎この特約の責任期間は、保険期間とは関係なく、保険契約日の翌日午前0時に開始します。また、契約日が出国日と同日の場合にはこの特約はセットできません。</p>	<p>次の①～④により生じた費用</p> <p>①次のような原因により左記〔保険金をお支払いする場合〕の①～⑤に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんか、自殺、犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・核燃料物質による事故または放射能汚染 <p>②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記〔保険金をお支払いする場合〕の②が生じた場合</p> <p>③保険料領収前または契約日前に、左記〔保険金をお支払いする場合〕の①、③～⑤に該当していた場合または②の入院を開始していた場合</p> <p>④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転によって左記〔保険金をお支払いする場合〕の①、②が被保険者に生じた場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度にお支払いします（旅行が企画旅行の場合は下記1. または3. のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2. または3. のいずれか高い額をお支払いします。）</p> <p>1. 次の算式により算出した額</p> $\frac{\text{旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額} \times \text{帰国日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$ <p>注 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。</p> <p>2. 次の費用</p> <p>①旅行中断したことにより取消料・違約料などの名目で旅行者等に支払った費用（出国後3か月以内に提供を受けるものに限ります。）</p>	<p>次の①～④により生じた費用</p> <p>①次のような原因により左記〔保険金をお支払いする場合〕の①～⑤に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんか、自殺、犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・核燃料物質による事故または放射能汚染

さい。

ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含関係と同様の事情にある者を含みます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	
旅行中断費用	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出 ⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合 <p>(※) 妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p>	
留学継続費用	<p>あらかじめ指定した被保険者（留学生^(※)）の扶養者が次のいずれかに該当する状態になり、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被った場合 (重度後遺障害の例) <ul style="list-style-type: none"> ・両眼が失明した。 ・咀（そ）しゃくおよび言語の機能を廃した。 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 留学生とは勉学、研修および技術習得を目的として海外の学校に留学する方をいいます。</p>	

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください
用語のご説明

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。
みます。

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>②渡航手続費として支払った費用</p> <p>注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、旅行中断した後に使用できるものに対する費用も除きます。</p> <p>3. 次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空券等（その利用日が出国後3か月以内の場合に限ります。）の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 <p>①被保険者の航空運賃等交通費</p> <p>②被保険者の宿泊施設客室料（14日分限度）、通信費、渡航手続費（合計20万円まで）</p> <p>注 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、〔治療・救済費用〕、〔傷害治療費用〕、〔疾病治療費用〕、〔救済者費用〕により支払われる額を控除します。</p> <p>◎この特約の責任期間は、出国した時に開始します。</p>	<p>②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記〔保険金をお支払いする場合〕の②が生じた場合</p> <p>③保険料領収前または出国日前日以前に、左記〔保険金をお支払いする場合〕の①～⑨に該当していた場合</p> <p>④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転によって左記〔保険金をお支払いする場合〕の①、②が被保険者に生じた場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>扶養者が左記〔保険金をお支払いする場合〕①、②の状態となった時から予定留学終了時までの年数に、留学継続費用保険金額を乗じた額を一時にお支払いします。（1年未満の日数があるときは日割によります。）</p> <p>注 予定留学終了時までの期間と一致するように保険期間を設定してください。</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の②、④～⑥に加え</p> <p>①扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じたものである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や扶養者の故意または重大な過失 ・扶養者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 <p>②扶養者が左記〔保険金をお支払いする場合〕①、②の状態になった時に被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合</p> <p>③扶養者が左記〔保険金をお支払いする場合〕①、②の状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>

さい。

ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含

補償項目	保険金をお支払いする場合	
代替要員派遣費用	<p>次のいずれかに該当したことにより被保険者の使用者（雇用主など）が代替要員を派遣した場合</p> <p>①被保険者が責任期間中の事故によるケガまたは自殺行為が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②被保険者が責任期間中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として責任期間中に死亡した場合</p> <p>③被保険者が責任期間中に発病した病気（責任期間中に治療を開始しその後も引き続き治療を受けていた場合に限り。）が原因で責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>④被保険者が責任期間中の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気（責任期間中に治療を開始した場合に限り。）が原因で継続して3日以上入院（妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。）した場合</p>	
クルーズ旅行取消費用	<p>次のいずれかに該当したことにより出国を中止した場合</p> <p>①被保険者、同室予約者^(※1)、これらの者の配偶者もしくは3親等内の親族が死亡した場合または危篤となった場合</p> <p>②被保険者、同室予約者^(※1)がケガや病気^(※2)で3日以上継続して入院した場合（3日経過以前に死亡した場合を含みます。）または、これらの者の配偶者もしくは2親等内の親族がケガや病気^(※2)で7日以上継続して入院した場合（7日経過以前に死亡した場合を含みます。）</p> <p>③被保険者または同室予約者^(※1)がケガや病気^(※2)で治療を受け医師の指示により出国を中止した場合</p> <p>④被保険者または同室予約者^(※1)の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合</p> <p>⑤被保険者または同室予約者^(※1)が証人または鑑定人として裁判所へ出頭された場合</p> <p>⑥被保険者に災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合</p> <p>（※1）「同室予約者」とは、被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室（定員4名以下の客室に限り。）に宿泊予約している者をいいます。</p> <p>（※2）妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p>	

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。用語については次頁を参照ください。

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>代替要員を派遣したことにより被保険者の使用者（雇用主など）が支出した次の費用を使用者にお支払いします。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度とします。また、お支払いする費用は〔保険金をお支払いする場合〕の①～④に該当した日からその日を含めて180日以内に使用者が負担した費用に限りです。</p> <p>①代替要員1名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃 ②代替要員1名分の勤務地および勤務地までの行程における宿泊施設客室料（〔保険金をお支払いする場合〕の①～③に該当した場合は30日分まで、〔保険金をお支払いする場合〕の④に該当した場合は被保険者の入院日数の2倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分を限度とします。）</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の②^(※1)、③^(※2)、⑦、⑧および2.に該当する場合に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や使用者の故意または重大な過失 (※1) 自殺行為により、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金をお支払いします。 (※2) 責任期間中に被ったケガを直接の原因として、そのケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金をお支払いします。 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、クルーズ旅行取消費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①出国を中止したことにより取消料・違約料などの名目で旅行者等に支払った費用 ②渡航手続費として支払った費用</p> <p>注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、出国中止した後に使用できるものに対する費用も除かれます。</p> <p>◎この特約の責任期間は、保険期間とは関係なく、保険契約の翌日午前0時に開始します。また、契約日が出国日と同日の場合にはこの特約はセットできません。</p>	<p>次の①～④により生じた費用</p> <p>①次のような原因により左記〔保険金をお支払いする場合〕の①～④に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんか、自殺、犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・核燃料物質による事故または放射能汚染 <p>②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記〔保険金をお支払いする場合〕の②または③が生じた場合</p> <p>③保険料領収前または契約日以前に、左記〔保険金をお支払いする場合〕の①～⑥に該当していた場合またはその原因（死亡・危篤・入院等の原因となったケガの発生または病気の発病をいいます。）が生じていた場合</p> <p>④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転によって左記〔保険金をお支払いする場合〕の①～③が被保険者に生じた場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合		
歯科治療費用	責任期間中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始した場合		
緊急歯科治療費用	責任期間中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療 ^(※) を開始した場合 (※) 歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。		
日本語ガイド等費用	次のいずれかに該当し、日本語ガイド等の雇入費用などを負担した場合 ①【治療・救援費用】の〈治療費用〉が支払われる場合 ②【治療・救援費用】の〈救援費用〉が支払われる場合 ③海外における旅券の盗難・置き忘れ・紛失などにより、【携行品損害】が支払われる場合		など

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください

用語のご説明

- 「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額に縮小割合（50％）を乗じた額をお支払いします。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内の支払いの限度とします。また、歯科治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。</p> <p>①歯科医師の診察費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用</p> <p>注 日本国内で歯科治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。</p>	<p>前記〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、⑦、⑧により生じた費用に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ・歯科治療を伴わない検査 など
<p>責任期間中に要した費用であり、社会通念上妥当で、かつ、同等の症状に対して通常負担する費用に相当する次の金額を10万円限度にお支払いします。</p> <p>①歯科医師の診察費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用</p>	<p>前記〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕＜疾病治療費用＞に該当する場合に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義歯または歯科矯正装置の欠陥 ・義歯または歯科矯正装置の自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等 ・義歯または歯科矯正装置のすり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為 ・緊急歯科治療を伴わない検査 ・義歯の提供を含む歯科治療 ・定期的な歯科治療。ただし、緊急歯科治療と不可分の治療で、社会通念上妥当なものを除きます。 ・予防治療 ・あらかじめ予定されていたまたは予測していた歯科治療 ・その他支払対象とはならないと指定した保険証券記載の歯科治療 など
<p>1回のケガ、病気、事故などにつき、日本語ガイド等費用保険金額を限度として、下記の費用を支払います。</p> <p>左記【保険金をお支払いする場合】の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①に該当した場合は、被保険者が負担した入院・通院や当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための日本語ガイド等の雇入費用など ・②に該当した場合は、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した救援のための日本語ガイド等の雇入費用など ・③に該当した場合は、被保険者が負担した旅券や渡航書の取得のための日本語ガイド等の雇入費用など 	<p>【治療・救援費用】、【携行品損害】が支払われない場合</p> <p>●「日本語ガイド等」とは、日本語またはその他の言語での付添い等のサービスを提供することを日本国外において職業とする者などをいいます。（添乗員、被保険者の親族、同行旅行者は含みません。）</p> <p>など</p>

さい。

住居を出発してから住居に到着するまで）をいいます。

ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含

7. 海外旅行保険普通保険約款および特約

目次

補償項目については、保険契約証または保険証券、ならびに下記適用条件をご覧になりご確認ください。

普通保険約款・特約名称	適用条件	略称	頁
海外旅行保険普通保険約款	すべてのご契約		42
傷害死亡保険金支払特約	(注1)	傷害死亡	51
傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）	(注1)	傷害後遺障害	57
傷害治療費用補償特約	(注1)	傷害治療費用	68
疾病治療費用補償特約	(注1)	疾病治療費用	75
疾病死亡保険金支払特約	(注1)	疾病死亡	81
個人賠償責任補償特約	(注1) 自己負担額：0円	個人賠償責任	85
救援者費用等補償特約	(注1)	救援者費用	90
治療・救援費用補償特約	(注1)	治療救援費用	98
疾病に関する応急治療・救援費用補償特約	(注1)	応急治療	110
妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約	疾病治療費用、救援者費用または治療・救援費用がセットされる場合		113
入院一時金支払特約	(注1)	入院一時金	114
緊急歯科治療費用補償特約	(注1) 縮小割合：100%	緊急歯科治療	117
歯科治療費用補償特約	(注1) 待機期間：90日、縮小割合：50%	歯科治療費用	121
携行品損害補償特約（再調達価額払用）	(注1) 自己負担額：0円 盗難等限度額：携行品損害保険金額に同じ	携行品損害	124
航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約（実損払型）	(注1)	手荷物遅延	130
航空機遅延費用等補償特約（実損払型）	(注1)	航空機遅延	133
旅行中の事故による緊急費用補償特約	(注1)	旅行事故緊急	138
旅行キャンセル費用補償特約	(注1) 縮小割合：100%	旅行キャンセル	143
旅行中断費用補償特約	(注1) 縮小割合：100%	旅行中断	152
クルーズ旅行取消費用補償特約	(注1)	クルーズ取消	160
家族旅行特約	ファミリープランで契約されている場合	FAMILY TYPE	168
数次海外旅行者に関する特約	(注1)	数次旅行特約	180
一時帰国中補償特約	(注1)	一時帰国中補償	181
緊急一時帰国費用補償特約	(注1)	緊急一時帰国	182
家族緊急一時帰国費用追加補償特約	(注1)	家族緊急一時帰国	188
個人賠償責任補償特約（長期契約用）	(注1) 自己負担額：0円	賠償責任長期	188
生活用動産損害補償特約（長期契約用）	(注1) 自己負担額：0円	生活用動産長期用	194
賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）	(注1)	動産家族補償	201
家族総合賠償責任補償特約	(注1) (注2)	家族総合賠償	201
被害者治療費用補償特約	(注1)	被害者治療	209
自動車賠償責任危険補償対象外特約	(注1)	自動車賠償対象外	210
留学継続費用補償特約	(注1) 予定留学終了時までの期間： 保険期間に同じ	留学継続費用	210

普通保険約款・特約名称	適用条件	略称	頁
代替要員派遣費用補償特約	(注1)	代替要員派遣	219
包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)	契約時に取り交わす覚書に記載のある場合		224
包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)	契約時に取り交わす覚書に記載のある場合		225
企業等の包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)	契約時に取り交わす覚書に記載のある場合		226
企業等の包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)	契約時に取り交わす覚書に記載のある場合		229
共同保険に関する特約	共同保険契約である場合		232
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	保険料をクレジットカードにてお支払いいただく場合(申込書にその旨の記載がある場合)		232
前払式支払手段による保険料支払に関する特約	保険料を前払式支払手段にてお支払いいただく場合(申込書にその旨の記載がある場合)		234
通信販売に関する特約	通信販売(インターネットを含む)による契約の場合		235
企業等の災害補償規定等特約	災害補償規定等により死亡保険金受取人をその企業とする場合		237
旅行者が契約する海外旅行保険契約に関する特約	契約時に取り交わす覚書に記載のある場合		238
日本語ガイド等費用補償特約	(注1)	日本語ガイド費用	238
責任期間等の変更に関する特約	(注1)	責任期間変更日本入出国(注3)責任期間備考欄参照(注4)	242
保険期間延長の追加保険料支払に関する特約	すべてのご契約		243
死亡特別保険金支払特約	(注1)		244
航空機搭乗中等の死亡特別保険金支払対象外特約	(注1)		244
継続包括契約の暫定保険料に関する特約(企業等の包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)用)	(注1)	継続暫定一企業包括	245
継続包括契約の暫定保険料に関する特約(包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)用)	(注1)	継続暫定一その他包括	246

(注1) 保険証券または保険契約証(契約内容変更確認書を含む)に特約名称または略称が表示されている場合、および上記「略称」の保険金額が表示されている場合に限り適用されます。

(注2) 自動車賠償責任以外の事故についての自己負担額は0円です。
自動車賠償責任については、下表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。

(注3) 「旅行行程」は、「日本入国手続終了時から日本出国手続終了時まで」となります。

(注4) 「旅行行程」は、「備考欄に記載されている旅行行程」となります。

事故発生地 ^{※1}	米国・カナダ	ヨーロッパ諸国 ^{※2} 、オセアニア諸国	左記以外
自己負担額	US\$100,000	US\$100,000	US\$30,000

※1 いずれも属領、信託統治領を含みます。

※2 ロシア・東欧は上表の「左記以外」の区分となります。

海外旅行保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の開始時における満年齢をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
死亡保険金受取人	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれかを支払う特約が付帯された場合に、その特約に規定する死亡保険金受取人をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、費用、傷害または疾病等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専

	念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
保険証券	保険契約証を含みます。
保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間、また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

第3章 基本条項

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保

險期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関^(注1)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ② 交通機関^(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ③ 被保険者が治療を受けたこと。
- ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限り。
- ⑤ 被保険者の同行家族^(注2)または同行予約者^(注3)が入院したこと。
- (4) (3)の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時^(注4)のいずれか早い時までとします。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関^(注1)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
 - ② 被保険者に対する公権力による拘束
 - ③ 被保険者が誘拐されたこと。
 - ④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。
- (5) (1)、(3)および(4)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険料領取前に生じた保険事故
 - ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

(注1) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(注2) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

(注3) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。

(注4) 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

第6条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを

承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

第8条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第9条（契約年齢の誤りの処置）

- (1) この保険契約の被保険者の年齢は、契約年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約締結後の被保険者の年齢は、(1)の契約年齢に保険期間の初日応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- (3) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または生年月日に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
- ① 保険期間の初日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の引受範囲内であった場合
初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
- ② 保険期間の初日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の引受範囲外であった場合
保険契約は無効とします。

第10条（保険契約の無効）

- (1) 次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。
- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (2) (1)②の規定は、この保険契約に付帯された(1)②の特約の各々が次に該当する場合には適用しません。
- ① 被保険者が保険金の受取人である特約
- ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約 (注)

(注) 被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金、

疾病死亡保険金または死亡特別保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限りま

第11条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第12条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第14条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故（注3）の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故（注3）による損害等に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企

業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注4) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第15条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）

(1) 第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま

第17条（保険料の返還または請求—契約年齢の誤りの処置の場合）

(1) 第9条（契約年齢の誤りの処置）(3)①の規定により、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなす場合において、保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に生じた保険事故による損害等に対しては、誤った契約年齢の適用料率の正しい契約年齢の適用料率に対する割合により、保険金額を削減します。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま

第18条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第10条（保険契約の無効）(1)①の規定により保険契約が無効

となる場合には、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第19条（保険料の返還－取消しの場合）

第12条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合に、当会社は、保険料を返還しません。

第20条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第14条（重大事由による解除）(1)、第16条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)または第17条（保険料の返還または請求－契約年齢の誤りの処置の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第14条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第22条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）保険価額を含みます。

（注3）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注4）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注5）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第23条（支払通貨および為替交換比率）

(1) 当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨（注）をもって行うものとします。

(2) (1)の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨（注）に換算します。ただし、保険金の

支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金の支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。

- ① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨(注)が異なる場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨(注)が異なる場合
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社と提携する機関から保険金の支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を当会社に求めた場合には、当会社が、当会社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社との間であらかじめ交換比率に関する別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第24条 (時効)

保険金請求権は、第21条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第26条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることをすることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第27条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金

- の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第28条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第29条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害死亡保険金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害死亡保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害死亡保険金額の全額(注)を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第14条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第14条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）または傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合において、傷害後遺障害保険金の支払の原因となった傷害の直接の結果として、その傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。

第3条（保険金の削減）

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていない場合は、次の割合により傷害死亡保険金を削減します。

領収した保険料	
領収した保険料	+ 保険期間を通じて別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）

(注) 別表に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金を削減します。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保

険金を削減します。

- (5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による傷害死亡保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害死亡保険金を削減して支払う旨の傷害死亡保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実^(注1)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実^(注1)に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲^(注4)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注1)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当社は、傷害死亡保険金を支払いません。この場合において、既に傷害死亡保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、支払がなされた場合をいいます。

(注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第8条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第14条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限

ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 第7条(保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害死亡保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 傷害死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書
 - ② 死亡診断書または死体検案書
 - ③ 被保険者の戸籍謄本
 - ④ 法定相続人の戸籍謄本(注2)
 - ⑤ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ⑥ 公の機関(注3)の事故証明書
 - ⑦ 傷害死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

- (注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。
- (注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。
- (注3) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注4) 傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第13条（代位）

当会社が傷害死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受

取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者について、順次の法定相続人とします。

第15条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第3条 (保険金の削減) の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

傷害後遺障害保険金支払特約 (後遺障害等級表型)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害後遺障害保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。

乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害後遺障害保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{傷害後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 傷害の原因となった同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、傷害後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害後遺障害保険金額に、次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

第3条 (保険金の削減)

当社は、被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料(注)を支払っていない場合は、次の割合により傷害後遺障害保険金を削減します。

$$\text{領収した保険料} + \frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料}} \times \text{保険期間を通じて別表2に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注)}$$

(注) 別表2に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑩ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ ⑩もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が被保険者が頸部症候群(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様によ

り自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金を支払います。

- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度とします。

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害後遺障害保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害後遺障害保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注1）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（注1）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注4）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害後遺障害保険金を支払いません。この場合において、既に傷害後遺障害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (注3) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第9条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第14条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第8条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第11条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害保険金を支払います。

第12条 (保険金の請求)

- (1) 傷害後遺障害保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が傷害後遺障害保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 被保険者の印鑑証明書
 - ② 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関(注1)の事故証明書
 - ⑤ 傷害後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ⑥ その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において求めたもの

(注1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第13条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第11条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第21条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第14条 (代位)

当社が傷害後遺障害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第15条 (傷害後遺障害保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの	69%

	<p>(4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>	
第5級	<p>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が≤ 0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が≤ 0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの</p> <p>(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	50%
第7級	<p>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が≤ 0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p>	42%

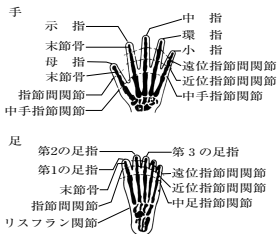
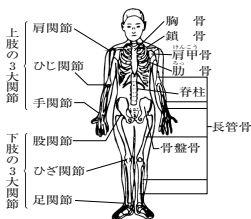
	<ul style="list-style-type: none"> (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの 	
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼やくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失 	26%

	<p>ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p>	10%

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第3条（保険金の削減）の運動等

山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

傷害治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害治療費用保険金額	保険証券記載の傷害治療費用保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

	ます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、治療（注1）を要した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次のいずれかに掲げる金額を傷害治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

ア. 医師の診察費、処置費および手術費

イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ウ. 義手および義足の修理費

エ. X線検査費、諸検査費および手術室費

オ. 職業看護師（注2）費。ただし、謝金および礼金は含みません。

カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費

キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注3）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注3）で静養するときの宿泊施設（注3）の客室料

ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注3）で静養するときの宿泊施設（注3）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めず。

コ. 入院または通院のための交通費

サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注4）。ただし、日本国内（注5）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

ス. 傷害治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1保険事故に基づく傷害について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注6）

③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊

費

- イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注7)
- (2) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を傷害治療費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(1)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)および(2)の規定により算出した傷害治療費用保険金をその機関に支払います。

(注1) 義手および義足の修理を含みます。

(注2) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注4) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注5) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

(注6) 5万円を限度とします。

(注7) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

第3条 (保険金額の削減)

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料(注)を支払っていない場合は、次の割合により傷害治療費用保険金額を削減します。

領収した保険料

領収した保険料	+	保険期間を通じて別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注)
---------	---	--

(注) 別表に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 傷害治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等

の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害治療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害治療費用保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑩ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害治療費用保険金を支払いません。
- (3) 当社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック(Chiropractic)、鍼(Acupuncture)または灸(Moxa cauterly)の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に出した第2条(保険金を支払う場合)(1)の金額については、傷害治療費用保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていない場合は、傷害治療費用保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害治療費用保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害治療費用保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条(当会社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害治療費用保険金の額は、1保険事故に基づく傷害につき、傷害治療費用保険金額をもって限度とします。

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実^(註1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実^(註1)が生じた時以降の期間^(註2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(註3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実^(註1)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率に変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実^(註1)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害治療費用保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害治療費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実^(註1)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実^(註1)に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(註1)が生じ、この保険契約の引受範囲^(註4)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(註1)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害治療費用保険金を支払いません。この場合において、既に傷害治療費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り

ます。

- (注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第9条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第8条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第11条（事故の通知）

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて傷害治療費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第12条（保険金の請求）

- (1) 傷害治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が傷害治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類（注1）のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関（注2）の事故証明書
 - ③ 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ④ 第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 傷害治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
 - ⑦ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

（注1）第2条(3)の規定により被保険者が当会社と提携する機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。

（注2）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注3）傷害治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合としません。

第13条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第11条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第14条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して傷害治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を傷害治療費用保険金として支払った場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、傷害治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せず被保険者またはその法定相続人が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第3条（保険金額の削減）の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

疾病治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病治療費用保険金額	保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	疾病の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
- ① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合
- ア. 責任期間中に発病した疾病
- イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病

の原因が責任期間中に発生したものに限り、

- ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注2）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合

- ア. 一類感染症
- イ. 二類感染症
- ウ. 三類感染症
- エ. 四類感染症

- (2) (1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

- ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

- ア. 医師の診察費、処置費および手術費
- イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
- エ. 職業看護師（注3）費。ただし、謝金および礼金は含みません。
- オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
- カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注4）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注4）で静養するときの宿泊施設（注4）の客室料
- キ. 入院による治療を要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注4）で静養するときの宿泊施設（注4）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- ク. 緊急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めません。
- ケ. 入院または通院のための交通費
- コ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注5）。ただし、日本国内（注6）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

サ. 治療のために必要な通訳雇入費

シ. 疾病治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用

ス. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用

- ② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病（注7）について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注8）

- ③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除

します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費 (注9)

- (3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (4) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(4)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

(注1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

(注3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注6) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

(注7) 合併症および続発症を含みます。

(注8) 5万円を限度とします。

(注9) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

第3条 (保険金額の削減)

当会社は、被保険者が山岳登はん (注1) を行っている間に発病した高山病の治療を要した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料 (注2) を支払っていないときは、次の割合により疾病治療費用保険金額を削減します。

	領収した保険料	
	保険期間を通じて山岳登はん (注1) を	
領収した保険料	+	行う場合に保険契約者が支払うべき
		割増保険料 (注2)

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注2) 当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑥ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群^(注4)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
 - ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ③ 歯科疾病
- (4) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した同条(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 使用済燃料を含みます。

（注3） 原子核分裂生成物を含みます。

（注4） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき疾病治療費用保険金の額は、1疾病^(注)について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

（注） 合併症および続発症を含みます。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または疾病を発病した後にその疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注)を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、

当会社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条(保険料の返還—解除の場合)

前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(事故の通知)

- (1) 被保険者が疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、疾病を発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条(保険金の請求)

- (1) 疾病治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日(注1)からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が疾病治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類(注2)のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
 - ② 責任期間中に第2条(保険金を支払う場合)(1)②に規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
 - ③ 第2条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 疾病治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受け

た者の印鑑証明書(注3)

- ⑥ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑦ その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 第2条(5)の規定により被保険者が当社と提携する機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

(注3) 疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第9条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第21条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第12条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(2)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が費用の全額を疾病治療費用保険金として支払った場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を

(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注2) 当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の疾病死亡保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、次のいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。
- ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
 - ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ③ 歯科疾病

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 疾病死亡保険金の支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重され、第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、疾病の程度が加重され、第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条 (被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合

- ④ 普通保険約款第14条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条 (保険料の返還—解除の場合)

- (1) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病死亡保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 疾病死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書
 - ② 死亡診断書または死体検案書
 - ③ 被保険者の戸籍謄本
 - ④ 法定相続人の戸籍謄本(注2)
 - ⑤ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療

を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書^(注3)

- ⑥ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書
- ⑦ 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注4)
- ⑧ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

(注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。

(注3) 第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当した場合とします。

(注4) 疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条（当会社の指定する医師が作成した死体検案書の要求）

- (1) 当会社は、第8条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条（代位）

当社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第12条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当社は、疾病死亡保険金を支払いません。

- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第13条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

個人賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
親権者等	親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特

- 約および普通保険約款の規定に従い、賠償責任保険金を支払います。
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者等を被保険者とします。ただし、当社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人に加えた身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、親権者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 使用済燃料を含みます。

（注3） 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者は除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者と同居する親族（注1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対しては、賠償責任保険金を支払います。
 - ア. 宿泊施設（注2）の客室（注3）に与えた損害
 - イ. 居住施設（注4）内の部屋（注5）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - ウ. 賃貸業者から保険契約者もしくは被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
 - ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 航空機、船舶（注6）、車両（注7）もしくは銃器（注8）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑪ 汚染物質（注9）の排出、流出、溢（あ）出または漏（は）出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質（注9）の排出、流出、溢（あ）出または漏（は）出が

不測かつ突発的なものである場合は除きます。

- (2) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金または懲罰的賠償金に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- (注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。
(注3) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
(注4) 住宅等の居住施設をいい、ホテル等の宿泊施設を除きます。
(注5) 部屋内の動産を含みます。
(注6) 原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
(注7) 原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
(注8) 空気銃を除きます。
(注9) 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第5条（支払保険金の範囲）

当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限りま

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
② 保険事故が発生した場合において、被保険者が第8条（事故の発生）(1)②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用
③ ②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤ 第9条（当社による解決）(1)に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（保険金の支払額）

当社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の保険事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度とします。
② 前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条④の費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金}}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を賠償責任保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条 (事故の発生)

- (1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 第三者から損害の賠償を受ける(注1)ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないっさいの手段を講ずること。
- ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- (2) (1)①の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容(注2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)①および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、次の金額を差し引いて、賠償責任保険金を支払います。
- ① (1)①もしくは(4)、(2)もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② (1)②に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額ならびに損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (1)③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (当社による解決)

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができま
す。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行

について当会社に協力しなければなりません。

- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が賠償責任保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当会社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

（注）賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する賠償責任保険金請求権（注1）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注3）
- (3) 賠償責任保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、賠償責任保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する賠償責任保険金請求権を除きます。

（注2）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注3）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第12条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額的全額を賠償責任保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 〔(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。〕
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等
 - ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害等

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の搜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1） 搜索、救助または移送をいいます。 （注2） これらの者の代理人を含みます。

救援者費用等保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
保険事故	被保険者が次条(1)①から⑤までのいずれかに該当することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。

① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合

ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。

エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合

イ. 責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限ります。

③ 被保険者が次のいずれかに該当した場合

ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合

イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合

ウ. 責任期間中に被保険者が山岳登山（注3）中に遭難した場合

エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合

オ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

④ 被保険者が責任期間中に誘拐されたことを外務省、事故発生地の在外公館または事故発生地の警察等の公的機関に届出されたこと。

⑤ 被保険者が責任期間中に行方不明になったことを外務省、事故発生地の在外公館または事故発生地の警察等の公的機関に届出されたこと。

(2) (1)①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等

は、医師の診断によります。

- (3) (1)③ウの山岳登山(注3)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の翌日午前0時(注4)以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるもののいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。
- ① 警察その他の公的機関
 - ② サルベージ会社または航空会社
 - ③ 遭難救助隊
- (4) (1)の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から次条に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への救援者費用等保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を(1)の費用として負担したものとみなして救援者費用等保険金をその機関に支払います。

(注1) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

(注2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(注3) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注4) 下山予定地の標準時によります。

第3条 (費用の範囲)

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 航空運賃等交通費
救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、前条(1)③エまたはオの場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊施設の客室料
現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設(注2)の客室料をいい、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)③エまたはオの場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注3)をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から除きます。
 - ア. 被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃
 - イ. 傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①もしくは③または疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)①もしくは③により支払われるべき費用
- ⑤ 遺体処理費用

死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

次に掲げる費用をいい、20万円を限度とします。ただし、傷害治療費用補償特約第2条(1)②または疾病治療費用補償特約第2条(2)②により支払われるべき費用については除きます。

ア. 救援者の渡航手続費 (注4)

イ. 救援者または被保険者が現地において支出した交通費

ウ. 被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費

エ. 救援のために必要な通訳雇人費

オ. アからエまでに掲げるもののほか、アからエまでの費用に類する救援のために必要な費用

(注1) 搜索、救助または移送をいいます。

(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注4) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条 (保険金額の削減)

当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払う場合)(1)②または③に該当したことにより費用が発生した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料(注)を支払っていないときは、次の割合により救援者費用等保険金額を削減します。

領収した保険料	
領収した保険料	+
保険期間を通じて別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注)	

(注) 別表に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)①エに該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。

② ①に規定する者以外の救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用等保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条(1)①エに該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)①アに該当した場合には救援者費

用等保険金を支払います。

- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)①アに該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救援者費用等保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)④または⑤に該当した場合であっても、被保険者のために要求された身代金またはその他これに準じる財物に対しては救援者費用等保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条（救援者費用等保険金の支払）

当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注）についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき救援者費用等保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額を限度とします。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までに規定する事由の場合
その事由の発生1回につき、救援者費用等保険金額
- ② 第2条(1)④および⑤に規定する事由の場合
その事由の発生1回につき、300万円または救援者費用等保険金額のいずれか低い額

第8条（保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後

- の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に第2条(保険金を支払う場合)(1)②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、救援者費用等保険金額を削減します。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率に変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に第2条(保険金を支払う場合)(1)②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、救援者費用等保険金額を削減します。
- (5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による救援者費用等保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から救援者費用等保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは救援者費用等保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注1)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実(注1)に基づかず発生した、第2条(保険金を支払う場合)(1)②または③に該当したことによる費用については適用しません。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注4)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、救援者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救援者費用等保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、ます。

(注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第9条(保険料の返還—解除の場合)

前条(2)または(7)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第10条（事故の通知）

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
- ② 第2条(1)③、④もしくは⑤の場合は、行方不明、遭難もしくは誘拐または同条(1)③、④もしくは⑤の事故発生の状況
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 救援者費用等保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者等が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が救援者費用等保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類（注1）のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険事故発生を証明する書類
- ② 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当社と提携する機関からのその費用の請求書
- ③ 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
- ④ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）第2条（保険金を支払う場合）(4)の規定により被保険者等が当社と提携する機関への救援者費用等保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

（注2）救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を救援者費用等保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより被保険者等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して救援者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を救援者費用等保険金として支払った場合被保険者等が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者等が取得した債権の額から、救援者費用等保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条（重大事由による解除に関する特則）

- (1) 当社は、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注1）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による費用に対しては、当社は、救援者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救援者費用等保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

（注）被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその救援者費用等保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第4条（保険金額の削減）の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

治療・救援費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の搜索 ^(注1) 、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族 ^(注2) をいいます。 (注1) 搜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
治療・救援費用保険金額	保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。
被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
保険事故	被保険者が次条(1)のいずれかに該当することをいいます。ただし、同条(1)①については、傷害の原因となった事故を、同条(1)②については疾病の発病をいいます。

- ⑦ 被保険者が責任期間中に行方不明になったことを外務省、事故発生地の在外公館または事故発生地の警察等の公的機関に届出された場合
- (2) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

- (注1) ③から⑦までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。
- (注2) ③から⑦までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者とします。
- (注3) 義手および義足の修理を含みます。
- (注4) ウに掲げる疾病については責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでとします。
- (注5) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (注6) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。
- (注7) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (注8) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (注9) 下山予定地の標準時によります。

第3条（費用の範囲）

- (1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 被保険者が前条(1)①または②のいずれかに該当したことにより負担した次に掲げる費用のうち、被保険者が治療^(注1)のため現実に支出した金額。ただし、同条(1)①に該当した場合にあっては、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内、同条(1)②に該当した場合にあっては、治療を開始した日^(注2)からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。
- ア. 医師の診察費、処置費および手術費
- イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- ウ. 義手および義足の修理費
- エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
- オ. 職業看護師^(注3)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
- カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
- キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設^(注4)の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設^(注4)で静養するときの宿泊施設^(注4)の客室料
- ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設^(注4)で静養するときの宿泊施設^(注4)の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めません。
- コ. 入院または通院のための交通費
- サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診

療所へ移転するための移転費(注5)。ただし、日本国内(注6)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

ス. 治療・救援費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用

セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用

② 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として入院した場合において、その入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病(注7)について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費(注8)

③ 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、治療を受けその結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注9)

④ 被保険者が前条(1)③から⑦までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次に掲げる費用のうち、被保険者等が現実に支出した金額

ア. 遭難した被保険者を捜索(注10)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用

イ. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。ただし、救援者3名分を限度とし、被保険者が前条(1)④エまたはオに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注10)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設(注4)の客室料。ただし、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。また、被保険者が前条(1)④エまたはオに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注10)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

エ. 治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注5)。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃および①または③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。

オ. 次に掲げる費用。ただし、20万円を限度とし、②の費用は除きます。

(ア) 救援者の渡航手続費(注11)

(イ) 救援者または被保険者が現地において支出した交通費

(ウ) 被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費

(エ) 救援のために必要な通訳雇入費

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、(ア) から (エ) までの費用に類する救援のために必要な費用

カ. 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処

理費用。ただし、100万円を限度とし、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

キ、死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被保険者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

- (2) 前条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から(1)の費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救済費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)および第7条(当会社の責任限度額)から第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)までの規定により算出した治療・救済費用保険金をその機関に支払います。
- (3) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

- (注1) 前条(1)①の場合には義手および義足の修理を含みます。
- (注2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (注3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (注4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注6) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注7) 合併症および続発症を含みます。
- (注8) 5万円を限度とします。
- (注9) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- (注10) 搜索、救助または移送をいいます。
- (注11) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条(保険金額の削減)

- (1) 当会社は、被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④のいずれかに該当した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料(注1)を支払っていないときは、次の割合により治療・救済費用保険金額を削減します。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じて別表2に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注1)}}$$

- (2) 当会社は、被保険者が山岳登山(注2)を行っている間に高山病を発病し第2条(保険金を支払う場合)(1)②のいずれかに該当した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料(注3)を支払っていないときは、次の割合により治療・救済費用保険金額を削減します。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じて山岳登山(注2)を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注3)}}$$

- (3) 第7条（保険金の支払額）(2)の規定により治療・救援費用保険金を支払う場合には、(1)または(2)の規定は被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑦までに該当したことにより発生したそれぞれの費用の算出についてのみ適用し、第7条(2)の治療・救援費用保険金を算出する場合の同条(2)の治療・救援費用保険金額はこれを削減しません。

(注1) 別表2に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

(注2) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注3) 当会社所定の割増保険料をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)⑤エに該当した場合は、第3条（費用の範囲）(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。

② ①に規定する者以外の治療・救援費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が第3条(1)④に掲げる費用に対する治療・救援費用保険金の一部の受取人である場合には、治療・救援費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条(1)⑤エに該当した場合は、第3条(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)⑤アに該当した場合は、第3条(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)⑤アに該当した場合は、第3条(1)④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害または疾病が、当会社が治療・救援費用保険金を支払うべき傷害または疾病の治療によるものである場合には、治療・救援費用保険金を支払います。

⑥ 被保険者に対する刑の執行

⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑧ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑦もしくは⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。

- (3) 当社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。
- ① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ② 歯科疾病
- (4) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cauteria）の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した第3条（費用の範囲）(1)①から③までの金額については、治療・救援費用保険金を支払いません。
- (5) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)⑥または⑦に該当した場合であっても、被保険者のために要求された身代金またはその他これに準じる財物に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害により第2条（保険金を支払う場合）(1)①に該当し第3条（費用の範囲）(1)①から③までに定める費用を支出した場合でも、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていないときは、治療・救援費用保険金を支払いません。

- ① 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、治療・救援費用保険金を支払います。
- ② 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、治療・救援費用保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第7条（当会社の責任限度額）

- (1) 当社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は、次に掲げる額を限度とします。

① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑤までに規定する事由の場合

その事由の発生1回（注）につき、治療・救援費用保険金額

② 第2条(1)⑥および⑦に規定する事由の場合

その事由の発生1回につき、300万円または治療・救援費用保険金額のいずれか低い額

- (2) (1)①の場合において、被保険者が次のいずれかに該当したときは、当社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は次に規定する事由の発生1回につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。

① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①の傷害を直接の原因として、同条(1)③アまたは⑤アに該当した場合

② 第2条(1)②の疾病を直接の原因として、同条(1)③イまたは⑤イもしくはウに該当した場合

③ 第2条(1)④に規定する行方不明、遭難または事故を直接の原因として同条(1)①に該当した場合

(注) その事由の原因が疾病である場合は、合併症および続発症を含め1回と数えます。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が傷害を被った時もしくは疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後もしくは疾病を発病した後はその原因となった事故もしくは疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは治療・救済費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害または疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を治療・救済費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第10条 (保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救済費用保険金額を削減します。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救済費用保険金額を削減します。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による治療・救済費用保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から治療・救済費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは治療・救済費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注1)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実(注1)に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④にかかる保険事故については適用しません。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注4)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、治療・救済費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救済費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (9) 第7条(当会社の責任限度額)(2)の規定により治療・救済費用保険金を支払う場合には、(3)および(4)の規定は被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④に該当したことにより発生したそれぞれの費用の算出についてのみ適用し、第7条(2)の治療・救済費用保険金を算出する場合の同条(2)の治療・救済費用保険金額はこれを削減しません。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。

(注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第11条(被保険者による特約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第12条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第10条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第13条(事故の通知)

- 106 (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または治療・救

援費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①、②、③または⑤の場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
- ② 第2条(1)④、⑥または⑦の場合は、行方不明、遭難もしくは誘拐または同条(1)④、⑥もしくは⑦の事故発生の状況
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて治療・救援費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第14条（保険金の請求）

- (1) 治療・救援費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 第2条(1)②の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日^(注1)からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 第2条(1)③から⑦までのいずれかの場合は、各費用の負担者が費用を負担した時
- (2) 被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療・救援費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類^(注2)のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関^(注3)の事故証明書
 - ③ 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ④ 責任期間中もしくは責任期間終了後72時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期、または責任期間中に第2条（保険金を支払う場合）(1)②ウに規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその

日を含めて30日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書

- ⑤ 被保険者が第2条(1)③から⑦までのいずれかに該当したことを証明する書類
- ⑥ 治療・救済費用保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)(1)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- ⑦ 被保険者の印鑑証明書
- ⑧ 死亡診断書または死体検案書
- ⑨ 被保険者の戸籍謄本
- ⑩ 治療・救済費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)
- ⑪ 当会社が被保険者の(症状・治療内容等)について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑫ その他当会社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

(注1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 第3条(2)の規定により被保険者等が当会社と提携する機関への治療・救済費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。

(注3) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注4) 治療・救済費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第15条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第13条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第21条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害、疾病の程度の認定その他治療・救済費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第16条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者等または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社はその費用に対して治療・救済費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を治療・救済費用保険金として支払った場合被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、治療・救済費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等または被保険

者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条 (普通保険約款の読み替え)

この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)②については、普通保険約款第5条 (保険責任の始期および終期) (5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第18条 (重大事由による解除に関する特則)

- (1) 当社は、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条 (重大事由による解除) (1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注1) を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険事故 (注2) の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第15条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故 (注2) による費用に対しては、当社は、治療・救援費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救援費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が普通保険約款第14条 (重大事由による解除) (1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者に生じた費用 (注3) については適用しません。

(注1) 被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその治療・救援費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(注2) 被保険者が普通保険約款第14条 (重大事由による解除) (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注3) 第3条 (費用の範囲) (1)④に規定する費用に限ります。

第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第4条 (保険金額の削減) (1)の運動等

山岳登山 (注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注2) 操縦 (注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラブレン等をいいます。）を除きます。

疾病に関する応急治療・救援費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
疾病	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
支払対象特約	疾病治療費用補償特約、救援者費用等補償特約および治療・救援費用補償特約のうち、この保険契約に付帯された特約をいいます。
責任開始前疾病	被保険者が責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある疾病をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
臓器移植等	臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に定める臓器の移植をいい、臓器の提供を目的とする摘出を含みます。
被保険者等	被保険者および救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②イまたは治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③イに該当した場合には、被保険者の親族ならびに保険契約者をいいます。
保険金	支払対象特約に定める保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が責任開始前疾病を直接の原因として、責任期間中における症状の急激な悪化（注）により治療を開始した場合には、その責任開始前疾病を責任期間中に発病した疾病とみなし、保険金を支払います。

(注) 責任期間中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、支払対象特約（注1）に掲げる事由のほか、被保険者が次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 責任開始前疾病の治療の開始が責任期間終了後である場合
- ② 被保険者の旅行目的が、責任開始前疾病の治療または症状の緩和を目的とするものである場合
- ③ 責任期間開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で治療を受けることが決定していた場合（注2）

(2) 当会社は、被保険者が前条に該当した場合でも、保険契約者があらかじめ当会社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。

- (注1) 保険金を支払わない場合を追加または削除する特約が付帯されている場合には、これらの特約を含みます。
- (注2) 診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。

第4条 (費用の範囲)

- (1) 当会社は、支払対象特約(注1)に掲げる費用のうち、責任期間中に治療を開始した日(注2)からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに必要としたものに対して、この特約に基づく保険金を支払います。ただし、次に掲げるものを除きます。
- ① 疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)①および治療・救済費用補償特約第3条(費用の範囲)(1)①に掲げる費用のうち、責任期間開始前における医師の処置または処方もしくは健康上の理由により、責任期間中も継続して支出することが予定されていた次に掲げる費用。ただし、責任期間中に新たに医師の処置または処方により必要となった費用については除きます。
- ア. 透析、人工呼吸器(注3)、人工開口部、義手義足等の外部プロステーシス(注4)、人工心臓弁、心臓電子器具(注5)、人工肛門、車椅子その他の器具、挿入物、移植片またはプロステーシス(注4)の継続的な使用に関わる費用
- イ. インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用に関わる費用
- ② 温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用
- ③ あん摩、マッサージ、指圧、鍼灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは全体の費用
- ④ 運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用
- ⑤ 臓器移植等に関わる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等に関わる費用
- ⑥ 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
- ⑦ 毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用
- ⑧ 不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用
- (2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の保険事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

- (注1) 費用の範囲を拡大または縮小する特約が付帯されている場合には、これらの特約を含みます。
- (注2) 合併症および続発症の場合は責任期間中に初めて疾病の治療を開始した日をいいます。
- (注3) 酸素吸入を含みます。
- (注4) 補てつ物をいいます。
- (注5) ベースメーカーをいいます。

第5条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの特約に基づき支払うべき保険金の額は、1責任開始前疾病(注)につき、支払対象特約に規定する保険金額をもって限度とします。

- (注) 合併症および続発症を含みます。

第6条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時

から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 疾病治療費用補償特約に定める疾病治療費用保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日(注1)からその日を含めて30日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 救済者費用等補償特約に定める救済者費用等保険金については、被保険者等が費用を負担した時
 - ③ 治療・救済費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)②アの場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日(注1)からその日を含めて30日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 治療・救済費用補償特約第2条(1)③イの場合は、被保険者等が費用を負担した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類(注2)のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 責任期間中に治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
 - ② 被保険者が救済者費用等補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)②イまたは治療・救済費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)③イに該当したことを証明する書類
 - ③ 保険金の支払を受けようとする第4条(費用の範囲)の費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
 - ⑥ 被保険者が責任開始前疾病を直接の原因として責任期間開始前に治療を開始していたことおよび責任開始前疾病の程度を証明する医師の診断書
 - ⑦ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑧ その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(注1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(5)、救済者費用等補償特約第2条(保険金を支払う場合)(4)または治療・救済費用補償特約第3条(費用の範囲)(2)の規定により被保険者等が当社と提携する機関への保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

(注3) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第7条(普通保険約款および支払対象特約の適用除外)

この特約については、次の規定は適用しません。

- ① 普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)②
- ② 疾病治療費用補償特約第5条(当社の責任限度額)および第10条(保険金の請求)
- ③ 救済者費用等補償特約第7条(当社の責任限度額)および第11条(保険金の請求)
- ④ 治療・救済費用補償特約第7条(当社の責任限度額)および第14条(保険金の請求)

第8条(疾病治療費用補償特約および治療・救済費用補償特約の読み替え)

- 112 (1) この特約については、疾病治療費用補償特約を次のとおり読み替え

て適用します。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定中「治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内に要した費用」とあるのは「責任期間中に治療を開始した日（注1）からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに必要とした費用」
 - ② 第2条(1)①の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまで」とあるのは「責任期間中」
 - ③ 第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の規定中「前条および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求」とあるのは「この特約第6条（保険金の請求）および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求」
- (2) この特約については、治療・救援費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)②の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまで」とあるのは「責任期間中」
 - ② 第3条（費用の範囲）(1)①の規定中「治療を開始した日（注2）からその日を含めて180日以内に要した費用」とあるのは「責任期間中に治療を開始した日（注2）からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに必要とした費用」
 - ③ 第15条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の規定中「前条および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求」とあるのを「この特約第6条（保険金の請求）および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求」

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、支払対象特約およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
妊娠初期の異常	子宮外妊娠その他の日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状をいいます。なお、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

第2条（疾病治療費用補償特約の支払責任の変更）

当社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①および第4条（保険金を支払わない場合）(3)②の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従い、疾病治療費用保険金を被保険者に支払います。

第3条（救援者費用等補償特約の支払責任の変更）

- (1) 当社は、救援者費用等補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②イの規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として継続して同条(1)②イに定める日数以上入院したときには、同特約の規定に従い、救援者費用等保険金をその費用の負担者に支払います。
- (2) (1)の規定は、家族旅行特約第11条（救援者費用等補償特約の読み替え）①により救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)

②が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

第4条（治療・救済費用補償特約の支払責任の変更）

- (1) 当会社は、治療・救済費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②および第5条（保険金を支払わない場合—その1）(3)①の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従い、治療・救済費用補償特約が被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、治療・救済費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③イの規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として継続して同条(1)③イに定める日数以上入院したときには、同特約の規定に従い、治療・救済費用補償特約をその費用の負担者に支払います。
- (3) (2)の規定は、家族旅行特約第14条（治療・救済費用補償特約の読み替え）により治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

入院一時金支払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約が付帯された保険契約に傷害治療費用補償特約および疾病治療費用補償特約または治療・救済費用補償特約が付帯されている場合に適用されます。

第2条（入院一時金の支払）

当会社は、傷害治療費用補償特約に規定する傷害治療費用補償特約、疾病治療費用補償特約に規定する疾病治療費用補償特約または治療・救済費用補償特約に規定する治療・救済費用補償特約のいずれかが支払われる場合で、その原因となった傷害または疾病により被保険者が継続して2日以上入院（注1）したときには、保険証券記載の入院一時金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、入院一時金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病（注2）について、入院一時金の支払は1回に限ります。

（注1）責任期間中に開始した入院に限ります。

（注2）合併症および続発症を含みます。

第3条（保険金の削減）

- (1) 当会社は、被保険者が傷害治療費用補償特約の別表または治療・救済費用補償特約の別表に掲げる運動等を行っている間に被った傷害に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注1）を支払っていない場合は、次の割合により、入院一時金を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + $\frac{\text{保険期間を通じて傷害治療費用補償特約の別表または治療・救済費用補償特約の別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注1）}}{\text{領収した保険料}}$

- (2) 当会社は、被保険者が山岳登山（注2）を行っている間に発病した高山病の治療を要した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料（注3）を支払っていないときは、次の割合により入院一時金を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + $\frac{\text{保険期間を通じて山岳登山（注2）を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注3）}}{\text{領収した保険料}}$

- (注1) 傷害治療費用補償特約の別表または治療・救援費用補償特約の別表に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。
- (注2) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (注3) 当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条（保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた傷害に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、入院一時金を削減します。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率に変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた傷害に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、入院一時金を削減します。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による入院一時金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から入院一時金を削減して支払う旨の被保険者もしくは入院一時金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合は職業または職務の変更の事実（注1）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（注1）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注4）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (7)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当会社は入院一時金を支払いません。この場合において、既に入院一時金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (注3) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、ます。

(注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第5条 (被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または入院一時金を受け取るべき者に、普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または入院一時金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第14条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または入院一時金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限り、
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第6条 (保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第4条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条 (保険金の請求)

- (1) 入院一時金の当会社に対する保険金請求権は、傷害治療費用補償特約に規定する傷害治療費用保険金、疾病治療費用補償特約に規定する疾病治療費用保険金または治療・救援費用補償特約に規定する治療・救援費用保険金のいずれかが支払われる場合で、その原因となった傷害または疾病により被保険者が継続して入院した日数が2日を超えた

時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または入院一時金を受け取るべき者が入院一時金の支払を請求する場合は、責任期間中に入院を開始し、かつ、継続して2日以上入院した事実を記載した病院または診療所の証明書類および当社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものとします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

緊急歯科治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
緊急歯科疾病	責任期間中に生じた歯科疾病症状（注1）の急激な発症・悪化（注2）をいいます。 （注1）装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常（傷害に該当するものを除きます。）により飲食に支障が生じる状態を含みます。 （注2）責任期間中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもっても避けられない症状の変化をいいます。
緊急歯科治療	歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。
歯科医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
疾病治療費用保険金	疾病治療費用補償特約に規定する疾病治療費用保険金をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
治療・救済費用保険金	治療・救済費用補償特約に規定する治療・救済費用保険金をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金をいいます。
保険事故	緊急歯科疾病の発生をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された保険契約に、疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合）(3)③の規定にかかわらず、被保険者が緊急歯科疾病を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療を開始した場合にも、この特約、疾病治療費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。ただし、緊急歯科疾病については、同特約第2条(1)ただし書の規定にかかわらず、責任期間中に要した費用に限りません。
- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約に、治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第5条（保険金を支払わない場合—その1）(3)②の規定にかかわらず、被保険者が緊急歯科疾病を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療を開始した場合にも、この特約、治療・救援費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を支払います。ただし、緊急歯科疾病については、同特約第3条（費用の範囲）(1)①ただし書の規定にかかわらず、責任期間中に要した費用に限りません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された保険契約に、疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約に規定するもののほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた緊急歯科疾病に対しては、保険金を支払いません。
- ① 義歯または歯科矯正装置の欠陥
 - ② 義歯または歯科矯正装置の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由
 - ③ 義歯または歯科矯正装置のすり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観上の損傷
 - ④ ブラッシング、審美歯科治療その他口腔衛生行為
- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約に、治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約に規定するもののほか、(1)①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた緊急歯科疾病に対しては、保険金を支払いません。

第4条（疾病治療費用および治療・救援費用の範囲）

- (1) 緊急歯科疾病により支払う疾病治療費用保険金については、疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、同条(1)の「(2)に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。
- ① 歯科医師の診察費、処置費および手術費
 - ② 歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ③ X線検査費、諸検査費および手術室費
 - ④ この保険契約の保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用
- (2) 緊急歯科疾病により支払う治療・救援費用保険金については、治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）(1)の規定にかかわらず、同条(1)の「前条(1)の費用」とは、(1)①から④までに掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、次に掲げる歯科治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金および治療・救援費用保険金を支払いません。
- ① 緊急歯科治療を伴わない検査
 - ② 義歯の提供を含む治療

- ③ 定期的な治療。ただし、緊急歯科治療と不可分の治療で、かつ、社会通念上妥当なものを除きます。
- ④ 予防治療または審美歯科治療
- ⑤ あらかじめ予定されていたまたは予測されていた治療
- ⑥ その他当社が疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の治療

第5条（当会社の責任限度額）

疾病治療費用補償特約第5条（当会社の責任限度額）または治療・救済費用補償特約第7条（当会社の責任限度額）(1)の規定にかかわらず、当社がこの特約に基づき支払うべき疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金の額は、前条(1)または(2)の費用の額に保険証券記載の縮小割合を乗じた額（注）とし、保険期間を通じ、10万円をもって限度とします。

（注） 保険証券に縮小割合の記載がない場合は、縮小割合を乗じません。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第4条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）(1)または(2)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第4条(1)または(2)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が緊急歯科治療を要しなくなった時または責任期間の終了した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 責任期間中に緊急歯科疾病が生じ、かつ、責任期間中に緊急歯科治療を開始したことおよび緊急歯科疾病の程度を証明する歯科医師の診断書
 - ② 第4条（疾病治療費用および治療・救済費用の範囲）(1)または(2)の費用の支払を証明する領収書
 - ③ 被保険者の印鑑証明書
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 当社が被保険者の症状・治療内容等について歯科医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑥ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

（注） 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第8条（疾病治療費用補償特約および治療・救援費用補償特約の適用除外）

この特約については、次の規定は適用しません。

- ① 疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(5)、第5条（当会社の責任限度額）および第13条（普通保険約款の読み替え）
- ② 治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）(2)、第7条（当会社の責任限度額）および第17条（普通保険約款の読み替え）

第9条（疾病治療費用補償特約および治療・救援費用補償特約の読み替え）

(1) この特約については、疾病治療費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）(3)の規定中「(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等」とあるのは「緊急歯科疾病の発生の認定、緊急歯科治療を開始した時期等」、「医師」とあるのは「歯科医師」
- ② 第4条（保険金を支払わない場合）(1)の規定中「発病した疾病」とあるのは「発病した緊急歯科疾病」
- ③ 第9条（事故の通知）(1)の規定中「疾病を発病した」とあるのは「緊急歯科疾病を発病した」、「発病の状況」とあるのは「緊急歯科疾病の発生の状況」
- ④ 第12条（代位）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(2)①から③までの費用」とあるのは「この特約第4条（疾病治療費用および治療・救援費用の範囲）(1)の費用」

(2) この特約については、治療・救援費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定中「(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等」とあるのは「緊急歯科疾病の発生の認定、緊急歯科治療を開始した時期等」、「医師」とあるのは「歯科医師」
- ② 第5条（保険金を支払わない場合－その1）(1)の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したこと」とあるのは「被保険者に緊急歯科疾病が発生したこと」
- ③ 第13条（事故の通知）(1)①の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)①、②、③または⑤」とあるのは「緊急歯科疾病」
- ④ 第16条（代位）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用」とあるのは「この特約第4条（疾病治療費用および治療・救援費用の範囲）(2)の費用」

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

歯科治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
継続契約	次条に規定する費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等の保険期間の終了日（注）の翌日を保険期間の開始日とする普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約をいいます。 （注）その保険契約または共済契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
歯科医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
歯科治療	歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療のうち、予防治療および矯正治療を除いた治療をいいます。
歯科治療費用保険金額	保険証券記載の歯科治療費用保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	歯科疾病の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が責任期間中に発病した歯科疾病（注）を直接の原因として、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療を開始した場合には、歯科治療費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、歯科治療費用保険金として被保険者に支払います。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降に発生した歯科疾病の原因により発病した歯科疾病を含みます。

第3条（歯科治療費用の範囲）

(1) 前条の歯科治療費用とは、被保険者が歯科治療のために負担した次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、歯科医師の歯科治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

- ① 歯科医師の診察費、処置費および手術費
- ② 歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- ③ X線検査費、諸検査費および手術室費

- ④ この保険契約の保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、次に掲げる歯科治療に要した費用に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。
- ① 歯科治療を伴わない検査
- ② その他当会社が歯科治療費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の歯科治療

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた歯科疾病に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 歯科治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、歯科治療を目的として歯科医師が用いた場合は除きます。
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 使用済燃料を含みます。

（注3） 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（歯科治療費用保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき歯科治療費用保険金の額は、第3条（歯科治療費用の範囲）の歯科治療費用の額に保険証券記載の縮小割合を乗じた額（注）とします。ただし、歯科治療費用保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (2) (1)ただし書の規定にかかわらず、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、保険年度を通じて歯科治療費用保険金額をもって限度とします。
- (3) この保険契約が継続契約である場合において、歯科疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された歯科治療費用保険金の額と、歯科疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された歯科治療費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注） 保険証券に縮小割合の記載がない場合は、縮小割合を乗じません。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が歯科疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または歯科疾病を発病した後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により歯科疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは歯科治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより歯科疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第3条（歯科治療費用の範囲）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を歯科治療費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（事故の通知）

- (1) 被保険者が歯科疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて歯科治療費用保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求書類）

- (1) 歯科治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が歯科治療を要しなくなった時または歯科治療を開始した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるとします。
- (2) 被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が歯科治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 旅行行程中に発病し、かつ、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療を開始したことおよび歯科疾病の程度を証明する歯科医師の診断書
 - ② 第3条（歯科治療費用の範囲）(1)①から④までの費用の支払を証明する領収書
 - ③ 被保険者の印鑑証明書
 - ④ 歯科治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について歯科医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または

証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(注) 歯科治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条 (当社の指定する歯科医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第8条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第21条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、歯科疾病の程度の認定その他歯科治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する歯科医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当社が負担します。

(注) 収入の喪失を含みません。

第11条 (代位)

- (1) 第3条(歯科治療費用の範囲)(1)①から④までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して歯科治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を歯科治療費用保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、歯科治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第12条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

携行品損害補償特約 (再調達価額払用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
携行品損害保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 定期券は除きます。
渡航書発給地	保険事故の生じた地から渡航書の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
保険事故	保険の対象の損害の原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
旅券発給地	保険事故の生じた地から旅券の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、携行品損害保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 携行品損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ⑪ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単

なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害

- ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑬ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払います。
- ⑭ 保険の対象の置き忘れまたは紛失。ただし、日本国外における旅券の置き忘れまたは紛失は除きます。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する次のいずれかに該当する身の回り品とします。
 - ① 被保険者所有の物
 - ② 旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物
- (2) (1)の身の回り品は、居住施設内(注1)にある間は保険の対象に含まれません。
- (3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、保険の対象に含まれます。
 - ② 預金証書または貯金証書(注2)、クレジットカード、自動車等以外の運転免許証その他これらに準ずる物。ただし、旅券については、保険の対象に含まれます。
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 船舶(注3)、自動車等およびこれらの付属品
 - ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等
 - ⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑩ その他保険証券記載の物

(注1) ホテル等の宿泊施設を除いた住宅等の居住施設内をいい、一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

(注2) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

(注3) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当社が支払うべき携行品損害保険金の額は、損害の額から、1回の保険事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (2) (1)ただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に被った損害に対して支払うべき携行

品損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または携行品損害保険金額のいずれか低い額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

- (3) 携行品損害保険金の支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって携行品損害保険金の支払に代えることができます。

第6条（保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 当社が携行品損害保険金を支払うべき前条の損害の額は、その損害が生じた地および時における再調達価額によって定めます。

- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とし、価値の下落（注1）は損害の額に含めません。

- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、生じた損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。

- (4) 第8条（損害の発生）(5)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害の額とします。

- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の発生の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第8条（損害の発生）(5)の費用の合計額を損害の額とします。

- (7) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券の場合には、次に掲げる費用を損害の額とします。ただし、1回の保険事故につき、10万円を限度とします。

① 旅券の取得費用

旅券の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用

ア. 保険事故の生じた地から旅券発給地へ赴く被保険者の交通費

イ. 領事官に納付した発給手数料および電信料

ウ. 旅券発給地における被保険者の宿泊施設（注2）の客室料

エ. 旅券発給用の写真代

オ. 旅券の発給のために必要な通訳雇入費

② 渡航書の取得費用

旅券の発給に代えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用

ア. 保険事故の生じた地から渡航書発給地へ赴く被保険者の交通費

イ. 領事官に納付した発給手数料

ウ. 渡航書発給地における被保険者の宿泊施設（注2）の客室料

エ. 渡航書発給用の写真代

オ. 渡航書の発給のために必要な通訳雇入費

- (8) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が自動車等の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害の額とします。

- (9) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を5万円とみなします。

（注1）格落損をいいます。

（注2）ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を携行品損害保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合には、当社は、次に定める額を携行品損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\text{損害の額} - \begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として算出} \\ \text{した額を支払う旨の約定のない} \\ \text{他の保険契約等によって支} \\ \text{払われるべき保険金または共} \\ \text{済金の合計額} \end{array} = \text{携行品損害} \\ \text{保険金の額}$$

- (3) (1)および(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（損害の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求（注1）権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

- (2) (1)②の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)②および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、次の金額を差し引いて携行品損害保険金を支払います。

- ① (1)①に違反した場合は、損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額
② (1)②、(2)もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当社が被った損害の額
③ (1)③に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたものと認められる額

- (5) 当社は、次に掲げる費用を支払います。

- ① (1)①の損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうちで

必要または有益であったもの

② (1)③の手続のために必要な費用

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

- (1) 携行品損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを使用することができるものとする。
- (2) 被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が携行品損害保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ④ 携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注)
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(注) 携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条（被害物の調査）

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて携行品損害保険金を支払います。

第11条（残存物）

当社が携行品損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して携行品損害保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を携行品損害保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、携行品損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条 (重大事由による解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第14条 (重大事由による解除) (3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 「(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。」

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第4条 (保険の対象の範囲) (3)⑤の運動等

山岳登山 (注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注2) 操縦 (注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除きます。

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 (実損払型)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
寄託手荷物	被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。
航空機	定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	被保険者が目的地に到着してから6時間以内はその目的地で寄託手荷物を受け取ることができ

	<p>なかった(注)ことをいいます。 (注) 寄託手荷物がその目的地に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故による場合に限りま。</p>
目的地	<p>被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた到着地をいい、乗継地を含みます。なお、目的地には日本国を含みます。</p>

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、寄託手荷物が目的地に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、被保険者が目的地に到着してから6時間以内に寄託手荷物を受け取ることができなかったために、被保険者が目的地において負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。

第3条 (費用の範囲)

前条の費用とは、責任期間中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に被保険者が目的地において負担した、次に掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。

① 衣類購入費

寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

② 生活必需品購入費

寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品(注)が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

③ 身の回り品購入費

購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、①および②以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けた場合の費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

(注) ①の衣類を除きます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した費用に対しては、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円をもって限度とします。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条 (事故の通知)

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて寄託手荷物遅延等費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (保険金の請求)

- (1) 寄託手荷物遅延等費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が寄託手荷物遅延等費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 第3条(費用の範囲)①から③までに掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ④ 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)

- ⑤ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して寄託手荷物遅延等費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、寄託手荷物遅延等費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第10条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 〔3〕 (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。 」

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

航空機遅延費用等補償特約（実損払型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出発機	乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だ

	った航空機をいいます。
出発遅延等	出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、航空機の欠航または運休をいいます。
着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
搭乗不能	航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をいいます。
到着機	乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。
保険金	出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金または乗継遅延費用保険金をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった第3条(出発遅延費用等)(1)または第5条(乗継遅延費用)(1)に規定する事由の発生をいいます。
旅行サービス	被保険者が目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスをいいます。
旅行サービス提供・手配機関	旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、保険期間中で、かつ、旅行行程中に次条または第5条(乗継遅延費用)に規定する損害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条 (出発遅延費用等)

- 当会社は、被保険者が搭乗する予定だった航空機について生じた出発遅延等もしくはその航空機の搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更により、その航空機の出発予定時刻(注1)から6時間以内に代替となる他の航空機(注2)を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金として被保険者に支払います。
- (1)の出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金の支払は、1回の出発遅延等、搭乗不能または着陸地変更について2万円を限度とします。

(注1) 着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。

(注2) 着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。

第4条 (出発遅延費用等の範囲)

- 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。
 - 出発地(注1)において、その航空機の代替となる他の航空機(注2)が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設(注3)の客室料、食事代、交通費(注4)および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
 - 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用
- (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注5)とします。

- (注1) 着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。
- (注2) 着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。
- (注3) ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。
- (注4) ホテル等の宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- (注5) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第5条 (乗継遅延費用)

- (1) 当社は、被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、到着機の遅延(注)によって、出発機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないときに、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、乗継遅延費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) (1)の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着機の遅延について2万円を限度とします。
- (3) (2)の「1回の到着機の遅延」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機の遅延をいいます。

- (注) 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。

第6条 (乗継遅延費用の範囲)

- (1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。
 - ① 乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設(注1)の客室料、食事代、交通費(注2)および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
 - ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用
- (2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注3)とします。

- (注1) ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。
- (注2) ホテル等の宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- (注3) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

- ⑤ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第8条 (他の給付等がある場合)

当会社が保険金を支払うべきこの特約に規定する損害または費用について、次のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- ① 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ② 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付^(注)

(注) 他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第3条 (出発遅延費用等) (1)または第5条 (乗継遅延費用) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第4条 (出発遅延費用等の範囲) または第6条 (乗継遅延費用の範囲) の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第4条または第6条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の費用の額は、第4条 (出発遅延費用等の範囲) または第6条 (乗継遅延費用の範囲) に規定する費用の額から、前条に規定する給付等の額を控除した額をいいます。

第10条 (事故の通知)

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当社が被つ

た損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
 - ③ 第4条 (出発遅延費用等の範囲) (1)①および②または第6条 (乗継遅延費用の範囲) (1)①および②に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注)
 - ⑤ その他当会社が普通保険約款第22条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条 (代位)

- (1) 第3条 (出発遅延費用等) (1)または第5条 (乗継遅延費用) (1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社はその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (重大事由による解除に関する特則)

- 当会社は、普通保険約款第14条 (重大事由による解除) (3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。
- 〔(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。〕
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被

保険者に生じた損害等については適用しません。」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

旅行中の事故による緊急費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1） いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注） 水上オートバイを含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
代替機	代替となる他の航空機をいいます。
着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
ツアーオペレーター	海外において地上手配業務を業とする者をいいます。
搭乗不能	航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をいいます。
到着機	乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった予期せぬ偶然な事故の発生をいいます。
目的地	被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた到着地をいい、乗継地を含みます。なお、目的地には日本国を含みます。
予期せぬ偶然な事故	公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行者（注）によりその発生の証明がなされるものに限ります。 （注） ツアーオペレーターを含みます。
旅行事故緊急費用保険金額	保険証券記載の旅行事故緊急費用保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故の直接の結果として、責任期間中に負担を余儀なくされた費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行事故緊急費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当社がこの保険契約に基づき支払うべき旅行事故緊急費用保険金の額は、次条(1)①から⑥までの費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額を、同条(1)⑦の費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額を限度とします。

第3条（費用の範囲）

- (1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。ただし、この保険契約に付帯された他の特約において保険金支払の対象となる費用の額、被保険者が払戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を除きます。また、⑥により支払われるべき金額は①から③までの費用の額から控除します。

① 交通費

② 宿泊施設^(注1)の客室料

③ 被保険者が、次のいずれかに該当する事由により、出発地^(注2)または乗継地において、代替機が利用可能となるまでの間に負担した食事代^(注3)

ア. 次のいずれかに該当する事由により、その航空機の出発予定時刻^(注4)から6時間以内に代替機^(注5)を利用できなかったこと。

(ア) 被保険者が搭乗する予定であった航空機について生じた、出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能

(イ) 被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更

イ. 到着機の遅延^(注6)によって、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと。

④ 国際電話料等通信費

⑤ 渡航手数料^(注7)

⑥ 被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスについて、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスの提供または手配を行う機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用

⑦ 航空機^(注8)への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物^(注9)が、目的地に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、被保険者が目的地に到着してから6時間以内に寄託手荷物を受け取ることができなかったために、被保険者がその目的地において負担した身の回りの購入費用^(注10)。ただし、航空機^(注8)がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。

- (2) 被保険者が負担した(1)の費用が、社会通念上妥当な金額、または、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当社はその超過額に対しては旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

(注1) ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。

(注2) 着陸地変更により着陸した地を含みます。

(注3) 保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の10%を限度とします。

(注4) 着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。

(注5) (イ)の場合には、着陸地変更したその航空機を含みます。

(注6) 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠

航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。

(注7) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(注8) 定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。

(注9) 旅行行程中に携行する身の回り品に限ります。

(注10) 身の回り品の貸与を受けた場合の費用を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 妊娠、出産、早産もしくは流産またはこれらに起因する疾病の発病

⑥ 歯科疾病の発病または症状の悪化

⑦ 被保険者に対する刑の執行

⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

⑬ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって生じた費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害によって負担した費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、旅行事故緊急費用保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、旅行事故緊急費用保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)のほか、保険料領収前または責任期間開始前に原因の生じた保険事故に対しても、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を旅行事故緊急費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合この保険契約の支払責任額^(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等において、支払責任額がこの保険契約の支払責任額を超えるものがある場合は、他の保険契約等のうち最も高い支払責任額とします。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 保険事故発生の日時、場所、費用発生の状況を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 第三者から損害の賠償を受ける^(注1)ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- (2) (1)②の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容^(注2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)②および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、次の金額を差し引いて旅行事故緊急費用保険金を支払います。
 - ① (1)①に違反した場合は、費用の発生および拡大を防止することが

できたと認められる額

- ② (1)②、(2)もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ (1)③に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額
- (5) 当社は、次に掲げる費用を支払います。
- ① (1)①の費用の発生および拡大の防止のために要した費用のうちで必要または有益であったもの
 - ② (1)③の手続のために必要な費用

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 旅行事故緊急費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が旅行事故緊急費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者の事故証明書
 - ③ 第3条(費用の範囲)(1)①から⑦までに掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ④ 旅行事故緊急費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑤ 疾病が保険料領収日または責任期間開始日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書
 - ⑥ その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 旅行事故緊急費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して旅行事故緊急費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が費用の全額を旅行事故緊急費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、旅行事故緊急費用保険金がか支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。

第12条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 「(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。」

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第5条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

旅行キャンセル費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運送・宿泊機関等	被保険者等が利用を予定していた運送機関または宿泊機関等をいいます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さ

	ない状態であると医師が判断した場合をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を除きます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
出国中止	被保険者が旅行について出国を中止することをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
損害	消防または避難に必要な処置によって被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。
退避勧告等	日本国政府または在外公館が発出する危険情報または感染症危険情報における退避勧告または渡航中止勧告をいいます。
同行予約者	被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行する者をいいます。
渡航先	被保険者等がこれから訪れるまたは経由する予定の渡航先をいいます。
入院	他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
被保険者等	被保険者または同行予約者をいいます。
保険事故	被保険者の出国中止の原因となった次条(1)①から⑨までのいずれかに該当することをいいます。
旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。
旅行代金	被保険者が旅行業者に支払った旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃、観光料金、宿泊料金、食料料金等の旅行サービスにかかる費用および旅券印紙代、査証料等の渡航手続諸費用ならびにこれらに関する企画料金をいいます。ただし、払戻しが受けられる場合は、これを控除した額とします。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、旅行について出国を中止した場合に、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行キャンセル費用保険金としてその費用の負担者に支払います。
- ① 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤になった場合
 - ② 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が継続して3日以上に及んだ場合^(注1)に限ります。
 - ③ 被保険者等が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者等が山岳登山^(注2)中に遭難した場合
 - ④ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者等の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
 - ⑤ 被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかに該当する事由によって損害を受け、その損害の額^(注3)が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発^(注4)
 - イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊
 - ⑥ 被保険者等が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合
 - ⑦ 渡航先において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(注5)またはテロ行為^(注6)
 - ウ. 運送・宿泊機関等の事故または火災
 - エ. 渡航先に対する退避勧告等の発出^(注7)
 - ⑧ 被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
 - ⑨ 被保険者等に対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- (2) (1)①または②に規定する被保険者等と被保険者等以外の者との続柄は、(1)①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、(1)①または②に該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者等が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を(1)①または②に該当した時において被保険者等の配偶者であったものとみなします。

(注1) これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとします。

(注2) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

(注3) 損害が生じた地および時におけるその建物または家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額とします。

(注4) 「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な

事態と認められる状態をいいます。

(注6) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注7) 退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

第3条（費用の範囲）

前条(1)の費用とは、旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。

① 取消料、違約料等

被保険者が出国中止した日以後に提供を受ける旅行サービス^(注1)について、出国中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等もしくは旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。

② 渡航手続費

渡航手続費^(注2)として、被保険者が出国中止したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。ただし、出国中止した後においても使用できるものにして支出した費用を除きます。

(注1) 出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。

(注2) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑤までのいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行キャンセル費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は同条(1)⑤には適用しません。

① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が旅行キャンセル費用保険金の一部の受取人である場合には、旅行キャンセル費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格^(注2)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者に対する刑の執行

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑦ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑧ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族が頸部症候群^(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それ

を裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行キャンセル費用保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。
(注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行キャンセル費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合は除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、旅行キャンセル費用保険金を支払います。
イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合は除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、旅行キャンセル費用保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（旅行キャンセル費用保険金の支払額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき旅行キャンセル費用保険金の額は、第3条（費用の範囲）の費用の額に保険証券記載の縮小割合(注)を乗じた額とします。ただし、保険証券記載の旅行キャンセル費用保険金額をもって支払の限度とします。

- (注) 保険証券に縮小割合の記載がない場合は、縮小割合を乗じません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を旅行キャンセル費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約における当社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載された契約日の翌日の午前0時に始まり、出国した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料領取前または保険証券に記載された契約日以前に第2条（保険金を支払う場合）(1)①もしくは③から⑨までのいずれかに該当していたためまたは同条(1)②の入院を開始していたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行キャンセル費用保険金を支払いません。

第9条（保険料の返還）

普通保険約款第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）または同第20条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、既に払い込まれたこの特約にかかる保険料は返還しません。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）(2)、同第16条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)または同第17条（保険料の返還または請求－契約年齢の誤りの処置の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合
- ② 普通保険約款第11条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効した場合
- ③ 普通保険約款第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合

第10条（損害の発生）

- (1) 保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合は、保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国中止の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)のほか、保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合は、保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行者を通じて、それらの者と契約を解除する等第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (3) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(3)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて旅行キャンセル費用保険金を支払います。
- ① (1)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (2)の規定に違反した場合は、発生および拡大を防止することができたと認められる費用の額

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 旅行キャンセル費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が費用を負担した時

- から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者が旅行キャンセル費用保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第12条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑨までの費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して旅行キャンセル費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を旅行キャンセル費用保険金として支払った場合

保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、旅行キャンセル費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条 (重大事由による解除に関する特則)

- (1) 当社は、保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。

- (2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による費用に対しては、当社は、旅行キャンセル費用保険金を支払いません。この場合において、既に旅行キャンセル費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者等(注2)が普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等(注2)に生じた費用については適用しません。

(注1) 被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(注2) 保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者をいいます。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第5条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 保険金請求書類

	出国中止の原因となった第2条（保険金を支払う場合）(1)の事由						
	①②	③④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害（事故）状況報告書	○ (傷害の場合)		○				
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○ (傷害の場合)		○		○		
5. 疾病の内容を証明する医師の診断書	○ (疾病の場合)						
6. 入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書類	○						
7. 第3条（費用の範囲）①および②に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書（企画旅行の場合は、旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類）	○	○	○	○	○	○	○
8. 保険契約者、被保険者または旅行キャンセル費用保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○
9. 旅行キャンセル費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（旅行キャンセル費用保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○

	出国中止の原因となった第2条 (保険金を支払う場合) (1)の事 由						
	①②	③④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
10. 被保険者等が第2条(保険金を支払う場合) (1)③または④に該当したことを証明する書類		○					
11. 死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○						
12. 被保険者等との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○						
13. 建物または家財の損害の程度を証明する書類			○				
14. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				○			
15. 渡航先を証明する書類					○		
16. 第2条(保険金を支払う場合) (1)⑦の事由が発生したことを証明する書類					○		
17. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類						○	
18. 災害対策基本法第60条(市町村長の避難の指示等)または第61条(警察官等の避難の指示)に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類							○
19. 同行予約者またはその親族である場合は同行予約者であることを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○
20. その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○

旅行中断費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運送・宿泊機関等	被保険者等が利用を予定していた運送機関または宿泊機関等をいいます。
帰国費用	<p>旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。</p> <p>① 航空運賃等交通費 被保険者の帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から控除します。</p> <p>ア. 被保険者が旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃</p> <p>イ. 傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①もしくは③、疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(2)①もしくは③、救援者費用等補償特約第3条（費用の範囲）④または治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）(1)①、③もしくは④により支払われるべき費用</p> <p>② 宿泊施設（注1）の客室料および諸雑費</p> <p>ア. 帰国の行程における被保険者の宿泊施設（注1）の宿泊料をいい、14日分を限度とします。ただし、被保険者が旅行中断したことにより払戻しを受けた金額もしくは被保険者が負担することを予定していた金額または傷害治療費用補償特約第2条(1)③、疾病治療費用補償特約第2条(2)③もしくは治療・救援費用補償特約第3条(1)③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。</p> <p>イ. 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手續費（注2）等をいいます。</p> <p>ウ. アおよびイの費用は、合計して20万円を限度とします。</p> <p>（注1） ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。</p> <p>（注2） 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。</p>
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
競技等	<p>競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。</p> <p>（注1） いずれもそのための練習を含みます。</p> <p>（注2） 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。</p>

航空券等	被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券または乗船券等(注)をいいます。 (注) 利用する日時が被保険者の出国後3か月以内で、かつ、特定されているものをいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を除きます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
損害	消防または避難に必要な処置によって被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。
退避勧告等	日本国政府または在外公館が発出する危険情報または感染症危険情報における退避勧告または渡航中止勧告をいいます。
中途帰国	旅行中断をし、直接帰国することをいいます。
同行予約者	被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行する者をいいます。
渡航先	被保険者等が訪れている渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の渡航先をいいます。
入院	他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
被保険者等	被保険者または同行予約者をいいます。
保険事故	被保険者の中途帰国の原因となった次条(1)①から⑨までのいずれかに該当することをいいます。
旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。
旅行代金	被保険者が旅行業者に支払った旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃、観光料金、宿泊料金、食事料金等の旅行サービスにかかる費用および旅券印紙代、査証料等の渡航手続諸費用ならびにこれらに関する企画料金をいいます。ただし、払戻しが受けられる場合は、これを控除した額とします。
旅行中断	被保険者が旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめることをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、中途帰国した場合に、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行中断費用保険金としてその費用の負担者に支払います。
- ① 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤になった場合
 - ② 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合
 - ③ 被保険者等が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者等が山岳登山（注1）中に遭難した場合
 - ④ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者等の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
 - ⑤ 被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかに該当する事由によって損害を受け、その損害の額（注2）が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発（注3）
 - イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊
 - ⑥ 被保険者等が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合
 - ⑦ 渡航先において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注4）またはテロ行為（注5）
 - ウ. 運送・宿泊機関等の事故または火災
 - エ. 渡航先に対する退避勧告等の発出（注6）
 - ⑧ 被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が寄せられた場合
 - ⑨ 被保険者等に対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- (2) (1)①または②に規定する被保険者等と被保険者等以外の者との続柄は、(1)①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、(1)①または②に該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者等が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を(1)①または②に該当した時において被保険者等の配偶者であったものとみなします。

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

(注2) 損害が生じた地および時におけるその建物または家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。

(注3) 「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注6) 退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

第3条 (費用の範囲)

(1) 前条(1)の費用とは、旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。

① 取消料、違約料等

被保険者が旅行中断した日以後に提供を受ける旅行サービス(注1)について、旅行中断したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等もしくは旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。

② 渡航手続費

渡航手続費(注2)として、被保険者が旅行中断したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。ただし、旅行中断した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が中途帰国した場合で、旅行が企画旅行であるときは、前条(1)の費用とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\text{旅行中断費用} \times \frac{\text{旅行日程のうち、日本国} \\ \text{保険金額} \quad \times \quad \text{に入国した日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{前条(1)の} \\ \text{費用}$$

(3) (2)の旅行中断費用保険金額が旅行代金を超える場合は、当社は、旅行代金を保険金額とみなします。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、中途帰国したときの帰国費用が(1)から(3)までの規定により算出された費用の額を上回るときは、帰国費用を前条(1)の費用とします。

① 航空券等の購入の予約がなされており、これから航空券等の費用の支払を要する場合または航空券等が購入されており、既に航空券等の費用を支払っている場合

② 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合

(注1) 出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限りします。

(注2) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑤までのいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行中断費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は同条(1)⑤には適用しません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の旅行中断費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が旅行中断費用保険金の一部の受取人である場合には、旅行中断費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りします。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常

- な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑦ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族が頸部症候群^(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行中断費用保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行中断費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、旅行中断費用保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、旅行中断費用保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（旅行中断費用保険金の支払額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき旅行中断費用保険金の額は、第3条（費用の範囲）の費用の額に保険証券記載の縮小割合^(注)を乗じた額とします。ただし、保険証券記載の旅行中断費用保険金額をもって支払の限度とします。

- (注) 保険証券に縮小割合の記載がない場合は、縮小割合を乗じません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合

計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を旅行中断費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、出国した時に始まり、住居に帰着した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前または出国日前日以前に第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑨までのいずれかに該当していたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行中断費用保険金を支払いません。

第9条（損害の発生）

- (1) 保険事故の発生により被保険者が中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび中途帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)のほか、保険事故の発生により被保険者が旅行中断した場合は、保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (3) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(3)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて旅行中断費用保険金を支払います。
 - ① (1)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (2)の規定に違反した場合は、発生および拡大を防止することができたと思われる費用の額

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条（保険金の請求）

- (1) 旅行中断費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者が旅行中断費

用保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第11条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑨までの費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して旅行中断費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を旅行中断費用保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、旅行中断費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および旅行中断費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第12条（重大事由による解除に関する特則）

- (1) 当社は、保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注1）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による費用に対しては、当社は、旅行中断費用保険金を支払いません。この場合において、既に旅行中断費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者等（注2）が普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注2）に生じた費用については適用しません。

（注1）被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその旅行中断費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

（注2）保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者をいいます。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第5条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 保険金請求書類

	中途帰国の原因となった第2条（保険金を支払う場合）(1)の事由						
	①②	③④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害（事故）状況報告書	○ (傷害の場合)		○				
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○ (傷害の場合)		○		○		
5. 疾病の内容を証明する医師の診断書	○ (疾病の場合)						
6. 入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書類	○						
7. 第3条（費用の範囲）(1)①および②に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書（企画旅行の場合は、旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類）	○	○	○	○	○	○	○
8. 帰国費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	○	○	○	
9. 保険契約者、被保険者または旅行中断費用保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○
10. 旅行中断費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（旅行中断費用保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○
11. 被保険者等が第2条（保険金を支払う場合）(1)③または④に該当したことを証明する書類		○					
12. 死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○						

	中途帰国の原因となった第2条 (保険金を支払う場合) (1)の事 由							
	①②	③④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
13. 被保険者等との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○							
14. 建物または家財の損害の程度を証明する書類			○					
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				○				
16. 渡航先を証明する書類					○			
17. 第2条(保険金を支払う場合)(1)⑦の事由が発生したことを証明する書類					○			
18. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類						○		
19. 災害対策基本法第60条(市町村長の避難の指示等)または第61条(警察官等の避難の指示)に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類							○	
20. 同行予約者またはその親族である場合は同行予約者であることを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	
21. その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○	

クルーズ旅行取消費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運送・宿泊機関等	被保険者が利用を予定していた運送機関または宿泊機関等をいいます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。

競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を除きます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
出国中止	被保険者が旅行について出国を中止することをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
損害	消防または避難に必要な処置によって被保険者または同室予約者の居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。
同室予約者	被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限り、ます。
入院	他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り、ます。
保険事故	被保険者の出国中止の原因となった次条(1)①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。
旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、旅行について出国を中止した場合に、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、取消費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
- ② 被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは2親等内の親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が継続して被保険者および同室予約者については3日以上、その他の者については7日以上に及んだ場合（注1）に限り、ます。
- ③ 被保険者または同室予約者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかに該当する事由によって損害を受け、その損害の額（注2）が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発（注3）
 - イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等に

よる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災

ウ、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊

- ④ 被保険者または同室予約者が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合
 - ⑤ 被保険者または同室予約者が傷害または疾病を直接の原因として治療を受け、医師の指示により出国を中止した場合
 - ⑥ 被保険者に対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- (2) (1)①または②に規定する被保険者または同室予約者とこれらの者以外の者ととの続柄は、(1)①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、(1)①または②に該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を(1)①または②に該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

(注1) これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとします。

(注2) 損害が生じた地および時におけるその建物または家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。

(注3) 「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条（費用の範囲）

(1) 前条(1)の費用とは、旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。

① 取消料、違約料等

被保険者が出国中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等もしくは旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。

② 渡航手続費

渡航手続費（注）として、被保険者が出国中止したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。ただし、出国中止した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、既に被保険者が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は、前条(1)の費用には含まれません。

(注) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)①、②、③および⑤のいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は同条(1)③には適用しません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の取消費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が取消費用保険金の一部の受取人である場合には、取消費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

- ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (5) 被保険者に対する刑の執行
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (9) (6)から(8)までの事由に随伴して生じた事故もしくはは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくはは疾病
- (10) (8)以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくはは2親等内の親族が頸部症候群(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足り医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)②または⑤に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条(保険金を支払う場合)(1)①、②または⑤のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、取消費用保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、取消費用保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき取消費用保険金の額は、保険証券記載のクルーズ旅行取消費用保険金額をもって限度とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済

金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を取消費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約における当社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載された契約日の翌日の午前0時に始まり、被保険者が出国した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社は、保険料領収前もしくは保険証券に記載された契約日以前に第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑥までのいずれかに該当していたためまたはその原因(注)が生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。
- (4) (3)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(注) 被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等内の親族について、第2条(1)①の死亡もしくは危篤、同条(1)②の入院または同条(1)⑤の医師の指示による出国中止の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。

第9条（保険料の返還）

普通保険約款第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）または同第20条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、既に払い込まれたこの特約にかかる保険料は返還しません。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）(2)、同第16条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)または同第17条（保険料の返還または請求－契約年齢の誤りの処置の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合
- ② 普通保険約款第11条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効した場合
- ③ 普通保険約款第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合

第10条（損害の発生）

- (1) 保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合は、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国中止の状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)のほか、保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合は、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (3) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(3)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて取消費用保険金を支払います。
- ① (1)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② (2)の規定に違反した場合は、発生および拡大を防止することができたと認められる費用の額

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 取消費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が取消費用保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第12条 (代位)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1)①から⑥までの費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して取消費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を取消費用保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、取消費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および取消費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第6条 (告知義務) (3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因 (被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等内の親族について、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)①の死亡もしくは危篤、同条(1)②の入院または同条(1)⑤の医師の指示による出国中止の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。)が生じる前に」と読み替えて適用します。

第14条 (重大事由による解除に関する特則)

- (1) 当会社は、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条 (重大事由による解除) (1)③アからオ

までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注1）を解除することができます。

- (2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による費用に対しては、当会社は、取消費用保険金を支払いません。この場合において、既に取消費用保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者等（注2）が普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注2）に生じた費用については適用しません。

(注1) 被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその取消費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(注2) 保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者をいいます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第5条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 保険金請求書類

	出国中止の原因となった第2条（保険金を支払う場合）(1)の事由					
	①	② (注1)	③	④	⑤ (注2)	⑥
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害（事故） 状況報告書	○ (傷害の 場合)	○ (傷害の 場合)	○		○ (傷害の 場合)	
4. 公の機関（やむを得ない場合 には、第三者）の事故証明書	○ (傷害の 場合)	○ (傷害の 場合)	○		○ (傷害の 場合)	

	出国中止の原因となった第2条 (保険金を支払う場合) (1)の事由					
	①	② (注1)	③	④	⑤ (注2)	⑥
5. 疾病が保険料領収日または保険証券に記載された契約日のうちいずれか遅い日の翌日以降に発病していることを証明する医師の診断書	<input type="radio"/> (疾病の場合)	<input type="radio"/> (疾病の場合)			<input type="radio"/> (疾病の場合)	
6. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類		<input type="radio"/>				
7. 第3条(費用の範囲)(1)①および②に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 旅行契約書等旅行契約の存在を証明する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 取消費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(取消費用保険金の請求を第三者に委任する場合)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. 死亡診断書もしくは死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	<input type="radio"/>					
12. 被保険者または同室予約者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
13. 建物または家財の損害の程度を証明する書類			<input type="radio"/>			
14. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				<input type="radio"/>		
15. 医師の指示により出国を中止したことを記載した病院または診療所の証明書					<input type="radio"/>	
16. 災害対策基本法第60条(市町村長の避難の指示等)または第61条(警察官等の避難の指示)に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類						<input type="radio"/>
17. 同室予約者であることを証明する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

	出国中止の原因となった第2条 (保険金を支払う場合) (1)の事由					
	①	② (注1)	③	④	⑤ (注2)	⑥
18. その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○

(注1) 死亡に至った場合は、①の規定によります。

(注2) 死亡に至った場合は①、第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当する入院に至った場合には②の規定によります。

家族旅行特約

第1章 総則

第1条 (被保険者の範囲)

この特約により、普通保険約款およびこれに付帯される特約における被保険者は、普通保険約款第1条(用語の定義)被保険者の規定にかかわらず、本人(注1)および保険証券記載の次に掲げる者(注2)とします。

- ① 本人(注1)の配偶者(注3)
- ② 本人(注1)または配偶者(注3)と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人(注1)または配偶者(注3)と生計を共にする別居の未婚の子

(注1) 保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

(注2) 本人(保険証券の本人欄に記載の者をいいます。)を含めて、以下「家族」といいます。

(注3) 本人(保険証券の本人欄に記載の者をいいます。)と婚姻の届出を予定している者を含みます。

第2章 傷害死亡保険金支払特約が付帯される場合の取扱い

第2条 (傷害死亡保険金の削減)

- (1) 当社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その傷害に対し、次の割合により、傷害死亡保険金を削減します。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{家族旅行特約を付帯しない場合の}} \\ \text{保険契約者が支払うべき保険料}$$

- (2) (1)の規定が傷害死亡保険金支払特約第3条(保険金の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の傷害死亡保険金に対して適用します。

第3章 傷害後遺障害保険金支払特約が付帯される場合の取扱い

第3条 (傷害後遺障害保険金の削減)

- (1) 当社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、

その傷害に対し、次の割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。

領収した保険料
家族旅行特約を付帯しない場合の
保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が傷害後遺障害保険金支払特約(注)第3条(保険金の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の傷害後遺障害保険金に対して適用します。

(注) 傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型)または傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)をいいます。

第4章 傷害治療費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第4条(傷害治療費用保険金額の削減)

- (1) 当社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その傷害に対し、次の割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。

領収した保険料
家族旅行特約を付帯しない場合の
保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が傷害治療費用補償特約第3条(保険金額の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の傷害治療費用保険金額に対して適用します。

第5章 疾病治療費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第5条(疾病治療費用保険金額の削減)

- (1) 当社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その疾病治療に対し、次の割合により、疾病治療費用保険金額を削減します。

領収した保険料
家族旅行特約を付帯しない場合の
保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が疾病治療費用補償特約第3条(保険金額の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の疾病治療費用保険金額に対して適用します。

第6章 疾病死亡保険金支払特約が付帯される場合の取扱い

第6条(疾病死亡保険金の削減)

- (1) 当社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その疾病死亡に対し、次の割合により、疾病死亡保険金を削減します。

領収した保険料
家族旅行特約を付帯しない場合の
保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が疾病死亡保険金支払特約第3条(保険金の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の疾病死亡保険金に対して適用します。

第7章 個人賠償責任補償特約が付帯される場合の取扱い

第7条（個別適用）

個人賠償責任補償特約の規定は、同特約第6条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第8章 携行品損害補償特約が付帯される場合の取扱い

第8条（個別適用）

携行品損害補償特約（注）の規定は、同特約第5条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

（注）携行品損害補償特約（再調達価額払用）または携行品損害補償特約（時価払用）をいいます。

第9章 救援者費用等補償特約が付帯される場合の取扱い

第9条（用語の定義）

救援者費用等補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
救援者	被災者（注1）の搜索（注2）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注3）をいいます。 （注1）救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当する場合は、継続して3日以上入院した者に限ります。 （注2）搜索、救助または移送をいいます。 （注3）これらの者の代理人を含みます。ただし、付添者を除きます。
現地	事故発生地、その被災者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
付添者	被災者以外の被保険者をいいます。
被災者	救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した被保険者をいいます。

第10条（個別適用）

救援者費用等補償特約の規定は、同特約第4条（保険金額の削減）、第7条（当会社の責任限度額）、および第8条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に係る通知義務の場合）(3)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第11条（救援者費用等補償特約の読み替え）

この特約については、救援者費用等補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（保険金を支払う場合）(1)②

「② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院（注1）した場合。ただし、次条②ア、③ア、④、⑤および⑥アの費用を支払うのは、継続して3日以上入院（注1）した場合に限ります。

イ. 責任期間中に発病し、かつ、治療を開始した疾病（注2）を直接の原因として入院（注1）した場合。ただし、次条②ア、③ア、

④、⑤および⑥アの費用を支払うのは、継続して3日以上入院^(注1)した場合に限ります。」

② 第3条（費用の範囲）

「第3条（費用の範囲）

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。ただし、次に掲げる費用のうち、傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)または疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(2)により支払われる費用がある場合は、その額を控除します。

① 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索^(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者の中からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 航空運賃等交通費

航空運賃等交通費とは、次に掲げるものをいいます。

ア. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、被災者1名につき救援者3名分を限度とします。ただし、前条(1)③エまたはオの場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

イ. 前条(1)のいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国^(注2)するために、被保険者が現実に支出した付添者の船舶、航空機等の運賃をいいます。ただし、これにより被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

③ 宿泊施設の客室料

宿泊施設の客室料とは、次に掲げるものをいいます。

ア. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設^(注3)の客室料をいい、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)③エまたはオの場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

イ. 前条(1)のいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が捜索^(注1)、看護または事故処理を行うために、被保険者が現実に支出した付添者の当初の旅行行程に復帰するまでまたは直接帰国^(注2)するまでの宿泊施設^(注3)の客室料をいい、14日分を限度とします。ただし、これにより被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

④ 移送費用

死亡した被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費^(注4)をいいます。ただし、被災者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被災者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑤ 遺体処理費用

死亡した被災者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、被災者1名につき100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

次に掲げる費用をいい、合計して、40万円を限度とします。

ア. 救援者の渡航手続費^(注5)

イ. 救援者または被保険者が現地において支出した交通費

ウ. 被災者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費

エ. 救援のために必要な通訳雇入費

オ. アからエまでに掲げるもののほか、アからエまでの費用に類する救援のために必要な費用

(注1) 搜索、救助または移送をいいます。

(注2) 最終目的地への到着をいいます。

(注3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注4) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注5) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第10章 治療・救援費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第12条 (用語の定義)

治療・救援費用補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
救援者	被災者 ^(注1) の搜索 ^(注2) 、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族 ^(注3) をいいます。 (注1) 治療・救援費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)③に該当する場合は、継続して3日以上入院した者に限ります。 (注2) 搜索、救助または移送をいいます。 (注3) これらの者の代理人を含みます。ただし、付添者を除きます。
現地	事故発生地、その被災者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
付添者	被災者以外の被保険者をいいます。
被災者	治療・救援費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)③から⑦までのいずれかに該当した被保険者をいいます。

第13条 (治療・救援費用保険金額の削減)

(1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その負担した費用に対し、次の割合により、治療・救援費用保険金額を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の
保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が治療・救援費用補償特約第4条(保険金額の削減)(1)または(2)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の治療・救援費用保険金額に対して適用します。

第14条(治療・救援費用補償特約の読み替え)

この特約により、治療・救援費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条(保険金を支払う場合)(1)③

- 「③ 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院(注6)した場合。ただし、次条(1)④イ、エ、カ、キおよびクの費用ならびにケに規定する救援者の渡航手続費および救援者の支出した費用を支払うのは、継続して3日以上入院(注6)した場合に限ります。
イ. 責任期間中に発病し、かつ、治療を開始した疾病(注7)を直接の原因として入院(注6)した場合。ただし、次条(1)④イ、エ、カ、キおよびクの費用ならびにケに規定する救援者の渡航手続費および救援者の支出した費用を支払うのは、継続して3日以上入院(注6)した場合に限ります。」

② 第3条(費用の範囲)

「第3条(費用の範囲)

(1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 被保険者が前条(1)①または②のいずれかに該当し治療を受けその結果負担した次に掲げる費用のうち、被保険者が治療(注1)のため現実に支出した金額。ただし、同条(1)①に該当した場合にあっては、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内、同条(1)②に該当した場合にあっては、治療を開始した日(注2)からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
ア. 医師の診察費、処置費および手術費
イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
ウ. 義手および義足の修理費
エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
オ. 職業看護師(注3)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設(注4)の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設(注4)で静養するときの宿泊施設(注4)の客室料
ク. 入院による治療を要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設(注4)で静養するときの宿泊施設(注4)の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合限り費用の範囲に含まれます。
コ. 入院または通院のための交通費
サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(注5)。ただし、日本国内(注6)の病院または診療所へ移転した場合には、

被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

ス. 治療・救済費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用

セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用

② 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として入院した場合において、その入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病(注7)について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費(注8)

③ 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注9)

④ 被保険者が前条(1)③から⑦までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次に掲げる費用のうち、被保険者等が現実に支出した金額

ア. 遭難した被保険者を捜索(注10)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者の中からの請求に基づいて支払った費用

イ. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。ただし、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、被災者が前条(1)④エまたはオに該当した場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索(注10)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

ウ. 当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国(注11)するため、被保険者が現実に支出した付添者の船舶、航空機等の運賃。ただし、これにより被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

エ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設(注4)の客室料。ただし、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。また、被災者が前条(1)④エまたはオに該当した場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索(注10)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

オ. 当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が捜索(注10)、看護または事故処理を行うために、被保険者が現実に支出した付添者の当初の旅行行程に復帰するまでまたは直接帰国(注11)するまでの宿泊施設(注4)の客室料をいい、14日分を限度とします。ただし、これにより被保険者が払

戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

- カ. 治療を継続中の被災者を保険証券記載の被保険者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費^(注12)。ただし、被災者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被災者が負担することを予定していた帰国のための運賃および①または③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。
- キ. 死亡した被災者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、被災者1名につき100万円を限度とし、花代、読経代および式場費等葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。
- ク. 死亡した被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被災者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被災者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

ケ. 次に掲げる費用。ただし、40万円を限度とし、②の費用は除きます。

(ア) 救援者の渡航手続費^(注13)

(イ) 救援者または被保険者が現地において支出した交通費

(ウ) 被災者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費

(エ) 救援のために必要な通訳雇入費

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、(ア) から (エ) までの費用に類する救援のために必要な費用

(2) 前条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から(1)①から④までの費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救援費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)および第7条(当会社の責任限度額)から第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)までの規定により算出した治療・救援費用保険金をその機関に支払います。

(3) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

(注1) 前条(1)①の場合には義手および義足の修理を含みます。

(注2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注6) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

(注7) 合併症および続発症を含みます。

(注8) 5万円を限度とします。

- (注9) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- (注10) 捜索、救助または移送をいいます。
- (注11) 最終目的地への到着をいいます。
- (注12) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注13) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第11章 入院一時金支払特約が付帯される場合の取扱い

第15条 (入院一時金の削減)

- (1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その傷害または疾病に対し、次の割合により、入院一時金を削減します。

$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{家族旅行特約を付帯しない場合の}} \\ \text{保険契約者が支払うべき保険料}$
--

- (2) (1)の規定が入院一時金支払特約第3条（保険金の削減）の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の入院一時金に対して適用します。

第12章 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約（実損払型）が付帯される場合の取扱い

第16条 (個別適用)

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約（実損払型）の規定は、同特約第5条（当会社の責任限度額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第13章 旅行変更費用補償特約等が付帯される場合の取扱い

第17条 (個別適用)

- (1) 旅行変更費用補償特約の規定は、同特約第6条（当会社の責任限度額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。
- (2) 旅行キャンセル費用補償特約の規定は、同特約第6条（旅行キャンセル費用保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。
- (3) 旅行中断費用補償特約の規定は、同特約第6条（旅行中断費用保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第14章 日本語ガイド等費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第18条 (用語の定義)

日本語ガイド等費用補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
救援者	被災者（注1）の捜索（注2）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注3）をいいます。

	<p>(注1) 救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当する場合または治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③に該当する場合は、継続して3日以上入院した者に限ります。</p> <p>(注2) 捜索、救助または移送をいいます。</p> <p>(注3) これらの者の代理人を含みます。ただし、付添者を除きます。</p>
現地	事故発生地、その被災者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
付添者	被災者以外の被保険者をいいます。
被災者	救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかまたは治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③から⑦までのいずれかに該当した被保険者をいいます。

第19条（個別適用）

日本語ガイド等費用補償特約の規定は、同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第20条（日本語ガイド等費用補償特約の読み替え）

この特約については、日本語ガイド等費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（保険金を支払う場合）

「第2条（保険金を支払う場合）」

当社は、次のいずれかに該当したことにより、被保険者（注1）が責任期間中に負担を余儀なくされた費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、日本語ガイド等費用保険金として被保険者（注2）に支払います。

- ① 傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する傷害治療費用保険金が支払われる場合
- ② 疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する疾病治療費用保険金が支払われる場合。ただし、緊急歯科治療費用補償特約に基づく疾病治療費用補償特約第2条に規定する疾病治療費用保険金が支払われる場合は除きます。
- ③ 治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②に該当したことにより同特約に規定する治療・救援費用保険金が支払われる場合。ただし、緊急歯科治療費用補償特約に基づく治療・救援費用補償特約第2条に規定する治療・救援費用保険金が支払われる場合は除きます。
- ④ 救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する救援者費用等保険金が支払われる場合。ただし、次条(1)②アに規定する救援者の支出した日本語ガイド等にかかる費用を支払うのは、継続して3日以上入院（注3）した場合に限ります。
- ⑤ 治療・救援費用補償特約第2条(1)③から⑦までのいずれかに該当したことにより同特約に規定する治療・救援費用保険金が支払われる場合。ただし、次条(1)②アに規定する救援者の支出した日本語ガイド等にかかる費用を支払うのは、継続して3日以上入院（注3）した場合に限ります。
- ⑥ 被保険者が旅行行程中で、かつ、日本国外において生じた偶然な事故、置き忘れまたは紛失によって旅券について被った損害に対して、携行品損害補償特約（再調達価額払

用)第2条(保険金を支払う場合)に規定する携行品損害
保険金が支払われる場合

- (注1) 次条(1)②に該当する費用の場合には、保険契約者および被
保険者の親族を含みます。
- (注2) 次条(1)②に該当する費用の場合には、その費用の負担者と
します。
- (注3) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために
要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転につ
いて治療のため医師が必要と認めた場合に限りま

② 第3条(費用の範囲)

「第3条(費用の範囲)

(1) 前条の費用とは、次に掲げるものをいいます。ただし、この
保険契約に付帯された他の特約において保険金の支払の対象と
なる費用の額を除きます。

① 前条①から③までのいずれかに該当した場合

ア. その被保険者が負担した次に掲げる費用

(ア) その被保険者の入院または通院のために雇い入れた日
本語ガイド等にかかる費用

(イ) 医師の処置または処方による薬剤を購入するために雇
い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(ウ) 医師の指示により宿泊施設(注1)で静養する場合に雇
い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(エ) 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたは
その病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、
他の病院または診療所へ移転するために雇い入れた日
本語ガイド等にかかる費用

イ. 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離
脱した場合において、その被保険者が負担した次に掲げる
いずれかの費用

(ア) その被保険者が当初の旅行行程に復帰するために雇い
入れた日本語ガイド等にかかる費用

(イ) その被保険者が直接帰国するために雇い入れた日本語
ガイド等にかかる費用(注2)

② 前条④または⑤に該当した場合

ア. 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した
救援のために必要な日本語ガイド等にかかる費用

イ. 当初の旅行行程を離脱した場合において、被保険者が負
担した次に掲げるいずれかの費用

(ア) 付添者が当初の旅行行程に復帰するために雇い入れた
日本語ガイド等にかかる費用

(イ) 付添者が直接帰国(注3)するために雇い入れた日本語
ガイド等にかかる費用

③ 前条⑥に該当した場合

ア. 旅券または渡航書を取得するためその被保険者が負担し
た次に掲げる費用

(ア) 保険事故の生じた地から旅券発給地または渡航書発給
地へ赴くために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(イ) 旅券発給または渡航書発給に必要な施設を訪れるため
に雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(ウ) 旅券発給または渡航書発給に必要な施設において手続
をするために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

イ. その被保険者が旅券または渡航書を取得するため当初の
旅行行程を離脱した場合において、被保険者が負担した次

- に掲げるいずれかの費用
- (ア) その被保険者が当初の旅行行程に復帰するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用
- (イ) その被保険者が直接帰国するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用^(注2)
- (2) 前条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から(1)①から③までの費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への日本語ガイド等費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)、次条および第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定により算出した日本語ガイド等費用保険金をその機関に支払います。
- (3) 被保険者等が負担した(1)の費用が、社会通念上妥当な金額、または、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当会社はその超過額に対しては日本語ガイド等費用保険金を支払いません。

(注1) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注2) 日本国外に居住しているその被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するために雇い入れた日本語ガイド等の雇入費用を含みます。

(注3) 最終目的地への到着をいいます。

第15章 弁護士費用等補償特約が付帯される場合の取扱い

第21条（個別適用）

弁護士費用等補償特約の規定は、同特約第7条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第16章 ペット預入延長費用補償特約等が付帯される場合の取扱い

第22条（個別適用）

- (1) ペット預入延長費用補償特約の規定は、同特約第5条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。
- (2) ペット預入延長保険金支払特約の規定は、同特約第5条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第17章 基本条項

第23条（保険責任期間の延長）

- (1) 普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までには予定されているにもかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当したことにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、7日間を限度として延長されるものとします。

① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間^(注1)に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間^(注1)中に死亡した場合

ウ. 責任期間^(注1)中に発病した疾病を直接の原因として責任期間^(注1)が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間^(注1)中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き

治療を受けていた場合に限りです。

エ. 責任期間(注1)中に被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間(注1)中に被った傷害を直接の原因として入院(注2)した場合

イ. 責任期間(注1)中に発病した疾病(注3)を直接の原因として入院(注2)した場合。ただし、責任期間(注1)中に治療を開始していた場合に限りです。

③ 責任期間(注1)中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山(注4)中に遭難した場合。なお、山岳登山(注4)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定日の翌日午前0時(注5)以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるもののいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

ア. 警察その他の公的機関

イ. サルベージ会社または航空会社

ウ. 遭難救助隊

④ 責任期間(注1)中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

(2) (1)①または②の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(3) (1)において、被保険者が保険期間の末日の翌日から7日以内に旅行の最終目的地へ到着した場合は、その被保険者に対する当会社の保険責任は、その被保険者が住居(注6)に帰着した時に終わります。

(注1) 保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

(注2) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

(注3) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(注4) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注5) 下山予定地の標準時によります。

(注6) 被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。

第24条 (この保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第1条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第25条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第11条(保険契約の失効)の規定は適用しません。

第26条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

数次海外旅行者に関する特約

第1条 (保険金を支払う場合)

180 (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合

にも、そのすべての海外旅行に対して、この保険契約に基づいて保険金を支払います。

- (2) 当会社は、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険責任は負いません。

第2条 (特約の取扱い)

この保険契約に付帯されている特約は、次のとおり取り扱うものとします。

- ① 疾病治療費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

ア. 第2条 (保険金を支払う場合) (1)①の規定中「直接の原因として責任期間」とあるのは「直接の原因としてその責任期間」、同条(1)①イの規定中「責任期間中に」とあるのは「その責任期間中に」、同条(1)②の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」

イ. 第10条 (保険金の請求) (2)①の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」、同条(2)②の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」

ウ. 第13条 (普通保険約款の読み替え) の規定中「責任期間開始前または責任期間終了後」とあるのは「その責任期間開始前またはその責任期間終了後」

- ② 疾病死亡保険金支払特約は次のとおり読み替えて適用します。

ア. 第2条 (保険金を支払う場合) (1)②の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」、「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」、同条(1)②イの規定中「責任期間中に」とあるのは「その責任期間中に」、同条(1)③の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」

イ. 第9条 (保険金の請求) (2)⑤の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」

- ③ 救済者費用等補償特約については、第2条 (保険金を支払う場合)

(1)①ウの規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」、「責任期間中に治療」とあるのは「その責任期間中に治療」、同条(1)②イの規定中「責任期間中に治療」とあるのは「その責任期間中に治療」と読み替えて適用します。

- ④ 治療・救済費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

ア. 第2条 (保険金を支払う場合) (1)②の規定中「直接の原因として責任期間」とあるのは「直接の原因としてその責任期間」、「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」、同条(1)②イの規定中「責任期間中に」とあるのは「その責任期間中に」、同条(1)③イの規定中「責任期間中に治療」とあるのは「その責任期間中に治療」、同条(1)⑤ウの規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」、「責任期間中に治療」とあるのは「その責任期間中に治療」

イ. 第14条 (保険金の請求) (2)④の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」、「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」

ウ. 第17条 (普通保険約款の読み替え) の規定中「責任期間開始前または責任期間終了後」とあるのは「その責任期間開始前またはその責任期間終了後」

一時帰国中補償特約

- (1) 当会社は、保険期間の中途において被保険者が一時的に帰国する場

合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程中とみなし、この保険契約に基づく保険金を支払います。

- ① 被保険者が外為法(注1)に規定する居住者である場合は、帰国した日(注2)の翌日から起算して30日間
 - ② 被保険者が外為法(注1)に規定する非居住者である場合は、帰国した日(注2)の翌日から起算して90日間
- (2) (1)の保険金とは、次に掲げる保険金をいいます。
- ① 傷害死亡保険金支払特約に基づく傷害死亡保険金
 - ② 傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級表型)または傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害保険金支払区分表型)に基づく傷害後遺障害保険金(注3)
 - ③ 傷害治療費用補償特約に基づく傷害治療費用保険金
 - ④ 疾病治療費用補償特約に基づく疾病治療費用保険金
 - ⑤ 治療・救援費用補償特約に基づく治療・救援費用保険金
 - ⑥ 疾病死亡保険金支払特約に基づく疾病死亡保険金
 - ⑦ 個人賠償責任補償特約に基づく賠償責任保険金
- (3) (1)①および②に規定する期間を経過した後に被保険者が海外渡航をする場合には、出国手続を完了した時から旅行行程が再開するものとします。

(注1) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号)をいいます。

(注2) 入国手続を行った日をいいます。

(注3) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約に基づく保険金を含みます。

緊急一時帰国費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語(50音順)	定義
海外渡航期間	旅行行程開始後、被保険者が最初の出国手続を完了した時から、海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続を完了した時まで(注)をいいます。ただし、その出国からその入国までの期間が、3か月間以上の場合に限ります。 (注) 一時帰国している期間を除きます。
海外の住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される海外の住宅をいいます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
継続契約	次条に規定する費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等の保険期間の終了日(注)の翌日を保険期間の開始日とする普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約をいいます。 (注) その保険契約または共済契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

航空券等	帰国のために利用する交通機関の航空券または乗船券等 ^(注) をいいます。 (注) 利用する日時が特定されているものをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
制度	保険契約者または被保険者の次条(1)の費用負担を軽減する企業体等の規程に基づく制度等をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、海外渡航期間中をいいます。
保険事故	被保険者が緊急に一時帰国することの原因となった次条(1)①から③までのいずれかに該当することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国したために保険契約者または被保険者が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、緊急一時帰国費用保険金としてその費用の負担者に支払います。
- ① 責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が死亡した場合
 - ② 責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が危篤となった場合
 - ③ 責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- (2) (1)の「緊急に一時帰国」とは、(1)①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて10日を経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手続を完了し、かつ、入国手続を完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、被保険者が一時帰国のため乗客として搭乗しているもしくは搭乗予定の交通機関^(注)または被保険者が入場している施設が第三者による不法な支配を受けた場合または公権力によって拘束を受けた場合には、その時から不法な支配または拘束から解放され帰国の行程につくことができる状態に復するまでに要した日数で、かつ、社会通念上妥当な日数を限度として、(2)に規定する入国手続までの日数は延長されるものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、正当な理由がある場合には、(2)に規定する入国手続までの日数または再び海外の住宅へ赴くまでの日数は、妥当な日数を限度として、延長されるものとします。
- (5) (1)①から③までに規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、(1)①から③までのいずれかに該当した時におけるものをいいます。ただし、(1)①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を(1)①から③までのいずれかに該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

(注) 空港、港、駅等の施設を含みます。

第3条（費用の範囲）

前条(1)の費用とは次に掲げるものをいいます。

- ① 航空運賃等交通費
被保険者の一時帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の

往復運賃をいいます。

② 宿泊施設の客室料および諸雑費

ア. 宿泊施設の客室料とは、一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、14日分を限度とします。

イ. 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費^(注)および一時帰国した地において支出した交通費等をいいます。

ウ. アおよびイの費用は、合計して20万円を限度とします。

(注) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② 緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が緊急一時帰国費用保険金の一部の受取人である場合には、緊急一時帰国費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

(2) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の原因^(注2)が海外渡航期間開始時または保険期間の開始時^(注3)のいずれか遅い時より前に生じていた場合は、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

(3) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当した時^(注4)以前に航空券等の購入の予約がなされ、または購入されており、その航空券等を利用して一時帰国した場合は、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 第2条(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

(注3) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時をいいます。

(注4) 第2条(1)①または②において、同条(1)①または②に該当したことの直接の原因が傷害または疾病である場合は、その傷害が発生した時または疾病が発病した時をいいます。

第5条 (緊急一時帰国費用保険金の支払)

(1) 当会社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、妥当な部分についてのみ緊急一時帰国費用保険金を支払います。

(2) この保険契約が継続契約である場合において、第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の原因^(注)がこの保険契約の保険期間の開始時より前に生じていたときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された緊急一時帰国費用保険金の額と、原因が生じた時の保険契約の支払条件により算出された緊急一時帰国費用保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

(3) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる金額に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者が、第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額

② 保険契約者または被保険者が、制度により給付を受けられる場合には、その給付を受けられる金額

(注) 第2条(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

第6条（当会社の責任限度額）

- (1) 当会社が、この保険契約に基づき支払うべき緊急一時帰国費用保険金の額は、1回の一時帰国につき、保険証券記載の緊急一時帰国費用保険金額をもって限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当したことにより複数回一時帰国した場合には、当会社は、2回目以降の一時帰国により発生した第3条（費用の範囲）の費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等内の親族が、第2条（保険金を支払う場合）(1)①に該当したこと。
 - ② 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等内の親族が、同一の原因により第2条(1)②に該当したこと。
 - ③ 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等内の親族が、第2条(1)③と同一の場合に該当したこと。
- (3) 2回目の一時帰国が(2)②に該当したことによる場合において、その一時帰国をした日からその日を含めて30日以内に死亡したときには、その一時帰国については(2)の規定は適用しません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を緊急一時帰国費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、海外渡航期間開始時または保険期間の初日の午前0時のいずれか遅い時に始まり、海外渡航期間終了時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に次のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。
- ① 保険事故が発生していた場合
 - ② 第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の原因（注）が発生していた場合
- (4) (3)②の、発病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(注) 第2条(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

第9条（他の給付制度に関する通知）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用について保険契約者または被保険者が給付を受けることができる制度が制定されたとき、または制度があることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（事故の通知）

- (1) 保険事故の発生により被保険者が一時帰国した場合は、保険契約者または被保険者は、一時帰国した日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび一時帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて緊急一時帰国費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 緊急一時帰国費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が緊急一時帰国費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいずれかに該当したことによる一時帰国の場合
 - ア. 死亡または危篤の原因が傷害である場合は、当会社の定める傷害状況報告書および公の機関(注1)の事故証明書
 - イ. 死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ウ. 危篤の場合は、危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書
 - エ. 死亡または危篤の原因が疾病である場合は、その疾病が保険料領収日または責任期間開始日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書
 - オ. 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
 - カ. 被保険者の印鑑証明書
 - キ. 第3条(費用の範囲)①および②に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ク. 航空券等の利用日時が確認できる書類
 - ケ. 海外の住宅に再び赴くことを確認できる書類
 - コ. 緊急一時帰国費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - サ. その他当会社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - ② 第2条(1)③に該当したことによる一時帰国の場合
 - ア. 当会社の定める事故状況報告書
 - イ. 公の機関(注1)の事故証明書
 - ウ. 被保険者の印鑑証明書
 - エ. 第3条①および②に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書

- オ. 航空券等の利用日時が確認できる書類
- カ. 海外の住宅に再び赴くことを確認できる書類
- キ. 緊急一時帰国費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
- ク. その他当社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 緊急一時帰国費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条(代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して緊急一時帰国費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を緊急一時帰国費用保険金として支払った場合

保険契約者または被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者または被保険者が取得した債権の額から、緊急一時帰国費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者または被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条(この特約が付帯された保険契約における旅行行程の取扱い)

この特約が付帯された保険契約については、旅行行程は、被保険者が一時帰国するために入国手続を完了してからその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く場合に、その出国手続を完了した時から再開するものとして、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第14条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(用語の定義)告知事項の規定中「他の保険契約等に関する事項」とあるのは「他の保険契約等およびこの特約第1条(用語の定義)に規定する制度に関する事項」

② 第6条(告知義務)(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのは「この特約の保険事故またはその原因(この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。)が生じる前に」

第15条(重大事由による解除に関する特則)

(1) 当社は、保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、

(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに関生した保険事故による費用に対しては、当社は、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。この場合において、既に緊急一時帰国費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者等^(注2)が普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等^(注2)に生じた費用については適用しません。

(注1) 被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(注2) 保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者をいいます。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

家族緊急一時帰国費用追加補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
本人	緊急一時帰国費用補償特約の被保険者をいいます。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) 当社は、この特約により、本人に加えて、本人に帯同する家族を緊急一時帰国費用補償特約に限り被保険者とします。

- (2) (1)という家族とは次の者をいいます。

- ① 本人の配偶者および子
- ② 本人と生計を共にする本人の3親等内の親族

第3条 (緊急一時帰国費用補償特約の親族の範囲)

この特約については、緊急一時帰国費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの規定中「被保険者」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第4条 (支払限度額の個別適用)

この特約については、緊急一時帰国費用補償特約第6条(当社の責任限度額)(1)の規定は、第2条(被保険者の範囲)に規定するそれぞれの被保険者ごとに適用します。ただし、これによって同特約第6条(1)に定める当社の支払うべき緊急一時帰国費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、緊急一時帰国費用補償特約の規定を準用します。

個人賠償責任補償特約 (長期契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者の旅行の目的のために供される宿泊施設（注1）または居住施設（注2）をいい、その宿泊施設または居住施設の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。 （注1） ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 （注2） 宿泊施設以外で宿泊することを主たる目的とした施設をいいます。
親権者等	親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に生じた次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、賠償責任保険金を支払います。
- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する事故
 - ② 被保険者の日常生活（注）に起因する事故
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者等を被保険者とします。ただし、当社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が保険期間中に生じた(1)①または②の偶然な事故により他人に加えた身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、親権者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

（注）住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩

序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行またはアルバイト業務(注1)の遂行に起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者は除きます。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対しては、賠償責任保険金を支払います。

ア. 宿泊施設(注3)の客室(注4)に与えた損害

イ. 住宅における次のいずれかに該当する損害

(ア) 居住施設(注5)内の部屋(注6)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水(注7)による水濡れによる損害に限りません。

(イ) 居住施設(注5)内の部屋(注6)以外に与えた火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水(注7)による水濡れによる損害

ウ. 賃貸業者から保険契約者もしくは被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用動産に与えた損害

- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶(注8)、車両(注9)もしくは銃器(注10)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 汚染物質(注11)の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質(注11)の排出、流出、溢出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は除きます。
- (2) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金または懲罰的賠償金に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

(注1) 一時的、臨時的に収入を得るために、夏期休暇、冬期休暇、年度休暇等に行う仕事または勉学と両立させる形で期間を限って行う仕事をいいます。

(注2) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注4) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(注5) 宿泊施設以外で宿泊することを主たる目的とした施設をい

います。

(注6) 部屋内の動産を含みます。

(注7) 水が溢れることをいいます。

(注8) 原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。

(注9) 原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

(注10) 空気銃を除きます。

(注11) 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第5条（支払保険金の範囲）

(1) 当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限りま

す。

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
② 保険事故が発生した場合において、被保険者が第8条（事故の発生）(1)②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用

③ ②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

⑤ 第9条（当社による解決）(1)に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

(2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注）とします。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかつた費用を除きます。

第6条（保険金の支払額）

当社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 1回の保険事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度とします。

② 前条(1)②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条(1)④の費用は、1回の保険事故につき、同条(1)①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条(1)④の費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{前条(1)①の損害賠償金}}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を賠償責任保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条 (事故の発生)

- (1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 第三者から損害の賠償を受ける^(注1)ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないっさいの手段を講ずること。
- ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- (2) (1)①の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容^(注2)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)①および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、次の金額を差し引いて、賠償責任保険金を支払います。
- ① (1)①もしくは④、(2)もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② (1)②に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求^(注1)をすることによって取得することができたと認められる額ならびに損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (1)③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (当社による解決)

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができま

す。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が賠償責任保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ 損害を証明する書類

④ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注)

⑤ その他当会社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

(注) 賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する賠償責任保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注3)

- (3) 賠償責任保険金請求権^(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、賠償責任保険金請求権^(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する賠償責任保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第12条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額的全額を賠償責任保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 〔(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。〕
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等
 - ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害等

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

生活用動産損害補償特約（長期契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者が海外に滞在する目的のために供される宿泊施設（注1）または居住施設（注2）をいい、その宿泊施設または居住施設の敷地内の動産および不動産を含みます。

	(注1) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 (注2) 宿泊施設以外で宿泊することを主たる目的とした施設をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 定期券は除きます。
渡航書発給地	保険事故の生じた地から渡航書の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
保険事故	保険の対象の損害の原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
旅券発給地	保険事故の生じた地から旅券の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、保険期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、生活用動産損害保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または次のいずれかに該当する損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 生活用動産損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物等、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、蒸発その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等

- ⑪ 保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣
- ⑫ 保険の対象に生じた汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑬ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑭ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑮ 詐欺または横領
- ⑯ 楽器の音色または音質の変化

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。ただし、これらの損害が火災、落雷、爆発、破裂、地震、噴火、台風・暴風・暴風雨・旋風・竜巻・洪水・高潮・豪雨などの風水災、航空機の墜落、車両の飛び込みまたは盗難の結果として生じた場合を除きます。

- ① ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊
- ② 温度または湿度の変化によって保険の対象に生じた損害
- ③ 保険の対象のうち管球類に生じた損害
- ④ 液体の流出

第5条（保険の対象の範囲）

(1) 保険の対象は、被保険者が所有する物または旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物で次のいずれかに該当する物とします。

- ① 被保険者が旅行行程中に携行する物
- ② 住宅に保管中の物

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、保険の対象に含まれます。
- ② 預金証書または貯金証書（注1）、クレジットカードその他これらに準ずる物。ただし、旅券または運転免許証については、保険の対象に含まれます。
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 船舶（注2）、自動車等およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行うための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ 飲食料品および電気、ガスその他の燃料品
- ⑨ 輸送（注3）中の物
- ⑩ クリーニング、一時荷物預かりおよび修理等のため有償で業者に委託した物
- ⑪ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等
- ⑫ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑬ その他保険証券記載の物

- (注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
(注3) 「携行」を含みません。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき生活用動産損害保険金の額は、損害の額から、1回の保険事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払う生活用動産損害保険金の額は、同一保険年度内に生じた保険事故による損害に対して、保険証券記載の生活用動産損害保険金額をもって限度とします。

第7条（保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 当社が生活用動産損害保険金を支払うべき前条の損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とし、価値の下落（注1）は損害の額に含めません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、生じた損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。
- (4) 第9条（損害の発生）(5)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の発生後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第9条（損害の発生）(5)の費用の合計額を損害の額とします。
- (7) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券または運転免許証の場合には、次に掲げる費用を損害の額とします。ただし、1回の保険事故につき、5万円を限度とします。
- ① 旅券の取得費用
旅券の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用
ア. 保険事故の生じた地から旅券発給地へ赴く被保険者の交通費
イ. 領事官に納付した発給手数料および電信料
ウ. 旅券発給地における被保険者の宿泊施設（注2）の客室料
エ. 旅券発給用の写真代
 - ② 渡航書の取得費用
旅券の発給に代えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用
ア. 保険事故の生じた地から渡航書発給地へ赴く被保険者の交通費
イ. 領事官に納付した発給手数料
ウ. 渡航書発給地における被保険者の宿泊施設（注2）の客室料
エ. 渡航書発給用の写真代
 - ③ 運転免許証の再発行費用
再発給手数料
- (8) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が20万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を20万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を5万円とみなします。
- (9) (1)から(8)までの規定における費用とは、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当

額（注3）とします。

（注1）格落損をいいます。

（注2）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注3）この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を生活用動産損害保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（損害の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求（注1）権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

(2) (1)②の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者は、(1)②および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて生活用動産損害保険金を支払います。

① (1)①に違反した場合は、損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額

② (1)②、(2)もしくは(3)に違反した場合は、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ (1)③に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたものと認められる額

(5) 当会社は、次に掲げる費用を支払います。

① (1)①の損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうちで必要または有益であったもの

② (1)③の手続のために必要な費用

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 生活用動産損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者が生活用動産損害保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ④ 生活用動産損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注)
 - ⑤ その他当会社が普通保険約款第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

- (注) 生活用動産損害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条 (被害物の調査)

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて生活用動産損害保険金を支払います。

第12条 (盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が生活用動産損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が生活用動産損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第9条(損害の発生)(5)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が生活用動産損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った生活用動産損害保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた生活用動産損害保険金^(注)に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (5) (2)または(4)に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して、生活用動産損害保険金を請求することができます。この場合において、当会

社が生活用動産損害保険金を支払うべき損害の額は第7条（保険金を支払うべき損害の額）の規定によって決定します。

(注) 第9条（損害の発生）(5)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用に対する生活用動産損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して生活用動産損害保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を生活用動産損害保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、生活用動産損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 「(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。」

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第5条（保険の対象およびその範囲）(2)⑤の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを

含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）

第1章 個人賠償責任補償条項

第1条（適用の範囲）

この補償条項は、個人賠償責任補償特約（長期契約用）が付帯された保険契約に適用します。

第2条（被保険者の範囲）

個人賠償責任補償特約（長期契約用）における被保険者は、保険証券記載の被保険者のほか日本国外に居住する次のいずれかに該当する者とします。

① 保険証券記載の被保険者の配偶者

② 保険証券記載の被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族

③ 保険証券記載の被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

第3条（個別適用）

個人賠償責任補償特約（長期契約用）の規定は、同特約第6条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第2章 生活用動産損害補償条項

第4条（適用の範囲）

この補償条項は、生活用動産損害補償特約（長期契約用）が付帯された保険契約に適用します。

第5条（被保険者の範囲）

生活用動産損害補償特約（長期契約用）における被保険者は、保険証券記載の被保険者のほか日本国外に居住する第2条（被保険者の範囲）(1)のいずれかに該当する者とします。

第6条（個別適用）

生活用動産損害補償特約（長期契約用）の規定は、同特約第6条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

家族総合賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
記名被保険者	保険証券記載の者をいいます。
財物の損壊	有体物の滅失、汚損または損傷をいいます。ただし、有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商号権その他これらに類する権利を含まず、滅失には紛失、盗取または詐取を含みません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

住宅	<p>保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅^(注)をいいます。</p> <p>(注) その住宅の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。</p>
身体の障害	<p>負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害^(注)または死亡を含みます。</p> <p>(注) 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。</p>
第一次保険契約	<p>保険証券記載の地域における被保険者による自動車または車両^(注)の所有、使用または管理に起因する損害に対して保険金を支払うべき保険証券記載の他の保険契約をいいます。</p> <p>(注) 原動力が専ら人力であるもの、遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。</p>
他の第一次保険契約等	<p>重複保険契約の保険証券に記載された他の保険契約等^(注)をいいます。</p> <p>(注) 次条(2)に規定する自動車または車両の所有、使用または管理に起因する損害に対して保険金を支払うべき保険契約を除きます。</p>
超過損害額	他の第一次保険契約等の補償限度額を超過する損害額をいいます。
被保険者	<p>記名被保険者のほか日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。ただし、責任無能力者を除きます。また、この特約の規定は、第6条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。</p> <p>① 記名被保険者の配偶者</p> <p>② 記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族</p> <p>③ 記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p>
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次条(1)の事故をいいます。
補償限度額	保険証券記載の補償限度額をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に生じた次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、家族総合賠償責任保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する事故

- ② 被保険者の日常生活(注1)に起因する事故
- (2) (1)の損害のうち、保険証券記載の地域における被保険者による自動車または車両(注2)の所有、使用または管理に起因する損害については、当会社は、1回の事故による損害の額が、第一次保険契約によって支払われる金額または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対して家族総合賠償責任保険金を支払います。

(注1) 住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(注2) 原動力が専ら人力であるもの、遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、家族総合賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、家族総合賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、疾病に起因する損害賠償責任に限ります。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対しては、家族総合賠償責任保険金を支払います。
 - ア. 宿泊施設(注2)の客室(注3)に与えた損害
 - イ. 火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水(注4)による水濡れにより住宅に与えた損害
 - ウ. 貸貸業者から保険契約者もしくは被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用動産に与えた損害
 - エ. 住宅内で一時的に管理する他人の財物に与えた損害

- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機もしくは船舶(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 被保険者が所有、使用または管理する自動車または車両により、競技、競争、興行(注6)または試運転(注7)をしている間のその自動車または車両に起因する損害賠償責任
- (2) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金または懲罰的賠償金に対しては、家族総合賠償責任保険金を支払いません。

(注1) 被保険者の居住の用に供される住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(注4) 水が溢れることをいいます。

(注5) 原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を除きます。

(注6) いずれもそのための練習を含みます。

(注7) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う家族総合賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ② 保険事故が発生した場合において、被保険者が第11条(事故の発生)(1)②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に直接要した費用
- ⑥ 第12条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が、被保険者に家族総合賠償責任保険金として支払うべき前条①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、1回の保険事故につき、保険証券記載の免責金額を超過する部分をいい、かつ、補償限度額をもって限度とします。ただし、第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)⑥エの損害については、1回の保険事故につき10万円を限度とします。
- (2) 当会社が、被保険者に家族総合賠償責任保険金として支払うべき前条②から⑥までの費用については、その全額とします。ただし、同条④および⑤の費用は、1回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が補償限度額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条④および⑤の費用} \times \frac{\text{補償限度額}}{\text{前条①の損害賠償金}}$$

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(2)の損害については、前条の損害賠償金および費用の合計額が、1回の保険事故につき、第一次保険契約によって支払われる金額または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い額を超過した場合に限り、その超過額に対して補償限度額を限度に家族総合賠償責任保険金を支払います。

第7条（第一次保険契約の維持義務）

- (1) 被保険者は、保険期間中第一次保険契約を維持または更新しなければなりません。
- (2) 被保険者が第一次保険契約の維持または更新を怠った場合には、当会社は、第一次保険契約が有効に維持または更新されていたとしたら支払われるべき金額または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い金額を差し引いて、家族総合賠償責任保険金の支払額を決定します。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を家族総合賠償責任保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（旅行先の変更に関する通知義務）

保険契約締結の後、被保険者が旅行先を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（保険料の返還または請求—旅行先の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 旅行先の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、旅行先の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、旅行先の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、家族総合賠償責任保険金を削減して支払います。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく前条の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、旅行先の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、家族総合賠償責任保険金を削減します。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による家族総合賠償責任保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から家族総合賠償責任保険金を削減して支払う旨の被保険者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または旅行先の変更の事実（注1）があった時か

ら5年を経過した場合には適用しません。

- (6) (4)の規定は、旅行先の変更の事実(注1)に基づかずに発生した損害については適用しません。

(注1) 前条の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、前条の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り
ます。

第11条 (事故の発生)

- (1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 第三者から損害の賠償を受ける(注1)ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないっさいの手段を講ずること。

③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、直ちに書面により当社に通知すること。

- (2) (1)①の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容(注2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)①および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、次の金額を差し引いて、家族総合賠償責任保険金を支払います。

① (1)①もしくは④、(2)もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当社が被った損害の額

② (1)②に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額ならびに損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額

③ (1)③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第12条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができま
す。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行
について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合
は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて家
族総合賠償責任保険金を支払います。

第13条（保険金の請求）

- (1) 家族総合賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険
者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額に
ついて、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、
または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から
発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または家族総合賠償責任保険金を受け取るべき者が家族総
合賠償責任保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券
および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければ
なりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償
責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求
権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 家族総合賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を
受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当会社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定
める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または
証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定
めたもの

（注） 家族総合賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とし
ます。

第14条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する家族総合賠償責任
保険金請求権（注1）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、家族総合賠償責任保険
金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後
に、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前
に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に
支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前
に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会
社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前
に、当会社が被保険者に家族総合賠償責任保険金を支払うことを損
害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払
う場合（注3）
- (3) 家族総合賠償責任保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の
第三者に譲渡することはできません。また、家族総合賠償責任保険金
請求権（注1）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さ
えることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者
が当会社に対して家族総合賠償責任保険金の支払を請求することが
できる場合を除きます。

- (注1) 第5条(支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する家族総合賠償責任保険金請求権を除きます。
- (注2) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第15条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して家族総合賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を家族総合賠償責任保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、家族総合賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第16条(重大事由による解除に関する特則)

- 当社は、普通保険約款第14条(重大事由による解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。
- 〔(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。〕
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等
- ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害等

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

被害者治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅（注）をいいます。 （注）その住宅の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	家族総合賠償責任補償特約第1条（用語の定義）に定める身体の障害をいいます。
治療費用	次に掲げる費用のうち、保険事故の発生の日から1年間に要した妥当なものをいいます。 ① 医師の診察費、処置費および手術費 ② 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ③ X線検査費、諸検査費および手術室費 ④ 職業看護師費。ただし、謝礼および礼金は含みません。 ⑤ 病院または診療所へ入院した場合の入院費
被保険者	家族総合賠償責任補償特約第1条（用語の定義）に定める被保険者をいいます。
保険事故	被保険者が次条に掲げる他人の身体の障害のいずれかについて治療費用を負担する原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、保険期間中に発生した偶然な事故による次のいずれかに該当する他人の身体の障害について、被保険者がその治療費用を負担することによって被った損害に対して、保険証券記載の補償限度額を限度に被害者治療費用保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する事故による他人の身体の障害
- ② 被保険者の日常生活（注）に起因する事故による他人の身体の障害
- ③ ①および②以外の事故による次のいずれかに該当する他人の身体の障害
 - ア. 被保険者の許可を得て住宅内にいる他人の身体の障害
 - イ. 住宅に隣接する道路上にいる他人の身体の障害。ただし、身体の障害が被害者自身の行為によって発生した事故による場合を除きます。

（注）住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する身体の障害に対して治療費用を負担することによって被った損害に対しては、被害者治療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に起因する他人の身体の障害
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所

- 有、使用または管理に起因する他人の身体の障害
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、疾病に限ります。
 - ④ 被保険者と同居する親族の身体の障害
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する他人の身体の障害
 - ⑥ 被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する他人の身体の障害
 - ⑦ 航空機、船舶（注2）の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害
 - ⑧ 被保険者の所有、使用もしくは管理する自動車または車両（注3）に起因する他人の身体の障害

- (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注2) 原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を除きます。
- (注3) 原動力が専ら人力であるもの、遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

第4条（損害賠償保険金との関係）

当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の損害につき、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払う被害者治療費用保険金は、当会社が家族総合賠償責任補償特約の規定により支払う家族総合賠償責任保険金に充当します。

第5条（家族総合賠償責任補償特約との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族総合賠償責任補償特約の規定を準用します。

自動車賠償責任危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、家族総合賠償責任補償特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する家族総合賠償責任保険金を支払いません。

留学継続費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
学校	一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。
学校に在籍する学生または生徒	学校への入学手続を終えた者を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
扶養者	被保険者の親族のうち、被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。

保険事故	扶養者が、被保険者が扶養者に扶養されなくなる原因となった次条(1)①または②のいずれかに該当することをいいます。
留学	勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、扶養者が次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、留学継続費用保険金を被保険者に支払います。
- ① 保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② 保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が別表の第1級に認定された場合
- (2) (1)②の規定にかかわらず、扶養者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
- (3) (1)②の場合において、別表の第1級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、第1級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、第1級に該当したものとみなします。
- (4) 傷害の原因となった同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の等級とします。
- ① 別表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
- ② ①以外の場合で、別表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
- ③ ①および②以外の場合で、別表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
- ④ ①から③まで以外の場合には、重い後遺障害の該当する等級
- (5) (1)②の場合において、既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表に掲げる等級とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって扶養者が前条(1)①または②のいずれかに該当する状態となったことにより被保険者が被った損失に対しては、留学継続費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
- ② 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ④ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が留学継続費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、留学継続費用保険金を支払います。
- ⑦ 扶養者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑨ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑧もしくは⑨の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、次のいずれかに該当する場合には、留学継続費用保険金を支払いません。

- ① 扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②のいずれかに該当する状態になった時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒でない場合
- ② 扶養者が第2条(1)①または②のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、次の算式によって算出した額を留学継続費用保険金として一時に支払います。

扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する状態になった時 ^(注) から保険証券記載の予定留学終了時までの期間	×	保険証券記載の留学継続費用保険金額	=	留学継続費用保険金の支払額
--	---	-------------------	---	---------------

- (2) (1)に規定する期間が1年に満たない場合または(1)に規定する期間に1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により留学継続費用保険金の額を決定します。

(注) 被保険者が留学のために出国していない場合には出国した時とします。

第6条 (死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、第2条(保険金を支払う場合)(1)①の傷害によって扶養者が死亡したものと推定します。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の損失に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合

計額がこの保険契約の支払責任額^(注)を超えるときは、当会社は、次に定める額を留学継続費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
この保険契約の支払責任額^(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等において、支払責任額がこの保険契約の支払責任額を超えるものがある場合は、他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。

第8条 (扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に通知したときは、新たな扶養者について、この特約を適用します。

第9条 (特約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時にこの特約は効力を失います。
 - ① 当会社が留学継続費用保険金を支払った場合
 - ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
 - ③ 被保険者が扶養者により扶養されなくなった場合。ただし、前条の規定により、新たな扶養者について、この特約を適用する場合を除きます。
- (2) (1)の規定によりこの特約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第10条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者は、損失が発生したことを知った場合は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて留学継続費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 留学継続費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当する状態になった時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が留学継続費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①の事由による場合

- ア. 被保険者の印鑑証明書または旅券
- イ. 死亡診断書または死体検案書
- ウ. 被保険者の戸籍謄本
- エ. 当会社の定める傷害状況報告書
- オ. 公の機関^(注1)の事故証明書
- カ. 留学継続費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注2)
- キ. 扶養者が被保険者の親族であったことを証明する書類
- ク. 保険事故発生時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
- ケ. 保険事故発生時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒であったことを証明する書類
- コ. その他当会社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

② 第2条(1)②の事由による場合

- ア. 被保険者の印鑑証明書または旅券
- イ. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- ウ. 被保険者の戸籍謄本
- エ. 当会社の定める傷害状況報告書
- オ. 公の機関^(注1)の事故証明書
- カ. 留学継続費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注2)
- キ. 扶養者が被保険者の親族であったことを証明する書類
- ク. 保険事故発生時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
- ケ. 保険事故発生時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒であったことを証明する書類
- コ. その他当会社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 留学継続費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他留学継続費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、扶養者または留学継続費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのは「この特約の保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。

第14条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

〔(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。〕

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。〕

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 後遺障害等級表

等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したものと (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものと (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものと
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したものと (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

	<p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>
第4級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したのとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第5級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p>

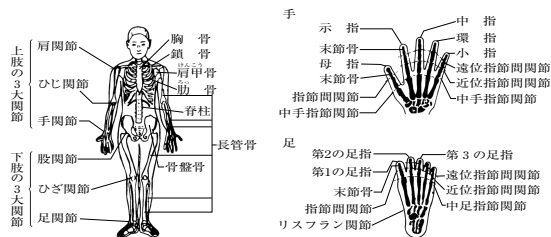
	<ul style="list-style-type: none"> (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み3 の手指または母指以外の4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼の矯正視力が0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの

第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの
------	--

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



代替要員派遣費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
現地	被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
使用者	被保険者の使用者をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
代替要員	被保険者の行うべき業務を代行する者をいいます。
代替要員派遣費用保険金額	保険証券記載の代替要員派遣費用保険金額をいいます。
保険事故	被保険者が次条(1)①または②のいずれかに該当することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、代替要員を派遣したことによって使用者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、代替要員派遣費用保険金として使用者に支払います。

① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合

ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り。

エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合

イ. 責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限り。

(2) (1)の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(注1) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り。

(注2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

第3条（費用の範囲）

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。ただし、同条(1)①または②のいずれかに該当した日からその日を含めて180日以内に使用者が負担した費用に限り。

① 航空運賃等交通費

現地へ赴く代替要員の現地までの船舶、航空機等の往復運賃（注1）をいい、代替要員1名分を限度とします。

② 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における代替要員1名分の宿泊施設（注2）の客室料をいい、前条(1)①に該当した場合は30日分を、同条(1)

②に該当した場合は被保険者の入院日数分の2倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分を限度とします。

(注1) 使用者の規定等で代替要員の地位によって定められている座席クラスと同等クラスの座席の運賃相当額とします。

(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

第4条（保険金額の削減）

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当したことにより費用が発生した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていないときは、次の割合により代替要員派遣費用保険金額を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料 (注)

(注) 別表に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条 (保険金を支払う場合) (1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、代替要員派遣費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)①エに該当した場合は代替要員派遣費用保険金を支払います。
 - ② 使用者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条(1)①エに該当した場合は代替要員派遣費用保険金を支払います。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格 (注2) を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)①アに該当した場合には代替要員派遣費用保険金を支払います。
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)①アに該当した場合には代替要員派遣費用保険金を支払います。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑦ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥ もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群 (注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第2条 (保険金を支払う場合) (1)①または②に該当したことにより発生した費用に対しては、代替要員派遣費用保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条 (代替要員派遣費用保険金の支払)

当会社は、第3条 (費用の範囲) の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額 (注1) についてのみ代替要員派遣費用保険金を支払います。ただし、次のいずれかの給付等がある場合には、その支払を受けた金額に対しては、代替要員派遣費用保険金を支払いません。

- ① 使用者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ② 使用者が負担した費用を補償するために行われたその他の給付(注2)

(注1) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。
(注2) 他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第7条 (当会社の責任限度額)

- (1) 当社がこの保険契約に基づき支払うべき代替要員派遣費用保険金の額は、保険期間を通じ、代替要員派遣費用保険金額をもって限度とします。
- (2) この保険契約の保険期間が1年を超える場合には、保険年度ごとに(1)の規定を適用します。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を代替要員派遣費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条 (事故の通知)

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または使用者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または使用者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または使用者は、(1)および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または使用者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて代替要員派遣費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 代替要員派遣費用保険金の当社に対する保険金請求権は、使用者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または代替要員派遣費用保険金を受け取るべき者が代替要員派遣費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険事故発生を証明する書類
- ② 代替要員派遣費用保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）①および②に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ③ 代替要員派遣費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
- ④ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

（注）代替要員派遣費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または使用者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して代替要員派遣費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が費用の全額を代替要員派遣費用保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または使用者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または使用者が取得した債権の額から、代替要員派遣費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または使用者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および使用者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第12条（家族旅行特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族旅行特約が付帯された場合においても、この特約の被保険者は、家族旅行特約第1条（被保険者の範囲）に規定する本人のみとします。

第13条（重大事由による解除に関する特則）

- (1) 当社は、保険契約者、被保険者または代替要員派遣費用保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注1）を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による費用に対しては、当社は、代替要員派遣費用保険金を支払いません。この場合において、既に代替要員派遣費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者等（注2）が普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第14条(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注2）に生じた費用については適用しません。

- (注1) 被保険者または代替要員派遣費用保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその代替要員派遣費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (注2) 保険契約者、被保険者または代替要員派遣費用保険金を受け取るべき者をいいます。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第4条 (保険金額の削減) の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条 (暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければならない。
- (2) 普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿またはこれに準ずる管理資料を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければならない。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害等に対しては、次の割合により保険金額を削減します。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額} \times \frac{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて当会社が算出した確定保険料の合計額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額}}$$

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金額を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った損害等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わ

なければなりません。

- (2) 普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿またはこれに準ずる管理資料を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害等に対しては、次の割合により保険金額を削減します。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険} \\ \text{者の保険} \\ \text{金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の被保険者1} \\ \text{名あたりの保} \\ \text{険金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{遅滞または脱漏の生じた通知日} \\ \text{以前に実際に行われた通知に基} \\ \text{づいて当社が算出した確定保} \\ \text{険料の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{遅滞または脱漏の生じた通知日} \\ \text{以前に遅滞および脱漏がなか} \\ \text{ったものとして、当社が算出し} \\ \text{た確定保険料の合計額} \end{array}}$$

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金額を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領取するまでの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50 音順)	定義
確定保険料	第 8 条 (通知) (1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料 (注) をいいます。 (注) 被保険者ごとの保険契約の保険期間内で分割された保険料を含みます。
継続契約	普通保険約款または同種の危険を補償する保険約款に基づく被保険者ごとの保険契約の保険期間の終了日 (注) と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。 (注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第 2 条 (継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)①の規定にかかわらず、疾病治療費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。
- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注) 第 6 条 (暫定保険料) の暫定保険料および第 9 条 (確定保険料) (2)の確定保険料の払込期日後 1 か月を経過して払い込まれた確定保険料をいいます。

第 3 条 (継続契約における治療・救援費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、治療・救援費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第 2 条 (保険金を支払う場合) (1)の規定にかかわらず、治療・救援費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を支払います。
- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された治療・救援費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された治療・救援費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病

した疾病に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

(注) 第6条(暫定保険料)の暫定保険料および第9条(確定保険料)(2)の確定保険料の払込期日後1か月を経過して払い込まれた確定保険料をいいます。

第4条(継続契約における緊急一時帰国費用保険金の支払に関する取扱い)

当会社は、緊急一時帰国費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の原因(注1)の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注2)を領収した時までの期間である場合は、その原因により生じた同特約第2条(1)①または②に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

(注1) 緊急一時帰国費用補償特約第2条(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

(注2) 第6条(暫定保険料)の暫定保険料および第9条(確定保険料)(2)の確定保険料の払込期日後1か月を経過して払い込まれた確定保険料をいいます。

第5条(継続契約における歯科治療費用保険金の支払に関する取扱い)

当会社は、歯科治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、同特約第2条(保険金を支払う場合)の発病の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した歯科疾病に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。

(注) 第6条(暫定保険料)の暫定保険料および第9条(確定保険料)(2)の確定保険料の払込期日後1か月を経過して払い込まれた確定保険料をいいます。

第6条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第7条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿またはこれに準ずる管理資料を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第8条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害等に対しては、次の割合により保険金額を削減します。

各被保険者の保険金額 = 保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額 ×

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて当社が算出した確定保険料の合計額
遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金額を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第9条 (確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った損害等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

企業等の包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
確定保険料	第8条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
継続契約	普通保険約款または同種の危険を補償する保険約款に基づく被保険者ごとの保険契約の保険期間の終了日(注)と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。 (注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。

第2条 (継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続

されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①の規定にかかわらず、疾病治療費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。

- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注) 第6条（暫定保険料）の暫定保険料をいいます。

第3条（継続契約における治療・救済費用保険金の支払に関する取扱い）

- (1) 当会社は、治療・救済費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降である場合は、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、治療・救済費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救済費用保険金を支払います。
- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、治療・救済費用保険金を支払いません。

(注) 第6条（暫定保険料）の暫定保険料をいいます。

第4条（継続契約における緊急一時帰国費用保険金の支払に関する取扱い）

当会社は、緊急一時帰国費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の原因(注1)の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注2)を領収した時までの期間である場合は、その原因により生じた同特約第2条(1)①または②に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

(注1) 緊急一時帰国費用補償特約第2条(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

(注2) 第6条（暫定保険料）の暫定保険料をいいます。

第5条（継続契約における歯科治療費用保険金の支払に関する取扱い）

当会社は、歯科治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、同特約第2条（保険金を支払う場合）の発病の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した歯科疾病に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。

(注) 第6条(暫定保険料)の暫定保険料をいいます。

第6条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第7条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿またはこれに準ずる管理資料を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第8条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害等に対しては、次の割合により保険金額を削減します。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険} \\ \text{者の保険} \\ \text{金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の被保険者1} \\ \text{名あたりの保} \\ \text{険金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{遅滞または脱漏の生じた通知日} \\ \text{以前に実際に行われた通知に基} \\ \text{づいて当社が算出した確定保} \\ \text{険料の合計額} \\ \hline \text{遅滞または脱漏の生じた通知日} \\ \text{以前に遅滞および脱漏がなか} \\ \text{ったものとして、当社が算出し} \\ \text{た確定保険料の合計額} \end{array}$$

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金額を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第9条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領取するまでの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除もしくは取消し
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社が行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。

保険料	この保険契約の保険料 ^(注) をいいます。 (注) 契約内容変更時の追加保険料を含みます。
-----	---

第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者^(注)と保険契約者が同一である場合に限ります。

(注) 会員として認められた法人または団体を含みます。

第3条 (保険料領収前に生じた保険事故の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時^(注)以後、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(2)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(3)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合^(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料相当額の全額の領収を確認した後、に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保

険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、当社は、その額を領収したものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

前払式支払手段による保険料支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
指定前払式支払手段	当社の指定する前払式支払手段をいいます。
商品券等	前払式支払手段のうちプリペイドカード以外のもの、代価の弁済に充てることができる金額が証票に記載され、発行者等（注）に交付して使用するものをいいます。 （注）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
他の特約	普通保険約款に付帯されている他の特約をいいます。
プリペイドカード	前払式支払手段のうち、代価の弁済に充てることができる金額が証票に電磁的方法（注1）により記録され、その発行者等（注2）に提示して使用するものをいいます。 （注1）電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。 （注2）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
前払式支払手段	商品券等またはプリペイドカードをいいます。

第2条（前払式支払手段による保険料支払の承認）

当社は、保険契約者が、この特約の付帯されている保険契約の保険料の全部または一部を、指定前払式支払手段により支払うことを承認します。

第3条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い）

(1) 当社は、次に掲げる時以降に生じた保険事故については、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式支払手段を使用した場合は、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用します。

- ① 指定前払式支払手段が商品券等の場合は、保険契約者から、券面額が指定前払式支払手段により支払う保険料相当額である指定前払式支払手段の交付を受けた時
- ② 指定前払式支払手段がプリペイドカードの場合は、指定前払式支払手段により支払う保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式支払手段から電磁的方法（注）により引き落とされた時

- (2) 保険料の一部を指定前払式支払手段で支払う場合には、指定前払式支払手段以外で支払われるべき保険料を領収した時以降についてのみ、(1)の規定を適用します。

(注) 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。

第4条 (追加保険料の適用除外)

普通保険約款および他の特約の規定により請求される追加保険料については、この特約の適用はありません。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
契約意思の表示	保険契約申込みの意思の表示をいいます。
通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第2条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
 - ② 電話、情報処理機器等の通信手段(注)を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1)①の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。ただし、あらかじめ旅行者を旅行等の取扱いを依頼した者に、申込書および通知書を送付または配布した場合で、当会社が申込書の送付を受けたときは、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行わないものについては、その旨を申込人に通知するものとします。
- (3) (1)②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。
- (4) (3)の規定により当会社から申込書が送付された場合には、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社または代理店へ返送するものとします。
- (5) 保険契約者により(4)の申込書が所定の期間内に当会社または代理店に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1)に規定する申込みがなかったものとして取り扱います。

(注) インターネット等の通信ネットワークを含みます。

第3条 (告知義務の取扱い)

- (1) 当社は、普通保険約款第6条(告知義務)(3)に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する場合についても、同条(2)の規定を適用しません。
- ① 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者が告知事項について当社に事実を告げることを妨げた場合
 - ② 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者に対して、告知事項について当社に事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合
- (2) (1)の規定は、保険媒介者(注)による(1)①および②の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

(注) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第4条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、第2条(保険契約の申込み)(2)の通知書または同条(3)の通知書もしくは電子データメッセージによる通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

当社は、通知書または電子データメッセージによる通知に記載された保険料(注)の払込期限後1か月を経過した後も、その払込期限までに払い込まれるべき保険料(注)の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面または保険契約者の電子メールアドレスにあてた電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

(注) 保険料を分割して払い込む場合には、第1回の保険料をいいます。

第6条 (この特約による当会社への通知方法)

保険契約者または被保険者が、契約内容変更その他当会社の定める通知を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段(注)によって行うものとします。

(注) インターネット等の通信ネットワークを含みます。

第7条 (他の特約との関係)

この保険契約に付帯される他の特約に、「契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の保険料の払込方法に関する定めのある場合であっても、これを適用しません。

第8条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(用語の定義)告知事項の定義

「危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書、通知書もしくはそれに代わる書面の記載事項とすること、または電話、情報処理機器等の通信手段(注1)において確認事項とすることによって、当社が告知を求めたものをいいます。(注2)

(注1) インターネット等の通信ネットワークを含みます。

(注2) 他の保険契約等に関する事項を含みます。 」

- ② 第9条(契約年齢の誤りの処置)(3)の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのは「保険契約申込書に記載されたまたは保険契約者が当社に契約意思の表示を行う際に申し出た」

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

企業等の災害補償規定等特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語(50音順)	定義
遺族補償額	遺族補償に充てられる金額をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定で、保険証券に記載したものをいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
普通保険約款等	普通保険約款または特約をいいます。

第2条(死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、この特約により、この特約が付帯された普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。ただし、保険契約者が企業等の連合体の場合には被保険者の所属する企業等とし、この場合には本特約の規定において「保険契約者」とあるのは「被保険者が所属する企業等」と読み替えて適用します。
- (2) (1)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額(注)を限度とします。
- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
災害補償規定等に規定する遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当社は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、遺族補償額(注)を限度とします。

(注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を差し引いた残額とします。

第3条(保険金の請求)

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書

類

② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類

③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2)ただし書または同条(4)ただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

旅行業者が契約する海外旅行保険契約に関する特約

当社は、この特約により、被保険者が保険証券記載の海外旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間を、旅行行程とみなします。

日本語ガイド等費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
支払対象特約	傷害治療費用補償特約、疾病治療費用補償特約、治療・救済費用補償特約、救済者費用等補償特約および携行品損害補償特約（再調達価額払用）のうち、この保険契約に付帯された特約をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
添乗員	保険証券記載の海外旅行に参加する旅行者に同行し、旅程管理業務を行う者をいいます。
日本語ガイド等	日本語または日本語以外の言語での付添い等のサービスを提供することを日本国外において職業とする者および当社が認めた日本から派遣する者をいいます。ただし、添乗員、被保険者の親族、同行旅行者は含みません。
日本語ガイド等にかかる費用	日本語ガイド等の雇入費用、その日本語ガイド等が負担した交通費、宿泊費および通信費等ならびに通訳会社による電話通訳を利用した場合の利用費および通信費をいいます。
日本語ガイド等の雇入費用	日本語ガイド等への報酬をいいます。ただし、謝金および礼金は含みません。
日本語ガイド等費用保険金額	保険証券記載の日本語ガイド等費用保険金額をいいます。
被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
保険事故	支払対象特約の用語の定義において規定する保険事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当したことにより、被保険者（注1）が

責任期間中に負担を余儀なくされた費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、日本語ガイド等費用保険金として被保険者(注2)に支払います。

- ① 傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する傷害治療費用保険金が支払われる場合
- ② 疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する疾病治療費用保険金が支払われる場合。ただし、緊急歯科治療費用補償特約に基づく疾病治療費用補償特約第2条に規定する疾病治療費用保険金が支払われる場合は除きます。
- ③ 治療・救援費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②に該当したことにより同特約に規定する治療・救援費用保険金が支払われる場合。ただし、緊急歯科治療費用補償特約に基づく治療・救援費用補償特約第2条に規定する治療・救援費用保険金が支払われる場合は除きます。
- ④ 救援者費用等補償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する救援者費用等保険金が支払われる場合
- ⑤ 治療・救援費用補償特約第2条(1)③から⑦までのいずれかに該当したことにより同特約に規定する治療・救援費用保険金が支払われる場合
- ⑥ 被保険者が旅行行程中で、かつ、日本国外において生じた偶然な事故、置き忘れまたは紛失によって旅券について被った損害に対して、携行品損害補償特約(再調達価額払用)第2条(保険金を支払う場合)に規定する携行品損害保険金が支払われる場合

(注1) 次条(1)②に該当する費用の場合には、保険契約者および被保険者の親族を含みます。

(注2) 次条(1)②に該当する費用の場合には、その費用の負担者とします。

第3条(費用の範囲)

(1) 前条の費用とは、次に掲げるものをいいます。ただし、この保険契約に付帯された他の特約において保険金の支払の対象となる費用の額を除きます。

① 前条①から③までのいずれかに該当した場合

ア. 被保険者が負担した次に掲げる費用

(ア) 被保険者の入院または通院のために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(イ) 医師の処置または処方による薬剤を購入するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(ウ) 医師の指示により宿泊施設(注1)で静養する場合に雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(エ) 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ転移するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

イ. 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、被保険者が負担した次に掲げるいずれかの費用

(ア) 被保険者が当初の旅行行程に復帰するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用

(イ) 被保険者が直接帰国するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用(注2)

② 前条④または⑤に該当した場合は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した救援のために必要な日本語ガイド等にかかる費用

③ 前条⑥に該当した場合

ア. 旅券または渡航書を取得するため被保険者が負担した次に掲げ

る費用

- (ア) 保険事故の生じた地から旅券発給地または渡航書発給地へ赴くために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用
 - (イ) 旅券発給または渡航書発給に必要な施設を訪れるために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用
 - (ウ) 旅券発給または渡航書発給に必要な施設において手続をするために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用
- イ. 被保険者が旅券または渡航書を取得するため当初の旅行行程を離脱した場合において、被保険者が負担した次に掲げるいずれかの費用
- (ア) 被保険者が当初の旅行行程に復帰するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用
 - (イ) 被保険者が直接帰国するために雇い入れた日本語ガイド等にかかる費用 (注2)
- (2) 前条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から(1)①から③までの費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への日本語ガイド等費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)、次条および第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定により算出した日本語ガイド等費用保険金をその機関に支払います。
- (3) 被保険者等が負担した(1)の費用が、社会通念上妥当な金額、または、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当会社はその超過額に対しては日本語ガイド等費用保険金を支払いません。

(注1) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注2) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するために雇い入れた日本語ガイド等の雇入費用を含みます。

第4条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき日本語ガイド等費用保険金の額は、保険期間を通じ、その事由の発生1回につき、日本語ガイド等費用保険金額を限度とします。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、当会社は、次に定める額を日本語ガイド等費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合この保険契約の支払責任額 (注) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等において、支払責任額がこの保険契約の支払責任額を超えるものがある場合は、他の保険契約等のうち最も高い支払責任額とします。

第6条(事故の発生)

- (1) 保険契約者、被保険者または日本語ガイド等費用保険金を受け取るべき者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)の費用の発生および拡大の防止に努めること。

- ② 費用発生の状況を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 第三者から損害の賠償を受ける(注1)ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- (2) (1)②の場合において、保険契約者、被保険者または日本語ガイド等費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または日本語ガイド等費用保険金を受け取るべき者は、(1)②および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または日本語ガイド等費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、次の金額を差し引いて日本語ガイド等費用保険金を支払います。
- ① (1)①に違反した場合は、費用の発生および拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1)②、(2)もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ (1)③に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額
- (5) 当社は、次に掲げる費用を支払います。
- ① (1)①の費用の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であったもの
- ② (1)③の手続のために必要な費用

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条 (保険金の請求)

- (1) 日本語ガイド等費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者等が費用を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または日本語ガイド等費用保険金を受け取るべき者が日本語ガイド等費用保険金の支払を請求する場合(注1)は、支払対象特約に規定する書類のほか、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 第3条(費用の範囲)(1)①から③までに掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書
- ② 日本語ガイド等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)

(注1) 第3条(2)の規定により被保険者等が当社と提携する機関への日本語ガイド等費用保険金の支払を当社に求める場合を含みます。

(注2) 日本語ガイド等費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第8条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用が生じたことにより被保険者

等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して日本語ガイド等費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を日本語ガイド等費用保険金として支払った場合
被保険者等が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者等が取得した債権の額から、日本語ガイド等費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および日本語ガイド等費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

責任期間等の変更に関する特約

第1条 (普通保険約款の読み替え)

当社は、この特約により、普通保険約款第1条(用語の定義)の旅行行程の定義を、次のとおり読み替えて適用します。

用語 (50音順)	定義
旅行行程	保険証券記載の旅行行程をいいます。ただし、被保険者が海外旅行の目的をもって国籍国等 ^(注) からの出国手続を終了してから、日本国における旅行の目的を終了して国籍国等 ^(注) への帰国手続を終了するまでの日本国内の旅行行程に限り、 (注) 国籍または住所を有する国をいいます。

第2条 (傷害治療費用補償特約の保険金を支払う場合の変更)

- (1) 当社は、この特約により、傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①に掲げる費用は、被保険者が日本国内における治療のため現実に支出した費用^(注)に限り、傷害治療費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約により、傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)②に掲げる費用は、被保険者が日本国内における入院により必要となった費用に限り、傷害治療費用保険金を支払います。

(注) 傷害治療費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用を含みます。

第3条 (疾病治療費用補償特約の保険金を支払う場合の変更)

- (1) 当社は、この特約により、疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)①に掲げる費用は、被保険者が日本国内における治療のため現実に支出した費用^(注)に限り、疾病治療費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約により、疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)②に掲げる費用は、被保険者が日本国内における入

院により必要となった費用に限り、疾病治療費用保険金を支払います。

(注) 疾病治療費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用を含みます。

第4条 (治療・救済費用補償特約の保険金を支払う費用の範囲の変更)

- (1) 当社は、この特約により、治療・救済費用補償特約第3条(費用の範囲)(1)①に掲げる費用は、被保険者が日本国内における治療のため現実に支出した費用(注)に限り、治療・救済費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約により、治療・救済費用補償特約第3条(費用の範囲)(1)②に掲げる費用は、被保険者が日本国内における入院により必要となった費用に限り、治療・救済費用保険金を支払います。

(注) 治療・救済費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用を含みます。

第5条 (緊急歯科治療費用補償特約の疾病治療費用および治療・救済費用の範囲の変更)

当社は、この特約により、緊急歯科治療費用補償特約第4条(疾病治療費用および治療・救済費用の範囲)(1)および(2)に掲げる費用は、被保険者が日本国内における治療のため現実に支出した費用に限り、疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金を支払います。

第6条 (疾病に関する応急治療・救済費用補償特約の保険金を支払う費用の範囲の変更)

当社は、この特約により、疾病に関する応急治療・救済費用補償特約第4条(費用の範囲)(1)に規定する費用は、被保険者が日本国内における治療のため現実に支出した費用に限り、保険金を支払います。

保険期間延長の追加保険料支払に関する特約

第1条 (保険料の払込み)

当社は、この特約により、保険契約者からこの保険契約の保険期間の終期を延長する申出を受けた場合において、次のいずれかに該当したことにより保険期間の終期までに追加保険料を払い込むことが困難であるときは、その追加保険料の払込みを猶予することがあります。この場合には、保険契約者は、当社が指定する日までに追加保険料を払い込むものとします。

- ① 保険契約者が滞在する国または日本国の金融機関が休業または既に営業時間が終了している場合
- ② 保険契約者が滞在する地域に金融機関がない場合

第2条 (保険料領収前の事故)

当社は、保険契約者が前条の規定に従い追加保険料を払い込まない場合は、延長前の保険期間の終期からその保険料を領収するまでの間に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条 (保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、延長前の保険期間の終期に遡ってその効力を生じます。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

死亡特別保険金支払特約

第1条（死亡特別保険金の支払）

当社は、この特約により、傷害死亡保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害死亡保険金を支払った場合で、傷害死亡保険金の支払事由が被保険者への加害を目的とした第三者^(註)の作為による傷害であるときは、当社が支払った傷害死亡保険金に保険証券記載の死亡特別保険金割合を乗じた額を死亡特別保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 被保険者と生計を共にする親族を除きます。

第2条（死亡特別保険金の請求）

- (1) 死亡特別保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第三者^(註)の作為によって死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 死亡特別保険金を受け取るべき者が死亡特別保険金の支払を受けようとする場合は、傷害死亡保険金支払特約第11条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、傷害が被保険者への加害を目的とした第三者^(註)の作為によるものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

(注) 被保険者と生計を共にする親族を除きます。

第3条（傷害死亡保険金支払特約の読み替え）

死亡特別保険金の支払については、傷害死亡保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）(2)および(3)の規定中「傷害死亡保険金を」とあるのは「死亡特別保険金を」と読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

航空機搭乗中等の死亡特別保険金支払対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
航空機	定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機をいいます。

第2条（死亡特別保険金の支払の変更）

当社は、死亡特別保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第1条（死亡特別保険金の支払）の規定にかかわらず、傷害死亡保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害死亡保険金を支払った場合で、傷害死亡保険金の支払事由が被保険者への加害を目的とした第三者^(註1)の作為による傷害であるときにおいても、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害については、死亡特別保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、海外旅行の目的をもって航空機に搭乗中
- ② 被保険者が、海外旅行の目的をもって旅客定員が200名以上の旅客船^(註2)に乗船中
- ③ ①における「航空機に搭乗中」には次に掲げるものが含まれます。
ア. 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間

- イ。搭乗する航空機が不時着陸した場合において、その航空機の代替として定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用機に搭乗中

- (注1) 被保険者と生計を共にする親族を除きます。
(注2) 主として旅客の運送に従事する船舶をいいます。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

継続包括契約の暫定保険料に関する特約 (企業等の包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用) 用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語 (50音順)	定義
企業包括契約に関する特約	企業等の包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用) をいいます。
継続包括契約	保険契約者が当会社と締結していた企業等の包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用) を付帯した保険期間の満了する日の翌日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
暫定保険料の払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条 (特約の適用)

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ暫定保険料の払込みについての合意がある継続包括契約に適用します。

第3条 (暫定保険料)

- (1) 企業包括契約に関する特約第4条 (暫定保険料) の規定にかかわらず、保険契約者は、暫定保険料の払込期日までに暫定保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条 (保険責任の始期および終期) (5) の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1) の暫定保険料に適用するものとします。

第4条 (暫定保険料領収前の事故)

- (1) 暫定保険料の払込期日までにその払込みがない場合には、保険契約者は、暫定保険料を初回の確定保険料の払込期日までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回の確定保険料の払込期日までに暫定保険料を払い込んだ場合には、暫定保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2) の規定にかかわらず、保険契約者が暫定保険料について、初回の確定保険料の払込期日までその払込みを怠った場合は、当会社は、保険期間の初日から暫定保険料領収までの間に生じた保険事故による損

害等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険契約者にその全額の返還を請求することができます。

第5条（暫定保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当社は、初回の確定保険料の払込期日までに、暫定保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（継続契約における疾病治療費用保険金および治療・救済費用保険金の支払に関する取扱い）

- (1) 当社は、企業包括契約に関する特約第2条（継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い）(1)に定める疾病の原因の発生の時の保険契約にこの特約が付帯されていた場合は、同特約第2条(3)に定める保険契約の保険料のうち、暫定保険料については、初回の確定保険料の払込期日を過ぎて払い込まれた第3条（暫定保険料）の暫定保険料とします。
- (2) 当社は、同特約第3条（継続契約における治療・救済費用保険金の支払に関する取扱い）(1)に定める疾病の原因の発生の時の保険契約にこの特約が付帯されていた場合は、同特約第3条(3)に定める保険契約の保険料のうち、暫定保険料については、初回の確定保険料の払込期日を過ぎて払い込まれた第3条（暫定保険料）の暫定保険料とします。
- (3) 当社は、同特約第4条（継続契約における緊急一時帰国費用保険金の支払に関する取扱い）に定める緊急一時帰国費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の原因（注）の発生の時の保険契約にこの特約が付帯されていた場合は、企業包括契約に関する特約第4条（継続契約における緊急一時帰国費用保険金の支払に関する取扱い）に定める保険契約の保険料のうち、暫定保険料については、初回の確定保険料の払込期日を過ぎて払い込まれた第3条（暫定保険料）の暫定保険料とします。
- (4) 当社は、同特約第5条（継続契約における歯科治療費用保険金の支払に関する取扱い）に定める歯科疾病の発生の時の保険契約にこの特約が付帯されていた場合は、同特約第5条に定める保険契約の保険料のうち、暫定保険料については、初回の確定保険料の払込期日を過ぎて払い込まれた第3条（暫定保険料）の暫定保険料とします。

（注）緊急一時帰国費用補償特約第2条(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

第7条（企業包括契約に関する特約との関係）

この特約に定めのない事項については、企業包括契約に関する特約の規定を準用します。

継続包括契約の暫定保険料に関する特約 （包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
継続包括契約	保険契約者が当会社と締結していた包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）を付帯した保険契約の保険期間の満了する日の翌日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

暫定保険料の払込 期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
----------------	-------------------

第2条（特約の適用）

この特約は、当社と保険契約者の間に、あらかじめ暫定保険料の払込みについての合意がある継続包括契約に適用します。

第3条（暫定保険料）

- (1) 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）第2条（暫定保険料）の規定にかかわらず、保険契約者は、暫定保険料の払込期日までに暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第4条（暫定保険料領収前の事故）

- (1) 暫定保険料の払込期日までにその払込みがない場合には、保険契約者は、暫定保険料を初回の確定保険料の払込期日までに当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回の確定保険料の払込期日までに暫定保険料を払い込んだ場合には、暫定保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が暫定保険料について、初回の確定保険料の払込期日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険期間の初日から暫定保険料領収までの間に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険契約者にその全額の返還を請求することができます。

第5条（暫定保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当社は、初回の確定保険料の払込期日までに、暫定保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）との関係）

この特約に定めのない事項については、包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）の規定を準用します。

保険金請求に関するお問い合わせは
事故受付センター

24時間受付

☎0120-395470 (国内からのみ)

☎(03)6634-4151 (国内・海外からコレクトコール可)
海外からコレクトコールを利用する場合は、海外
安心サービスガイドブックの電話のかけ方をご覧ください。



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー X 16階

JI Accident & Fire Insurance Co., Ltd.

Harumi Island Triton Square, Office Tower X, 16F, 8-10,

Harumi 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 104-6016, Japan

<https://www.jihoken.co.jp>

2020年2月版

J204-177-5944986 (J16A1131)
300M(D)